

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成26年 3 月11日～12日・14日

場 所 第3委員会室

平成26年 3 月 11 日 (火曜日)

午前 9 時 58 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 平成26年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成26年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成26年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 予算
- 議案第18号 平成26年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算
- 議案第19号 平成26年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 予算
- 議案第30号 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第36号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 教育関係の公の施設に関する条

例の一部を改正する条例

- 議案第52号 宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例
- 議案第53号 宮崎県いじめ問題対策委員会条例
- 議案第54号 社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・供給電力量の状況について
 - ・下小原発電所の運転開始について
 - ・企業局施設見学ツアー(工業用水道施設)について
 - ・宮崎県いじめ防止基本方針の策定について

出席委員(6人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員(1人)

委 員 福 田 作 弥

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 白川靖浩
警務部長 水野良彦
警務部参事官兼
首席監察官 黒木典明
生活安全部長 深田周作
刑事部長 横山登
交通部長 武田久雄
警備部長 山内敏
警務部参事官兼
警務課長 柳田勇
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 内山義和
生活安全部参事官兼
地域課長 松山邦廣
総務課長 片岡秀司
会計課長 草留勉
少年課長 河野俊一
交通規制課長 永友逸郎
運転免許課長 長友信明

企業局

企業局長 濱砂公一
副局長 城野豊隆
技 監
(土木担当) 井上康志
技 監
(電気・機械担当) 相葉利晴
総務課長 緒方俊
経営企画監 新穂伸一
工務課長 本田博
開発企画監 喜田勝彦
電気課長 白ヶ澤宗一
施設管理課長 山下雄一
総合制御課長 田村秀秋

事務局職員出席者

議事課主幹 鬼川真治

政策調査課主幹 牧 浩一

○田口委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付しております資料「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。

まず、「1 審査方針について」であります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて平成24年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、「2 当初予算関連議案の審査について」であります。

今回の委員会は審査が長くなることが予想されることから、教育委員会については、3グループに分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと存じます。審査方法について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第34号から第36号及び第45号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなつ

ており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○**田口委員長** 委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

御承知のとおり、本日で東日本大震災発生から3年を迎えました。そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷を捧げたいと存じます。皆様の御起立をお願いいたします。黙祷。

[黙祷]

○**田口委員長** ありがとうございます。黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、審査に入ります。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、本部長の説明を求めます。

○**白川警察本部長** おはようございます。

先日は、補正予算関係議案を可決していただきまして、まことにありがとうございました。

本日、御審議をお願いする案件は、平成26年度宮崎県一般会計予算であります。

当初予算案は、平成26年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を、具体的に実現する予算案として編成したところであり、平成26年度歳出予算額として、恩給及び退職年金を除きまして277億6,852万4,000円をお願いするものであります。

この中には、南海トラフ巨大地震及びそれに伴います津波の被害を想定いたしました災害対

策事業を盛り込んでいるところでもございます。何とぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

また、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例の3件につきましても御審議をお願いいたします。

詳細につきましては、警務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○**田口委員長** 本部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、引き続き議案の審査を行いますが、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況について説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○**水野警務部長** それでは、平成26年2月定例県議会提出の説明をさせていただきます。

ちょっと長くなりますので、座って説明させていただきます。失礼します。

お手元に文教警察企業常任委員会資料という冊子がございますが、こちらはお手元にご覧いただけますでしょうか。

それから、説明資料でございますけど、もう一つ、分厚い資料でございますけれども、平成26年度歳出予算説明資料というものがございます。こちらもお手元で繰りながらごらんいただければと思います。詳細は、487ページから公安委員会関係の説明が出てございます。中心といたしますのは、この印刷物での御説明になりますので、この紙のファイルで見いただければとい

うふうに思います。

それでは、まず資料の1ページ目であります。右肩に資料1—1と書いてありますが、平成26年度歳出予算についての御説明をいたします。

まず、その資料の1番であります。平成26年度歳出予算の概要というふうに書いてございますが、そちらをごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」という平成26年の宮崎県警察の運営方針のもと、「総合的な犯罪抑止対策の推進」など、7項目の運営重点を中心とします治安維持に必要な経費を措置しまして、警察力を確保しようとするものでございます。

この基本的な考え方をもとに、公安委員会関係といたしまして、平成26年度歳出予算額は、その表の中にございますとおり、恩給及び退職年金費を除きまして277億6,852万4,000円をお願いするものでございます。

この予算額でございますが、昨年度と比較いたしますと、人件費につきましては、定年退職者が増加することによる、退職手当の増額等によりまして約3億39万円の増額、それから人件費以外の物件費につきましては、交通安全施設整備の事業費等の増加で3億9,995万1,000円の増額となります。総額では、これを足しまして7億34万1,000円の増額と、表の増減の欄のその下でございます、その額になります。率にいたしますと、対前年度比2.6%の増加となります。

それでは、平成26年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に御説明いたします。資料1—1、同じ資料でございますけれども、2番にあります事業別歳出予算額と主な事業をごらんください。

先ほどの分厚い資料で申し上げますと、491ペ

ージからになります。

まず、この資料の中の上段左側に、会計、科目、事項と書いてございます欄がありますが、その欄の下に下る形で御説明をさせていただきます。

まず(会計)一般会計(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬とあります。委員報酬の右側に書いてございますが、681万6,000円でございますが、これは公安委員3名の報酬でございます。

次に、その下(事項)委員会運営費、これにつきましては744万8,000円でございますが、これは、公安委員会運営に要する経費でございます。

この中で主なものは、その下にありますけれども、警察署協議会運営費でありまして333万9,000円でございます。この警察署協議会運営費でございますけれども、これは県下13警察署全てに警察署協議会というのを置いておるんですけれども、地域住民の意向を警察業務運営に反映させるための会議でございますして、その運営に要する経費として、出席いただきます委員の報酬や旅費などに要する経費でございます。

次に、その下であります。(目)警察本部費(事項)職員費、これが183億2,622万1,000円でございますが、これは職員の人件費でございます。

次に、その下です。(事項)運営費とあります。34億77万2,000円でございますが、歳出予算説明資料では492ページになります。

これは、警察業務を行う上で、その基盤となる通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等のいわゆる職員を設置することによって必要となる経費でございます。

この中で主なものは、その下にありますけれども、退職手当17億9,048万8,000円、それから

「警察業務電算化推進事業」でありまして3億9,722万7,000円、そして新規事業であります。その下に2つありますが、「通信指令システム高度化事業」これが885万6,000円、「警察窓口業務強化事業」169万円であります。

退職手当につきましては、本年1月1日現在での平成26年度末の定年退職予定者を65名と見込みまして、予想される希望退職者等を含む合計97名分を計上しております。平成25年度と比較しますと3億6,619万1,000円の増額となっております。

警察業務電算化推進事業につきましては、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るために、情報技術、いわゆるITでございますが、これを活用した警察業務の電算化を推進するための経費であります。

通信指令システム高度化事業につきましては、お手元に、今、資料1-1と書いてあるわけですが、その次のページを開いていただきまして資料1-2と右肩にあります。この資料をごらんください。

この事業は、多様化・スピード化する犯罪や大規模災害に的確に対応する機能性の高い通信指令システムを構築するため、専門技術に精通したシステム設計業者に仕様書等の作成を委託するというものであります。

現在の通信指令システムが、平成28年の3月にリース更新されるということに備えまして、新システムの仕様や設計作業等を業者に委託することによりまして、110番システム機能の移転や被災情報の集約といった災害対策機能等を付加した機能性の高いシステムの構築が図られるとともに、より公平性の高い仕様となることで、システム構築業者の間で競争性が促進されまし

て、高機能なシステムを、より安価に取得できるものというものでございます。

この事業によりまして、各種犯罪や災害に対しまして、より迅速・的確な初動警察活動を展開することができ、県民の生命、身体及び財産の保護に寄与できるものと考えております。

続きまして、警察窓口業務強化事業につきましては、その右側の資料1-3をごらんください。

この事業は、年々増加する遺失・拾得物業務につきまして、非常勤職員を配置して対応を強化し、適切な窓口業務を推進するものであります。

事業内容につきましては、遺失・拾得物を多数取り扱う警察署に、遺失・拾得物取扱業務に専従する非常勤職員1名を配置し、業務の迅速化と職員の業務負担の改善を図るものであります。

この事業により、遺失者への早期返還が促進されるとともに、遺失・拾得物業務に要する時間が削減されることで、他の窓口業務にもスムーズな対応が可能となり、県民サービスの向上が図られるというふうに期待しております。

続きまして、資料1-1のほうに戻ります。そちらの2番であります事項別歳出予算額と主な事業に再び戻っていただきまして、資料の中ほどであります、(目) 装備費と色抜きで書いてありますが、そこの部分の御説明に移ります。

(目) 装備費(事項) 装備費であります。4億2,117万9,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費であります。

先ほどの分厚い資料で申し上げますと、492ページから493ページにかけてでございます。

この中で主なものは、その下にございますが、

警察活動用車両維持費といたしまして2億8,203万4,000円、その下にもう一つございます、警察ヘリコプター警察活動事業費であります。7,685万5,000円でございます。

この警察活動用車両維持費は、警察が保有しております全車両に係る修繕料、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

また、警察ヘリコプター警察活動事業費につきましては、警察ヘリコプターの運用に関する燃料費、航空機部品や整備用工具等の消耗品、定期点検料、整備士訓練経費、ヘリコプターテレビ伝送システムのリース料等であります。

次に、その下であります(目)警察施設費(事項)警察施設費であります。12億1,869万6,000円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中で主なものは、下に4つほど掲げておりますが、交番、駐在所庁舎新築費でありまして1億6,997万7,000円、その下の職員住宅借家料1億7,758万9,000円、「宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業」1億9,821万9,000円、そして、新規事業でございますが、「警察署庁舎災害対策事業」で1億1,293万4,000円でございます。

このうち、まず交番、駐在所庁舎新築費につきましては、交番、駐在所の建設に係る設計費や建設費及び建設予定地の購入費等でございます。

平成26年度は、高岡警察署の綾駐在所、高鍋警察署の木城駐在所、延岡警察署の東海駐在所の3カ所を新築するほか、えびの警察署の五日市駐在所、延岡警察署の延岡駅交番の建設予定地を購入する予定でございます。

交番や駐在所は、地域住民の安全と安心の拠

点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、ただいまの駐在所につきましては、老朽化に加えまして、来訪者に対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転新築や利用しやすい配置とする現地建てかえを計画しているところであります。

続きまして、職員住宅借家料につきましては、既設の職員住宅宿舎につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設しておりますので、その償還金を支払うものでございます。

また、同じく宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業につきましても、同センターを建設した際に、同じく警察共済組合の不動産投資事業を活用してございまして、その償還金を支払うものでございます。

新規事業の警察署庁舎災害対策事業につきましては、先ほどと同じように、ページをちょっとめくっていただきまして、資料1ー4と右肩にございます資料をごらんいただければと思います。

本事業は、昨年2月に、南海トラフ巨大地震発生時における津波浸水想定区域が公表されましたけれども、津波浸水想定区域内に延岡警察署と高鍋警察署がございまして、非常用発電設備の全部あるいは一部が庁舎敷地内の一角にじかに設置してございまして、津波による浸水で故障するおそれがありますことから、これを防ぐための改修を行いまして、災害発生時における警察署の電力を確保することで、被災者の救助や避難誘導等の災害警備活動を迅速・的確に推進するものでございます。

事業内容につきましては、高鍋警察署と延岡警察署の非常用発電設備について、給油ポンプ

を内蔵させた燃料タンクを整備し、非常用発電機の移設等を行います。

この事業を行うことにより、非常用発電装置が津波による浸水の影響を受けないことから、早急かつ安定的に電源を確保することが可能となり、迅速・的確に住民の救助活動を初めとする災害警備活動を実施することができるとともに、警察署が機能していることで住民に安心感を与えることができるというふうに考えております。

資料1-1に戻っていただけますでしょうか。

先ほどの施設費まで御説明させていただいたかと思いますが、次でございます。(目)運転免許費(事項)運転免許費の欄をごらんください。7億2,909万6,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費であります。

先ほどの分厚い資料でいいますと、493ページから494ページにかけてでございます。

この主なものにつきましては、その下の3つに掲げてありますが、運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料といたしまして1億1,580万3,000円、その下でございます、「道路交通法に伴う講習体制整備事業費」2億560万円、「運転免許証ICカード化導入事業」1億7,959万9,000円でございます。

1つ目の運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料は、運転免許証更新時に行う講習と、それから安全運転管理者に対して行う講習を外部委託して行うための講習業務委託料であります。

また、その下の道路交通法に伴う講習体制整備事業費につきましては、70歳以上の高齢者に対する免許証更新時の高齢者講習や認知機能の検査及び行政処分を受けた停止処分者や軽微違

反者に対して行う違反者・処分者講習の委託料であります。

また、運転免許証ICカード化導入事業につきましては、ICカード免許証を作成する装置のリース料やICカード自体の購入等に要する経費であります。

続きまして、その下であります(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費であります。15億6,718万5,000円でございますが、これは生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費でございます。

先ほどの分厚い資料でいいますと、494ページから495ページであります。

この中で新規事業と改善事業について御説明申し上げますと、その下に3つありますが、まず新規事業であります。「適正な証拠品管理推進事業」、これが4,176万6,000円でございます。改善事業は2つございまして、「南海トラフ巨大地震等災害対策強化事業」が2,579万1,000円、「特殊事件捜査資機材整備事業」が181万円でございます。

それぞれ、新規・改善事業でございますので、お手元の資料の後ろのほう、資料1-5から資料1-7にかけて、ごらんいただければと思います。

まず、資料1-5をごらんください。適正な証拠品管理推進事業であります。

この事業は、重要凶悪事件の公訴時効が廃止または延長されたことに伴いまして、警察署で保管する証拠品の保管期間が長期化し、また、保管量もふえておりますことから、証拠品の適正管理と保管業務の負担軽減のために、証拠品の保管状況を組織的に管理するシステムの構築と、長期の保管を必要とする警察署の証拠品の一部を警察本部で集中管理することで、証拠品

の適正な保管管理を推進するものであります。

事業内容につきましては、現在、証拠品を押収した際の関係書類の作成や、あるいは証拠品の保管、出納、点検は、それぞれ個別の処理を行っているところでございますけれども、当事業によりまして、既存の捜査情報統合システムを改修して、従来の事件管理機能に連動する形で証拠品管理システムを構築することにより、押収時の証拠品データ入力と連動した管理簿の自動作成、それから証拠品出納時のQRコード読み込みによる出納状況の記録等が可能なものとなります。

あわせて、警察本部の証拠品保管庫に、証拠品を保管する証拠品棚及び冷凍庫を整備し、警察署で保管・管理している証拠品の一部を集中管理することによりまして、警察署の証拠品保管スペースの確保、管理負担の軽減を図ってまいります。

証拠品に関する問題が発生しますと、事件等の解決が困難になり、また、県民に警察捜査に対する不信感や治安への不安感を抱かせてしまうこととなります。そこで、この事業を行うことによりまして、証拠品の適正管理に万全を期すことができ、あわせて、各警察署の証拠品保管状況の把握と点検業務の軽減、さらには、管理負担の軽減を図ることができるというふうに考えております。

続きまして、おめくりいただいて資料1—6をごらんください。南海トラフ巨大地震等災害対策強化事業でございます。

この事業は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えまして、被災者の救出・救助活動に必要な装備資機材や備蓄食糧を確保するものであります。

事業内容につきましては、近年発生が予想さ

れ、本県に甚大な被害を及ぼすおそれのある南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、被災者の救出・救助活動に必要な投光器や発電機等の装備資機材を整備し、また、職員の備蓄食糧を確保いたします。

今年度で終期を迎える既存事業におきまして、災害時の装備資機材の計画的な整備を行ってまいりましたが、さらに継続していく必要がありますことから、改善事業として、今後3カ年にわたり装備資機材の整備等を行っていくものであります。

この事業による装備資機材等の充実により、迅速かつ効果的な人命救助活動が可能となり、円滑な災害警備活動が実施できるものと考えております。

続きまして、資料1—7、右側のページへ移っていただきまして、特殊事件捜査資機材整備事業でございます。

この事業は、身の代金目的誘拐事件や人質立てこもり事件等の特殊事件捜査に必要な無線機、防弾衣、閃光弾等の装備資機材を3カ年で整備するものでございます。

この事業で装備資機材を整備することにより、身の代金目的誘拐事件や人質立てこもり事件等の発生に際し、秘匿捜査や突入等の強制捜査に万全を期する捜査体制が早期に確立し、被害者救出と事件解決に資することができ、あわせて、捜査員の殉職受傷事故防止を図ることができるというふうに考えております。

以上、新規改善事業を3つほど説明させていただきました。

再び、資料1—1のほうにお戻りいただければと思います。

これからの説明につきましては、分厚い資料は495ページのほうになります。

引き続き、この資料1—1で説明いたしますが、まず、下から2つ目の(事項)交通安全施設維持費5億2,443万9,000円ではありますが、これは、交通安全施設の維持管理、それから電気・通信料等に要する経費でございます。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費15億6,667万2,000円でございます。これは、交通管制センターの機器の更新、それから信号機の新設や改良、道路標識等の整備等に要する経費でございます。

主なものは、その下に4つほどございます。交通管制及び信号機改良等整備費4億8,887万円でございます。信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費でございます。これが7億5,284万1,000円。続きまして、円滑化対策事業費として2億1,074万4,000円。そして、新規事業でございますが、「災害に強く環境に優しい信号機等整備事業」といたしまして7,420万4,000円あります。

まず、1つ目の交通管制及び信号機改良等整備費は、交通管制、信号機改良、信号機新設、道路標識の整備に係る経費でありまして、国庫補助対象事業でございます。

また、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費は、信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費であり、県単独事業でございます。

また、円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所を円滑化対象地区として指定し、指定された場所について信号機新設や道路標識等の設置を行うための経費でありまして、国庫補助対象事業でございます。

また、新規事業である災害に強く環境に優しい信号機等整備事業につきましては、先ほどと

同様、4枚ほどおめくりいただけますでしょうか。資料1—8と右肩に書いてありますけれども、こちらをごらんください。

この事業でございますけれども、主要幹線道路の信号機への電池式信号機の電源付加装置の設置と信号灯器のLED化、あわせて新設道路への信号機整備により、災害対策等や道路交通の安全と円滑化を図るものでございます。国庫補助対象事業でございます。

事業内容といたしましては、災害対応上、重要な主要幹線道路の信号機に電池式信号機電源付加装置を設置し、信号灯器をLED化します。

この電池式信号機電源付加装置とは、停電時に信号機に電力を自動供給するとともに、既存の信号機電源付加装置であります自動起動型発動発電機のように軽油を燃料としないことから二酸化炭素を排出せず、また、信号灯器のLED化は電球式に比べて消費電力が少なく、二酸化炭素の排出削減効果がございます。環境に優しいものとなるわけでございます。

あわせて、新設される道路の交差点に半感应式信号機、プログラム多段式信号機を設置いたします。

ここで申し上げます半感应式信号機は、自動車等を感知して信号制御を行うものでございまして、プログラム多段式信号機とは、一定の周期で信号制御を行うものでございます。

事業効果でございます。この事業による電池式信号機電源付加装置の設置と信号灯器のLED化により、大規模災害発生時の停電時においても信号機の機能を維持できるとともに、二酸化炭素の排出を抑制して温暖化対策にも効果がございます。

また、交通量が増加する新設道路に信号機を設置することにより、渋滞を防ぎ交通の円滑化

が図られ、さらには交通事故抑止につながります。

これらの交通安全施設整備事業による平成26年度の信号機の新設数は、これは資料1-1のほうに戻って見ていただいたほうがよろしいかもしれません。信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費で6交差点、円滑化対策事業費で1交差点、災害に強く環境に優しい信号機等整備事業で5交差点の計12交差点でございます。

また、来年度の交通安全施設整備事業につきましては、信号機の鋼管柱化、信号灯器のLED化、制御機の更新、大型標識柱の更新といった施設整備をふやし、安全で円滑な交通環境の構築に役立ててまいります。

交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものでございまして、交通事故の発生や交通量等の実態に即し、さらに地域住民や道路利用者などからの要望や意見に配慮しつつ、計画的な整備を図ることとしております。

次に、平成24年度決算に係る決算特別委員会の指摘要望事項への対応について御説明させていただければというふうに思います。

お手元に「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」という表題の資料が配られているかと思いますが、そちらの11ページをごらんいただければと思います。

指摘要望事項につきましては、交通安全対策について、高齢者の交通死亡事故が全国平均より高い割合で推移している状況を踏まえ、引き続き、より効果的な実施方法等について検討するなど、防止対策を強化すること。また、自転車の交通事故も看過できない重大な問題であることから、小学校等での交通安全教室で指導するなど、低年齢時から交通規範意識の醸成に努

めることとございました。

その具体的な対応につきまして説明いたしますと、高齢者の交通事故防止対策として、平成25年中は、高齢者を対象とした交通安全講習669回を実施したほか、高齢者宅6万8,691戸を訪問して個別指導を行い、高齢者に対する交通安全教育を推進してまいりました。

しかし、昨年中も、県内の交通事故死者59人中33人は高齢者でございまして、全国平均と比較すると3.2ポイント高い割合で、中でも、高齢者の歩行中の事故が約半数を占めました。

この現状を踏まえまして、本年は、1月20日から3月10日までの50日間、幹線道沿線に居住する高齢者宅を訪問しての交通安全指導、夜間、車のライトは上向きが原則であることの周知徹底、この2点を重点とした、「高齢歩行者死亡事故抑止50日作戦」と称する緊急対策を実施したところでございます。

今後とも、関係機関・団体等との連携を強化して、高齢者に対する交通安全教育の充実を図るとともに、ドライバーに対しては、高齢歩行者などの交通弱者に対する保護意識の醸成を図りながら、交通事故防止に努めてまいります。

続いて、低年齢時からの交通規範意識の醸成でございますが、平成25年中は、学校関係者や交通安全協会と連携して、小学校1,035回、中学校207回の交通安全教室を実施しております。

内容としては、小学校の低学年には、道路の横断方法などの基本的なルールを、高学年、あるいは中学生には、自転車の安全利用を中心に教育するなど、年齢に応じた交通安全教育となるように努めております。

また、平成25年度は、小学校7校、中学校17校を自転車交通安全モデル校に指定いたしまして、学校単位で交通安全活動を活発化させるこ

とにより、児童生徒の安全意識の向上を図っております。

今後、学校関係者や交通安全協会と連携しながら、充実した交通安全教育を実施して、低年齢時から交通規範意識の醸成を図り、自転車の交通事故防止を初めとした交通事故の抑止に努めてまいります。

以上であります。

予算につきましては以上でございますが、続きまして御説明をさせていただくことになるかと思っております。

条例の改正関係は3つございまして、分厚い資料で申し上げますと、「平成26年2月定例県議会提出議案」とございまして、詳細につきましては、説明の際には、こちらの文教警察企業常任委員会資料のほうをごらんいただければと思っております。

それでは、資料2と右肩にあります、議案第33号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、駐車監視員資格者講習手数料、それから運転免許試験手数料につきまして、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

まず、資料の1でございますが、駐車監視員資格者講習手数料について御説明いたします。

駐車監視員とは、民間に委託された放置駐車車両の確認作業を行うものでございまして、駐車監視員資格者講習を受け、講習後の考査に合格した者にしか、駐車監視員の資格が与えられないこととなっております。

その駐車監視員資格者講習手数料につきましては、資料1の(1)の改正理由のところでございますとおり、平成26年4月1日から消費税

及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定されております手数料の額の標準について、増額改定が必要となる手数料のうち、直近の人員費、物件費の変動の影響を反映しても、なお現行の額の標準に比べて増額改定が必要となる手数料の見直しが行われることから、本県の警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正し、この駐車監視員資格者講習手数料を増額する必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、資料1の(3)の改正の概要にございまして、駐車監視員資格者講習手数料1件につきまして、1万9,000円から2万円に改正をお願いするものでございます。

なお、駐車監視員資格者講習手数料に関しての施行日は、本年の4月1日からを予定しております。

続きまして、2番であります。運転免許試験手数料について御説明いたします。

資料2の(1)の改正理由にございまして、昨年の6月14日に公布されました道路交通法の改正に伴いまして、運転免許試験手数料の標準額を定めた「道路交通法施行令」の一部が改正予定であることから、本県の警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部改正が必要となったものでございます。

改正の内容につきましては、(2)の改正の概要にございまして、てんかんや脳梗塞、統合失調症などの運転に支障のある意識障がいに伴う一定の病気で運転免許が取り消された場合、取り消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験において、学科試験と技能試験が免除される規定が新たに整備されました。このため、道路交通法上の当該条項を、条例中の期限

失効の項目に追加するものでございます。

また、道路交通法の改正により新たな項が追加されて、運転技能検査関係の項ずれが生じたため、条例中の道路交通法の引用条項を改めるものであります。

運転免許試験手数料に関する施行日は、「公布の日から起算して3月を超えない範囲において規則で定める日」を予定しております。

「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についての御説明は以上でございます。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、資料3であります。議案第36号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、特殊勤務手当についてであります。条例によりまして、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とする者に対し支給される手当と定められておりまして、刑事作業手当、警ら作業手当、夜間緊急作業手当等々20種類ございまして、支給額は年間約2億3,300万円でございます。

今回、そのうちの夜間緊急作業手当を整理いたしまして、結果として増額を願います一方、そのための財源とする意味も含めまして、特殊機械保守作業手当の廃止を提案するものでございます。

まず、夜間緊急作業手当とは、突発事案対応等で夜間の業務に従事する場合に支給される手当でございまして、現在、この資料1の(1)のアでございまして、夜間緊急作業1回につき1,240円、ただし、夜間における作業時間が3時間未満の場合は620円が支給されておるところでございます。

今回の改正案につきましては、このイに書いてございますとおり、夜間緊急作業手当の作業時間による区分を撤廃いたしまして、一律で、夜間緊急作業1回につき1,240円とし、捜査現場における実際の苦勞に見合うよう処遇改善を図るものであります。

改善を図ります理由は、その(2)のところにありますように、一つは、まず地方財政計画におきましても「1回につき1,240円」という単価で設定されておりまして、全国47都道府県のうち、39の府県で同様の規定とされていることがあります。

また、もう一つは、夜間緊急作業手当の危険性・困難性の本質は、呼び出しを受けて直ちに出勤すること自体にあるということでございます。今回、職員の処遇改善のための改正を提案するものでございます。

改正に伴う所要額につきましては、(3)の計算式にありますけれども、改正前の支給額は、620円の単価に、過去3年間で夜間緊急作業3時間未満の平均実績作業回数が1,251回ございました。それを掛けまして77万5,620円になります。

この3年間の平均作業実績の1,251回について、改正後の単価1,240円を掛けて積算いたしますと、改正後の支給見込み額は155万1,240円になります。

したがって、今回の改正に伴う所要額は、改正後の支給見込み額から改正前の支給額を差し引きました77万5,620円、この(3)のウでございまして、そちらの額となります。

次に、その資料の2でございまして、特殊機械保守作業手当の廃止について御説明いたします。

特殊機械保守作業手当は、職員が無線等の操作、または保守作業に従事した場合に1日につ

き120円支給するものでございます。

この手当は、地域課の通信指令室、情報管理課照会係等の職員が無線機器を使用して現場の警察官に指令を出したり、現場の警察官からの各種照会へ回答をしたりする作業に対して支給される手当になります。

この特殊機械保守作業手当の過去3年間の平均支給実績を積算しましたところ、その(2)にございますが、77万5,800円でございます。

この手当は、近年、通信機器や周辺機器の進歩によりまして、他の特殊勤務手当と比較して著しく特殊な勤務の程度が低くなりまして、また、国や地方財政計画でも措置されていないことから、見直しを図ることとしたものでございます。

今回、この特殊機械保守作業手当を廃止し、その経費を、勤務の危険、不快、困難性のより高い夜間緊急作業手当の充実に充当させていただくものでございます。

なお、本改正の施行は、本年4月1日として御提案させていただきます。

「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についての御説明は以上でございます。

続きまして、おめくりいただいて、資料4をごらんください。議案第55号「宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず最初に、宮崎県留置施設視察委員会について御説明をさせていただきます。

この留置施設視察委員会は、平成19年に施行されました「刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律」、いわゆる「刑事収容施設法」に基づきまして、留置施設の運営の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保することを目

的として、部外の第三者からなる機関として設置されました。

留置施設視察委員会の任務は、各都道府県警察の管轄区域内にある留置施設を視察して、その運営に関し、警察署長等留置業務管理者に対し、意見を述べることとなっております。

改正の理由でございます。1番であります、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の改正に伴いまして、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期につきましては、国家公安委員会の定める基準を参酌することとされたことから、本県条例につきましても一部改正をお願いする必要が生じたものでございます。

国家公安委員会の定める委員の定数及び任期の基準は、2番にありますとおり、委員の定数の基準につきましては10人以内、それから委員の任期の基準につきましては1年と定められておりますことから、これを参酌して条例で定めることとなったところであります。

本県における現行条例の規定状況は、「委員の定数は4人」と定めており、国家公安委員会の定める10名以内という基準に合致しておりますが、委員の任期につきましては、改正前の刑事収容施設法第21条第3項に「委員の任期は1年とする。」と規定されておりましたことから、法律に規定されておりますので、現行の条例では規定していないということでございました。

以上のことから、3番の条例改正の概要、4番の新旧対照表にございますとおり、委員の任期を新たに1年と規定するとともに、引用条項のずれを修正するために、第1条に「第21条第6項」と書いてありますが、これを「第21条第4項」と条例の一部改正をお願いするものでございます。

条例の施行につきましては、本年4月1日か

らお願いしたいというふうに考えております。

「宮崎県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例」につきましての説明は、以上でございます。

以上、予算、それから条例案につきまして御説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○田口委員長 ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○松村委員 まず、条例について、ちょっと身を教えてくださいということ。

駐車場の件、資料2の駐車監視員資格者講習手数料等についてですけれども、1万9,000円が2万円に上がるということですが、この駐車監視員というのは何人ぐらいいらっしゃる、これは所属としては、この試験を受ける人の受ける資格ってというのはどういうところにあるのかというところをちょっと教えてください。

○武田交通部長 まず、駐車監視員の制度ですけれども、これは平成18年の6月に道路交通法の改正の一部で制定されたものでありまして、いわゆる駐車車両の取り締まりに投入できる警察力、これは非常に限界があるということで、一般の皆さんに試験を受けていただいて、その合格した人が駐車監視員として放置駐車を見つけて標章を張っていくという民間委託の制度でございます。

県内では92名、その資格を持っております。この資格を取るには、公安委員会が行う2日間で10時間の講習を受けまして、そして試験に合格した人が、この駐車監視員ということで、現在92名の方がいらっしゃいます。これは現在、総合警備保障に委託しまして、ここが採用した4名の方が宮崎市内の放置駐車区域で、その取

り締まりに当たっているということでございます。

したがいまして、駐車違反の取り締まりをこういうふうな形で民間委託しまして、あとの警察力をひき逃げだとか、あるいは悪質な交通違反取り締まりにもっと集中させようという制度で、平成18年の道路交通法改正でできたものでございます。当然、駐車標章を張っていただくだけで、後の処理は職員のほうでやるというようなことでございます。

○松村委員 ということは、この駐車監視員というのは、警備保障会社にいらっしゃる方ということですが、実際、この資格を持って、それに当たっている人は宮崎県内に4人しかいないということですね。

それと、資格を取っていらっしゃる方は92名いるということで、1万9,000円から2万円、1,000円増額になるわけですが、これを受ける人たちが、実際、毎年、何人ぐらいいらっしゃるのか。

それと、この試験を受けるためには、資格というか大卒なのかとか高卒以上なのかとか、あるいは警察等のその業務に3年以上経験した人とか、そういう何か基準があるのかということ。

○武田交通部長 資格の詳細は、ちょっと調べますのでお待ちください。

ただ、特別なOBでないといけないとか、全くそういうことはございません。普通の試験を受けるときの一定の欠格事由というのは多分あるんでしょうけども、その部分がクリアできていれば、誰でも受験できるということであろうと思います。それと、特殊な仕事でございまして、*昨年も1名の受験者で、そう多くはないということでございます。

※19ページに発言訂正あり

92名は、あくまでも今までに試験を合格した人で、我々は警備保障に委託しまして、その警備保障の中にいらっしゃる勤務員かどうかわかりません。ただ、その警備保障会社で、92名の中から雇用をしていただくということでございます。

○松村委員 私も、もっとたくさんいらっしゃるのかなと思って。道を歩いていたりすると、駐車場を何か、警察じゃない方々がちょっと回っていらっしゃるなというところを感じたんで、宮崎県内には、そういう駐車違反等に関しての民間の方がもっといらっしゃる、監視員がいらっしゃるのかなと思ったら、県内には4人しかいないということで、今、そこだけ確認させていただきました。これはいいです。

それと、もう一つ条例に関しては資料3でございますけど、これは夜間緊急作業というものの危険性、困難性、それに伴う処遇改善ということで、宮崎県が数少ない、それに対応していなかったことに対する新たな取り組みだと思えます。これはよろしいんじゃないかと思うんですけども。夜間緊急作業等についていうと、どういうことを指すのか、具体的に、例えばこんなものですかということがあれば、ひとつ御紹介していただくとありがたいです。

○水野警務部長 私も、制度上の話ではございますので、事件、事故でございます。例えば殺人事件とか、あるいは強盗とかひき逃げとか、いろんな重要凶悪事件の捜査でございますけども、この重要凶悪事件に発展するおそれのあるストーカー、DV、行方不明者の捜索です。あるいは事件性の見きわめが重要となる検視、さらにはひったくり、ひき逃げなど身近な犯罪の捜査、こういったところについて、一刻を争うような状況がございますので、それに対応する

ための重要な作業として夜間緊急作業が入っておるわけでございます。

○松村委員 大変ですよ。お風呂に入ってゆっくりしたときに、急に呼び出されて、これを3時間で終わってきたかとか、そういうのってなかなか難しいですよ。だから、今までの取り扱いが、余りいい取り扱いじゃなかったかなと思いますから、当然なことだと思いますので、これはわかりました。

それと、もう一つだけちょっと。信号機交通安全施設整備に関してです。資料の1-1の下にあります交通管制及び信号機改良等整備費、それと信号機新設、円滑化対策、そして災害に強く環境に優しい信号機等整備事業っていうのも、信号機の設置が入っていると思うんですけども。それぞれ信号機をつけられるようですけど、その事業の最後の災害に強くっていうのはバッテリーを内蔵したっていうことで、緊急的に停電になってもできるということで、これは納得したんですけど。そのほかの事業に対しても、それぞれ信号機の設置ということを言われてましたけども、どういう、それぞれの事業の違いがあるのかということと、年間、どれぐらいの信号の改良ができるのか。各市町村、各警察署には、信号機をつけてくださいという皆さんの要望があると思うんですけども、その要望に対して何%、本年度でクリアできるのかっていうことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○水野警務部長 済みません、私のほうから、全て御説明できない部分があるかもしれませんので、不足の部分は交通部長に補っていただきながら説明させていただければというふうに思います。

確かに信号機の設置については、いろんな事

業、信号機の新設という話がございまして、ちょっと混乱させてしまったのかなと思ひまして、改めて御説明申し上げますと、先ほど申し上げました国の補助金が入るかどうとかいうことで事項が分けてあります。県単独でやる場合とか、国の補助金を受けてやる場合とか、いろいろございます。

特に災害に強く環境に優しいというのは、国のほうの補助金を受けて信号機の新設を行うものでございます。

交通管制のほうにつきます信号機の改良の関係でございます。先ほど、改良について何件ぐらいかという話がございましたので、こちらの積算ベースではありますけれども約十数基ほど信号機の改良が、この交通管制関係ではございます。

それから、その下の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備事業でございます。こちらは県単独で整備する信号機の新設に関する事業でございます。これにつきましては信号機の新設は、積算ベースでございますけれども約6基ほどが予定されているというふうになっております。

それから、円滑化のほうでございますけれども、これにつきましては信号機の新設が1基でございます。むしろ改良でございます。円滑化でございますので、渋滞を解消するための改良工事でございますので、改良のほうは51基というような積算経費の内容でございます。

要望が何件来ているかという御質問がございます。ちょっとこちらは、私、今わからないものですから、交通部長のほうから答えさせます。

○武田交通部長 現在の県内の要望事項、およそ380件ほど要望が来ております。これは、それぞれに全て書面だけじゃなくて現場を見て、交

通事故の発生の状況、あるいは道路によっては交通関係で立てられるのか、そもそも道路を改良しないといけないんじゃないのかとか、そういったいろんな案件。小学校、中学校はどうか、要望とかですね。そういったことを含めまして、早々にやらないといけないもの、今後、見きわめながらやっていこうというもの、3つぐらいの段階に分けて区別しておるところでございますけれども、その中で今後、早々にやっていかないといけないというのが、20から30ほどございます。今度の12基は、その中から、やっぱり早々にやらないといけないということで予定しているということでございます。

去年は13基で、ことしは12基で、ほぼ同じなんですけれども、以前はもっと多くの設置数があったわけでございますけれども、どうも信号柱——信号機が約2,400基あるわけでありまして——こういった信号柱のメンテナンス、あるいは灯火のメンテナンス、信号機についている電源付加装置、こういったもののメンテナンスをやっていかなければ、物によりまして、この10年以内に信号機が倒れますよ、作動しませんよというような状況が分析されておる中で、やはりこういった数が若干減少しているということでございます。

以上です。

○松村委員 交通安全施設整備費15億円等の予算ですけれども、それぞれ、やっぱり設備も高いのかなという気もしますし、今言われた老朽化とか維持管理とか、五十何件の改良というか、そういう話もありましたんで、これは優先順位をしっかりとやってください。

それと、私も10号線とかずっと走っていると、本線のほうは非常に混んでて、脇からの支線のほうは車が1台もとまってないのに信号が変

わっているというのが、以前は見られたんですが、最近、随分減ってきたなど。さっきの説明じゃないですが、感応式とかそういうのが随分、新設じゃない中で、そういうシステムが大分とられてきたんだなどというのは感じてきております。まだまだ、そういうところがありますので、交通の流れ対策の中で、またやっていたくと事故防止になると思いますので、その辺、またよろしく願いしておきます。

とりあえずは結構でございます。

○田口委員長 ほかにございますか。

○徳重委員 1つだけお尋ねしておきたいと思えます。

決算特別委員会の指摘事項の中で、先ほど来、交通安全の問題が取り上げられているんですが、死亡者が非常に多かったということに対して努力をいただいておりますが、その中で、ことしの1月20日から3月10日までの50日間、特別な警戒態勢というか、指導体制をとられたということですが、これの結果というか、どういうことが出てきたのか。あるいは、その実績というか、教えていただけたらありがたいんですが。

○武田交通部長 1月20日から、きのう3月10日まででやってきた中で、まだ集計途中でございまして、具体的には出ていないところでございます。

ただ、この50日間で27カ所といいますか、区間といいますか、幹線道路の、ここの8,500戸の高齢者宅を訪問して指導していこうということでやっているところでございまして、その途中において各警察署の進捗状況を見てまいりましたが、警察官、交通指導員、それと地区の自治体の皆さんと、それぞれやっていただいておりますので、いい結果が出てくるんじゃないかと期待しておるところでございます。

ただ、ことしに入りまして、この期間だけじゃなくて、昨日現在までの交通死者は9名でございまして、そのうちの6名が高齢者でございまして、この高齢者の6名のうち、歩行中が3名でございまして、横断中がそのうちの2名でございましてね。

ですから、9名という数字自体が、昨年からしますとマイナス4名ということで、九州では一番減少をしているところではございますけれども、やはり高齢者がそれだけ入っているというところは、ちょっと問題かなと思っています。

ただ、幸いなことにといいますか、今、巡回して指導しているところの方が亡くなっているということは、その点だけはないわけではございますけれども、広く、そこを中心にやりながら、やっぱり県下一円に、どこで発生するかわからない、その対応をしていかないといけない。昨年と同じように、一つのところに主としながらも、全体もしっかりやっていくということが大事なのかということ、今考えているところでございます。

○徳重委員 重点的にやられたところ、8,500軒を回られたり、いろいろ努力された結果として、去年より4名少ないというすばらしい結果が出たということですね。これは非常に大きなことかなと思っております。

今、最後にお話しになられたとおり、やはりこういう結果を全県下の警察署に周知徹底していただいて、頑張るぞと、ことしは高齢者の事故をここまで減らすぞという、ぜひひとつ目標を、3カ月で4人というのは、すごい数字だなという気がするんで、全県下に徹底していただきますようお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○田口委員長 よろしいですね。

ほかにございませんか。

○重松委員 1点お尋ねいたします。

警察窓口業務強化事業につきまして、遺失・拾得物の業務、これは非常勤職員を1名配置するというんですけど、これは県警本部に1名なのか。また、1名で事足りるのでしょうかということを、ちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○草留会計課長 遺失・拾得届は警察署のほうで担当しておりますので、警察本部ではなくて、警察署のほうに配置予定でございます。

○重松委員 各署に1名ずつということですかね。

○草留会計課長 全体で今回は1名ということでございます。

○重松委員 今回は全体で1名ですね。はい、わかりました。

もう一点、よろしいでしょうか。

じゃあ、その前のページの通信指令システム高度化事業ですが、災害対策とか防犯とか、2年後のためにシステムを更新されるということで、110番システム機能の移転という意味と被災情報の集約というのは、これは関係、例えば消防とか自衛隊とか、そういうところとのシステムも集約されるという、そういう意味でしょうか。

○深田生活安全部長 まず、システムの移転ということでございますけども、いわゆる110番の通報そのものは、受理は二重三重に補填措置をとっておりますので、仮に災害等で通信回線が切断しても、それをうまく対応できるようになっておりますけども、ただ、その内容自体が、今は全てコンピューターで制御しておりますので、例えば入力をしたそのもの、入電内容から何か

が全てコンピューター処理ができるようにしている。それが、そういう切断の場合には、入電自体はできるけども、いろいろなのが、いわゆる昔の紙ベースになってしまうというように考えていただければ結構かと思えますけども、そういうようなことをなくすために、いろいろシステムをさらに向上させるというのが、このシステム機能の移転ということでございます。

それと、被災情報の集約につきましては、いわゆる被災情報、例えば助けてくださいというような情報があったと、そういう場合に、今のところ考えておるのは、これは将来的には、システムを考えていく上で、またいろいろ幅広く意見を取り入れて対応したいと思っておりますけども。少なくとも今の段階では、例えば助けてくださいという情報を集約して、それが110番の司令室もちろんですけども、担当する、例えば地域課であるとか警備二課であるとか、そういうようなところでも同時にそのシステムを監視・管理できて、そして組織的にすぐに対応できるようにする、そういうようなシステムをいろいろ考えて、そのシステムをどのようにするかというのは、まだ現在、考えておるところでございます。

○重松委員 なるほどですね。終わりました。じゃあ、県民の生命、身体、財産保護に尽力されてください。

○二見副委員長 今の関連でということで、ちょっと伺いたいんですけども。これは、この高度化事業だけじゃないと思うんですけど、いろんなコンピューターシステムとか、どんどん、毎年、高度化していくわけですね。もし、何かシステムダウンとか復旧とかバグとかが発生した場合の、いわゆる警察の中にそういう専門の方がいらっしゃるって、その人が対応されるの

か。もしくは、こういったものをどっかの業者の方に発注していれば、その業者の方に来てもらって、またシステムを戻さないといけないのか。そこ辺のところはどうなっているんでしょうかね。

○深田生活安全部長 それにつきましては、システムをいわゆるリースで委託をしておりますので、その委託をした先の業者、これの保守点検というものも含んでおりますので、これは専門の業者が、直ちに連絡をすれば改修・補修、これには対応できるように、そのような契約内容になっております。

○二見副委員長 その業者の方は、県内、もしくはこの近辺の方なんですか。

すぐ対応できるというのは、すぐ飛んでこれるような位置にいらっしゃるのか。いつも、その業者の方が常駐しているのか、そこ辺はどうなんでしょうか。

○深田生活安全部長 保守点検については24時間対応ということで。契約に基づいて、さっき副委員長から質問のありましたとおり、24時間、県内の業者で保守点検等には対応できるようにシステム上はなっております。

○二見副委員長 その対応できるというのは、例えば電話でいろいろ確認をして、こういうふうにしてみてくださいとか、そういうやりとりをする24時間対応ということなんですか。それとも、専門の方が、いつでも来れるような体制になっているのか、その点をお伺いしたいんですけど。

○深田生活安全部長 副委員長がおっしゃったとおり後のほうの部分で、電話でももちろん連絡はいたしますけども、実際の保守点検、これになりましたら、専門の業者が直に対応すると。現場に来て、司令室等にも来て、そして対

応するというようになっております。

○二見副委員長 それは、要するに、もう救急の場合、すぐ来れるようになっているということなんですか。

○深田生活安全部長 そのとおりであります。

○二見副委員長 わかりました。

○武田交通部長 先ほどの駐車監視員で、受験者と欠格事由等を調べましたので。

駐車監視員の欠格事由は、18歳未満の者、あるいは一定の刑に処されて、その執行を終えて2年とか暴力団関係者というようなことでございます。

それと受験者は、この制度が平成18年に始まりましたが、その前の平成17年にピークで98名受験されて、平成18年が26名、あと平成20年に2名受験されて、昨年、先ほど1名と申しましたけども、21年以降は受験者はないようでございます。

以上でございます。

○深田生活安全部長 先ほどの件でちょっと補足をさせていただきます。

災害時等にどのような連携を、消防と連携をとるかということでございます。基本的に警察のネットワークというのは、インターネットであるとか県のネットとか、これには接続しないということで運用をしております。

ですから、災害時等につきましては、今後は、いわゆる他機関と合同で設置した対策本部、これに担当者が持ち込めるような端末の導入など、いかに連携がとれるかという部分について、今後、対応をどのようにするかということについては、新システムの導入に際しては検討したいというところでございます。

以上であります。

○松村委員 済みません、信号機の件で、ちよっ

と1つ聞き忘れてたんで。信号機の中の、今回の災害に強く環境に優しい信号機等整備事業というやつで、これは、3年間にまたがってやりましょうということでしょうけど。LEDというのは、今、ほとんどの信号機はLED化されていますよね。だから、LED化というのはどれぐらい進んでいるのか、まだ、されてないところがあるのかどうかということが1点と、主な幹線の信号機を電源つきのものにかえるってということですけど。既存の信号の、例えばこのところだけかえて、1基当たりが何百万で済んで、実質、主要幹線のやつのこういうのに1年間で100基ぐらい入れかえられるのかというイメージが、ちょっとわかんないんですけど。7,000万でどれぐらいの設備に変わっていくのかと。主要幹線というのは国道中心だと思うんですけど、どの辺に、これをされようと予定されているのか、そこをお聞きしたいなと思ってるんです。

○武田交通部長 まず、LED化ですけども、信号が2,400基あるわけですけども、現在、わずか31%がLED化でございます。

ちょっとLEDの話になりますけども、これは既存の電球よりも値段的には倍するわけでございますけども、寿命が8年ですね。電球ですと、毎年かえないけないところが、寿命が8年。何よりも、電気料が12分の1というような非常にすぐれ物でございます。

今回、7,000万の新規事業では、信号機新設が5基、LED化は、この新規事業の中では3基でございます。電池電源付加装置が同じく3基でございます。これは環境省所管のLED特別会計、これを財源としましてやっている関係で、警察庁を通じまして協議して、環境省の財源でできるというところでの新規事業でございます。

それと、この信号機の新設は、新しく道路が、ずっと宮崎市内等も改良されて橋ができたいろいろなしておりますけども、こことか、ほかの新設道路もそうなんでしょうけども、新規道路につけるとというのが条件になっております。

以上でございます。

○松村委員 はい。わかりました。

○徳重委員 駐車監視員のことですが、先ほど来、話が出ているんですけど、92名の方が資格を取得されているということで。先ほど、4名の方が任命され、仕事されているということですが、この資格を持っていらっしゃる方は、県内にそれぞれいらっしゃると思うんですよね。その4名以外の資格を持っていらっしゃる方も、警察署からお願いがされない限り、何もないということですかね。その方も行動されているのでしょうか、どうなんですかね。

○武田交通部長 92名の方は専従という意味じゃなくて、資格をお取りになられた方が92名いらしてこちらは警備保障との委託事業でございますが、警備保障が4名だけ採用するという条件です。それで、その警備保障会社に雇用されるのが4名ということでございます。したがって、その他の方は、それぞれのお仕事をお持ちではないのかなということで考えています。

○徳重委員 その4名の方は、事業所が採用されて、その任務につかれるでしょう。ところが、今の4名の方は宮崎だというような話ですが、前は都城にもいらっしゃるような気がするんですよね、回っていらっしゃる方が。延岡なり県内の大きな町では、そういう監視員が必要なかなとこういう気もするし、いたりいなかったりするというのは、いかがかなと。宮崎は、そういう厳しい条件が付加される、あるいは地

域によっては付加されないというか、何か不公平というか不平等な気がしてなりません。

○武田交通部長 この方たちの活動範囲というのは、北署、南署の管内の一定の地域と、いわゆる放置駐車が非常に多いだろうというところで活動していただいていますので、そういうことで、見ていただく場所も市街地の一定の箇所ということで決めてございます。

今、委員おっしゃいますように、都城とか、どこでもありますけども、よく似ていますのが地域安全パトロール隊ですね。一定の服装をして、子供の見守りだとか自転車の盗難防止だとか、いろんな見守り活動をしてもらっている方たちがいますが、非常に似ておりますけども、駐車監視員は別な方でございまして。実際、活動の内容は単なる警戒だけじゃなくて、しっかりと教養を受けられて、これは違反になる、場所・写真を撮る、入力していくというような一定のやつを確実にピックアップしていくという活動をしていただいております。

おかげで、駐車違反に伴う交通事故が減少しておりますし、駐車苦情、これも減少しているところでございます。

○徳重委員 最後にしますが。今、減少しているっていうことは、すばらしいことかなと思っております。

大きな行事や祭り等が行われるときに、違反が非常に多いような気がするんですね。しかし、それを一斉に、全部一発でやられると、非常に行事そのものがうまくいかないのかなというような気もするんですね、地域の行事というのが。そういうときには、ある程度、知ろうという前提があっというんじゃないかなという気がするんですが。もちろん、違法駐車はいけないと思っております。しかし、いろんなことで行事

をやるときに、もう一括で駐車違反とされるのにはいかがかなという気がします、いかがなものでしょう。

○武田交通部長 一般の駐車違反ということで答えさせていただきたいと思うんですけども。やはり地域の祭り事といいますか、そういうところでの違反だからということでは、ちょっとどうなのかなと私も思います。

したがいまして、そういう行事を組むときに、いわゆる主催者、こういうところとしっかり詰めておくということが大事であろうし、駐車場を確保する、場合によってはシャトルバスを出す、こういった対策をやっていきたいというふうに考えています。

○徳重委員 はい。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○二見副委員長 最後に一点。これは警察の仕事というわけじゃないと思うんですけども、さきの補正予算のときもいろいろと議論が出た高齢者の死亡事故、交通事故が多いというところで、夜間とか横断歩行の途中に車のライトを上げるという。要するに、あれは下げてるときは40メートルですかね、上げれば100メートルであるから、早く発見するために上げるようにっていう、この周知徹底を分科会での対応にも書いてありますけれども。

それならば、じゃあ、40メートルじゃなくて50メートル届くようなライトだったら、少なくとも10メートル分は早く気づくようになるんじゃないかなという気もするんですね。

ただ、ライトを上げると、やっぱり対向車がまぶしいから下げないといけないとか、そこ辺の技術的なものもいろいろあるんでしょうけど、そういう研究というか調査とかは、されているところはあるんでしょうか。何かそういうもの

はないんでしょうか。もう車の構造的なものまで入ってくるので難しいとこだとは思いますが、それでも。

○武田交通部長 車の車種によって、高級車によりますと、若干変動があるというようなお話も聞いたことはございます。

ただ、研究されているかどうかということにつきましては、ちょっと私ではお答えできないんですけども。少なくとも、一定の照射距離というのは、これまでの関係省庁が積み上げられた結果だろうというふうに考えておりますので、今後の推移というのは、また別に置きまして、とりあえず私たちがやっていかなきゃいけないのは、そのことのお話をさせていただくということ。

それと、片や歩行者の亡くなっている方で、反射材をつけてください、白っぽい服装をしてくださいといいますが、ほとんど黒っぽい服装にされていらっしゃると思いますので、この前も一ツ葉の試験場のほうで、高齢者の代表者の方とか、いろんな関係者を集めての、これだけ違うんですよというような照射実験等もやっております。

また、そちらのほうからも広めていただきたいし、ただ、我々のほうからも、そういった明るい服装、発見されやすい服装という歩行者の面も、今後もっとやっていきたいというふうに考えています。

○田口委員長 よろしいですか。

その他ありませんので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時38分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、局長の説明を求めます。

○濱砂企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひします。

それでは、企業局の提出議案等につきまして、説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

今回、提出しております議案は、まず、予算議案といたしまして、左のほうのページの中ほど、丸印でありますけれども、議案第17号「平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第18号「平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、それから議案第19号「平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」の3件であります。

また、特別議案といたしまして、右のページの上のほうでありますけれども、条例改正案を2件提出しております。

1件目は、議案第30号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」であります。これは、消費税率が4月から8%に引き上げられることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2つ目は、議案第41号「公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方公営企業法会計基準の改正がございまして、これに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

その下でありますけれども、このほかに、本日は、その他報告事項といたしまして、今年度の供給電力量の状況外2件について報告をさせ

ていただきます。

私からは、予算議案の概要について御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

平成26年度宮崎県公営企業会計当初予算(案)のポイントであります。本年度も、例年どおり3点掲げております。

1つ目は「電力システム改革に向けたさらなる経営基盤の強化」であります。

これは、電力システム改革の進展に備えまして、さらなる経営基盤の強化を図るため、小水力発電の開発・導入、あるいは既存の発電設備の出力増に資する取り組み等を推進するものがございます。

2つ目は「電力の安定供給と大規模災害への備え」であります。

これは、東日本大震災を契機とする電力需給の逼迫、あるいはそれに伴う水力発電の役割の高まりに応えるために、水車発電機等の計画的な点検・整備や、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えを強化するものがございます。

それから3つ目は「公営企業としての地域貢献の充実と県民への広報PR」であります。

これは、本県産業経済の振興と住民福祉の増進という公営企業の役割を踏まえまして、引き続き地域貢献や広報PRなどの取り組みを行うものであります。

以上3点、それぞれに関係する主な事業を枠組みで掲げてございます。

次に、2ページをごらんください。

平成26年度宮崎県公営企業会計当初予算(案)の概要でございます。企業局が経営しております3つの事業につきまして、今年度の状況も含めまして御説明を申し上げます。

初めに(1)の電気事業であります。今年度

は、現在までのところ、雨量が少なかったことから、供給電力量は、目標を下回る見通しでございます。

来年度の業務の予定量でありますけれども、年間供給電力量5億297万2,000キロワットアワーを予定しておりまして、収支見込みにつきましては、その下の表の平成26年度当初予算のところの収益的収支の収支残、黒い太枠で囲んでおりますけれども、6億3,332万1,000円の収支残、つまり黒字でありますけれども、これを見込んでおります。

次に、その下(2)の工業用水道事業であります。今年度は、一部ユーザーへの給水が増加しましたことから、順調に推移をしております。

来年度の業務の予定量といたしましては、中国木材に対しまして新たに給水を開始することとしておりまして、給水事業所数が14社となり、年間総給水量4,548万5,570立方メートルの給水を予定しております。収支見込みにつきましては、同じく黒い太枠で囲んでおりますけれども、4億1,714万4,000円の収支残を見込んでおります。

次に、その下(3)の地域振興事業であります。今年度は、指定管理者と連携した誘客対策などに取り組んでおりますけれども、ゴルフ場間の競争激化や、最近、割と雨が深いこともありまして利用者数は伸び悩んでおります。

来年度の業務の予定量といたしましては、平成26年度から指定管理者の新たな指定期間がスタートいたしますことから、近年の利用状況を踏まえまして、年間の利用者数を今年度の約1割減となります3万3,500人としております。収支見込みにつきましては、同じく黒い太枠でありますけれども、3,698万8,000円の収支残を見込んでおります。

以上、3事業の当初予算の概要は以上のとおりで、いずれも黒字の見込みであります。今年度と比較いたしますと、いずれの事業も収支残が大きくふえております。これは地方公営企業会計基準の改正に伴いまして一時的に特別利益を計上いたしますことから、事業収益が大幅にふえることなどによるものでございます。

次に、ちょっと飛びますけれども、9ページをお開きください。

来年度の主要事業の概要を掲載しておりますが、その中の主なものを御説明申し上げます。

まず、(1)の「企業局新エネルギー導入事業」であります。

この事業は、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの有効活用を図るため、小水力発電等の導入に取り組むものでございます。

その中で、新規事業「日南ダム発電所建設工事」であります。これは、県内の治水ダムでは初めてとなりますけれども、日南ダムにおいて小水力発電所の建設工事に着手するものでございます。

次に、10ページをごらんください。

上から3つ目、4つ目ですが、新規事業を2つ掲げております。(9)の「工業用水道事業開始50周年記念事業」、それから(10)の「一ツ瀬川県民ゴルフ場利用者100万人達成記念事業」であります。

これは、それぞれ50周年、あるいは100万人達成を記念いたしまして、式典やコンペ等を開催しまして、施設のPR、あるいは利用促進等を図るものでございます。

一番下の表をごらんください。

参考といたしまして、知事部局等への経費の支出額をまとめております。平成26年度につき

ましても、多目的ダム管理費用など、今年度とほぼ同額の、総額で15億8,320万5,000円を知事部局等へ支出することといたしております。

以上、当初予算(案)の概要を御説明申し上げましたが、企業局といたしましては、小水力発電の開発や導入など、必要な新規事業には積極的に取り入れますとともに、計画的、効果的な投資や経費の節減に努めまして、経営基盤の強化を図りながら、引き続き地方公営企業としての役割と責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございますけれども、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 ありがとうございます。局長の概要説明が終了いたしました。

それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○緒方総務課長 それでは、私から、今回、提出しております予算議案の詳細を御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

議案第17号「平成26年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

まず、(1)の業務予定量でございますが、先ほど局長も申しましたとおり、年間供給電力量は、過去30年間の実績の平均をもとに算出しております。5億297万2,000キロワットアワーを見込んでおります。

次に、(2)の収益的収入及び支出でありますけれども、公営企業会計が平成26年度から新た

な会計基準が適用されるため、25年度予算と比べまして一部違いがございますが、これは工業用水道事業、地域振興事業も同様となっております。

それでは、まず、表の一番上にあります事業収益でございます。26年度は総額で49億9,880万4,000円を見込んでおります。このうち営業収益は41億2,635万2,000円で、主なものは電力料収入の40億8,025万7,000円であります。25年度の予算と比べ、約5,600万円ほど減少しておりますが、これは修繕費や企業債の支払い利息の減少等によりまして、総括原価の減少を見込んだことによるものであります。

次に、その下の附帯事業収益でございますが、1,040万1,000円を見込んでおります。これは新たな会計基準に基づきまして、固定価格買取制度を活用しました小水力発電と太陽光発電を附帯事業として位置づけまして、その電力料収入を計上したものでございます。

次に、財務収益は1億2,667万2,000円で、主なものは資金運用による受取利息でございます。

なお、受取配当金のうち、九電株の配当金が、九州電力の厳しい経営状況を考慮しまして、25年度と同様に無配当として見込んであります。

次に、営業外収益でございますが7,908万7,000円で、24年度に比べまして5,600万円余の増となっておりますが、これは会計基準の改正によりまして、これまで補助金を受けて取得しました固定資産につきまして、補助金相当額を新たに減価償却をするとともに、当該補助金を長期前受金として収入計上する必要が生じたためでございます。

次に、特別利益を6億5,629万2,000円計上しておりますが、これは退職給与引当金や修繕準備引当金、濁水準備引当金につきまして、新た

な会計基準では引き当て超過となる部分を取り崩して、特別利益として計上したことによるものでございます。

次に、事業費でございますが、総額で43億6,548万3,000円を見込んでおります。

まず、営業費用は39億4,122万5,000円で、主なものは、職員給与費10億1,066万7,000円でございます。これは、平成25年10月1日現在の現員現給で計上をしております。

同じく、営業費用のその他の経費が、25年度と比べまして約1億2,700万円余増加しておりますが、これは総合監視制御システムの更新に伴いまして、除却費等の増が見込まれるものであります。

次に、下のほうですが、附帯事業費用1,663万3,000円は、先ほど御説明をいたしました、固定価格買取制度を活用した小水力発電等に係る維持管理費用でございます。

財務費用1億3,833万2,000円は、企業債の支払い利息等でございます。

次に、特別損失として6,508万2,000円計上しておりますが、これも会計基準改正に伴いまして、新たに積み立てが義務づけられました賞与引当金等の引き当てに係る経費でございます。

この結果、表の一番下にありますように、収支残は6億3,332万1,000円となりまして、25年度に比べ4億7,974万9,000円の増を見込んでおります。

4ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出でございますが、これは施設の建設改良工事のように、支出の効果が長期間にわたるものについての収支をあらわしたものでございます。

資本的収入は、総額で7億5,940万7,000円を見込んでおります。

まず、貸付金返還金の7億5,659万4,000円は、一般会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計からの返還金で、25年度に比べ1億600万円余増加しておりますのは、工業用水道事業会計からの返還金の増によるものでございます。

次に、資本的支出は、総額で30億1,124万円を見込んでおります。

まず、建設改良費の16億5,467万円は、日南ダム発電所建設などに要する費用でございます。企業債償還金6億345万5,000円は、企業債の本金を償還するものでございます。

次に、貸付金6億5,310万円は、工水会計の一般会計からの借入金、約13億円を早期に返済するために、25年度で一般会計への6億円の貸し付けが終了することにもあわせまして、新たに工水会計への貸し付けを行うものでございます。

この結果、表の一番下の収支残にありますように22億5,183万3,000円の収支不足となりますが、これは表の欄外にありますように、過年度分損益勘定留保資金等を財源として補填することとしております。

次に、(4)の継続費であります。

継続費は、工期が1年を超えることが明らかな工事につきまして設定しておりますが、当該工事に伴い、固定資産の除却費等が発生する場合は、その費用が営業費用となるため、建設改良費とは分けて計上してあります。

まず、祝子発電所水車発電機更新工事でございますが、平成26年度からの2カ年事業で、アの営業費用として、既存設備の除却費等が発生します平成27年度に1億6,260万4,000円、イの建設改良費として、総額12億7,379万9,000円の継続費の設定をお願いしております。

次に、横でございますが、日南ダムの発電所建設工事も、平成26年度からの2カ年事業で、

イの建設改良費として、総額で7億7,760万円の継続費の設定をお願いしております。

5ページをごらんください。

次に、議案第18号「平成26年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」でございます。

まず、(1)の業務の予定量でございますが、給水事業所数は中国木材を加えた14社で、年間総給水量が4,548万5,570立方メートルを見込んでおります。

次に、(2)の収益的収入及び支出でございますが、事業収益は、総額で7億7,771万8,000円を見込んでおります。

まず、営業収益は3億5,067万1,000円で、主なものは給水事業所からの給水収益3億4,811万9,000円であります。25年度と比べますと約2,200万円余増加しておりますが、これは中国木材への新たな給水が開始されること等によるものでございます。

次に、営業外収益でございますが4,860万7,000円で、主なものは資金運用による受取利息と、電気事業で御説明いたしました長期前受金でございます。

特別利益につきましても、退職給与引当金と修繕準備引当金の引き当て超過分を計上したものでございます。

次に、事業費でございますが、総額で3億6,057万4,000円を見込んでおります。

まず、営業費用は3億3,584万9,000円で、主なものは職員給与費6,717万6,000円、休日管理業務委託等に要する委託費4,993万6,000円、排水ますの防水塗装工事などに要する修繕費5,661万4,000円等であります。

次に、下のほうですが、営業外費用が1,079万4,000円で、これは企業債の支払い利息等でございます。

また、特別損失は、賞与引当金等の新たな引き当てに係る経費でございます。

以上の結果、表の一番下にありますように、収支残は4億1,714万4,000円となりまして、25年度に比べ3億8,923万6,000円の増を見込んでおります。

6ページをごらんください。

資本的収入及び支出であります。

資本的収入は、電気事業会計からの借入金6億5,310万円を新たに計上しております。これは、先ほど申しましたけれども、平成8年度から12年度にかけて行いました送配水管の改築工事のために一般会計から借り入れました13億円余につきまして、来年度から2カ年で償還することといたしまして、その財源として電気事業会計から借り入れるものでございます。

次に、資本的支出は、総額で9億5,849万4,000円を見込んでおります。

まず、建設改良費の9,275万7,000円は、配水池の排水弁電動化工事などに要する費用でございます。

企業債償還金1,201万円は、企業債の元金を償還するものでございます。

また、借入金償還金8億4,372万7,000円は、一般会計と電気事業会計への元金償還分であり、先ほど御説明しました理由により、25年度より増加しております。

この結果、表の一番下の収支残にありますように3億539万4,000円の収支不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金等を財源として補填することとしております。

7ページをごらんください。

議案第19号「平成26年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」でございます。

まず、(1)の業務の予定量でございますが、

第3期指定管理者の募集に当たり、近年の利用状況等を踏まえて目標設定しました結果、年間施設利用者数は25年度の3万7,500人から4,000人減らしました3万3,500人を見込んでおります。

次に、(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は、総額で5,807万2,000円を見込んでおります。

まず、営業収益は2,172万7,000円で、主なものは、指定管理者からの納付金である施設利用料2,160万円であります。これにつきましても、年間利用者数と同様、減額をしたところでございます。

営業外収益でございますが、259万5,000円で、主なものは資金運用による受取利息であります。

また、特別利益は、先ほどと同じように退職給与引当金、修繕準備引当金の引き当て超過分を計上しております。

次に、事業費でございますが、総額で2,108万4,000円を見込んでおります。

まず、営業費用は1,974万円で、主なものは職員給与費106万2,000円、減価償却費が1,198万1,000円、修繕費が100万円等でございます。

営業外費用でございますが、28万4,000円で、これは電気事業会計からの借入金の支払い利息等でございます。

また、特別損失は、先ほどの賞与引当金等の引き当てに係る経費でございます。

以上の結果、表の一番下にありますように、収支残が3,698万8,000円となりまして、今年度に比べまして3,483万6,000円の増加を見込んでおります。

8ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入は、一ツ瀬川県民スポーツセンタ

一が一般財団法人に移行したことに伴いまして、出資金の返還金70万円でございます。

資本的支出は3,597万8,000円を見込んでおります。建設改良費の2,301万円がコース管理車両の更新、借入金償還金の996万8,000円は、電気事業会計への元金償還分等であります。

以上の結果、表の一番下の収支残にありますように3,527万8,000円の収支不足となりますが、これも過年度分損益勘定留保資金等を財源として補填することとしております。

26年度当初予算に関する私からの説明は以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

引き続き説明を求めます。

○本田工務課長 それでは、11ページをお開きください。

新規・重点事業であります「企業局新エネルギー導入事業」について御説明いたします。

(2)の事業の概要でございますが、初めに、新規事業としまして「日南ダム発電所建設工事」であります。

予算額は1億5,670万8,000円です。

平成26年度からの2カ年事業で、県内の治水ダムでは初めてとなりますが、日南市の日南ダムに小水力発電設備を整備し、これまで未利用だった水資源を有効に活用し、新たな発電事業を行うものであります。

設備の規模につきましては、最大出力が520キロワット、年間発電電力量は246万7,000キロワットアワーで、一般家庭の約650世帯分に相当する

ものであります。

総事業費は、2カ年で7億7,760万円を予定しております。

写真をごらんください。

日南ダムを下流から眺めたもので、白い丸印の地点に発電所を建設することとしております。

次に、12ページをごらんください。

綾北ダムマイクロ水力発電設備設置工事であります。

予算額は8,011万5,000円です。

昨年度からの継続事業であります。小林市にあります綾北ダムの河川維持放流水を利用したマイクロ水力発電設備で、平成27年1月の完成を予定しております。

設備規模は、最大出力が25キロワット、年間発電電力量は14万4,000キロワットアワー、一般家庭の約40世帯分に相当いたします。

総事業費は、2カ年で8,851万5,000円を予定しております。

写真をごらんください。

綾北ダム下流からの維持放流水を写したもので、水車発電機は左側にありますトンネルの中に設置する予定としております。

次に、小水力発電導入可能性調査であります。

予算額は4,556万8,000円です。

企業局では、これまで培ってきたノウハウを生かして、小水力発電の開発・導入に取り組んでおりますが、この事業は、県内の小水力発電の可能性のある地点について調査を行うとともに、小水力発電に取り組もうとする市町村等に対しまして技術的な支援を行うものであります。

以上でございます。

○白ヶ澤電気課長 13ページをごらんください。

「新総合監視制御システム整備事業」でございます。

昨年度からの継続事業で2年目でございます。

企業局では、庁舎8階にありますこの制御システムで、全ての発電所と工業用水道施設を集中監視制御しておりますが、システム設置後20年以上が経過していることから、庁舎内の設備とダムや発電所側にあります設備を一括して更新するものであります。

これにより、詳細な監視や効率的な発電を行うとともに、新たにネットワークカメラを設置することにより、発電所の状況を宮崎から映像で確認できるようになります。

また、綾第二発電所にもバックアップとして集中監視制御機能を整備し、そこからも各発電所を運転・監視できるようにすること等により、大規模災害への備えを強化することとしております。

これらにより、電力や工業用水の安定供給能力の向上を図るものであります。

以上でございます。

○新穂経営企画監 14ページをごらんください。

まず、上の新規事業「工業用水道事業開始50周年記念事業」について、御説明いたします。

事業の目的ですが、日向市の細島工業団地に給水しております工業用水道事業が、昭和39年の給水開始から50年の節目を迎えることから、記念事業を行うものであります。

事業内容につきましては、記念式典の開催や事業の歴史などを紹介するパネル展示、施設の見学等を行うこととしております。

事業効果としましては、地域住民を初め県民に広くPRすることで、工業用水道事業への理解を深めることができるものと考えております。

下の新規事業「一ツ瀬川県民ゴルフ場利用者100万人達成記念事業」であります。事業の目的ですが、平成2年の開業から、ゴルフコー

ス利用者が延べ100万人に達することから、これを記念し、日ごろの利用に感謝するための記念事業を行うものであります。

事業内容につきましては、100万人達成記念コンペやジュニアゴルファーを対象としたレッスン等を実施することとしております。

事業効果としましては、参加費無料のコンペや無料レッスン等により、県民の皆様への利益還元が図られますとともに、ゴルフ場のPR・利用促進にもつながるものと考えております。

以上です。

○緒方総務課長 続きまして、特別議案について御説明をいたします。

委員会資料の15ページをお願いします。

議案第30号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、1の改正の理由であります。今回の条例改正は、消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に改定されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、本条例で定めております一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコースの使用料の上限額につきまして、表のように改正するものであります。

具体的には、参考の欄に記載しておりますとおり、改正前の税抜き額に消費税率8%の金額を加えた額を新たな上限額としております。

実際のゴルフ場の利用料金は、指定管理者が、この上限を超えない範囲内で、企業局の承認を得て決めることとなります。

3の施行期日は、平成26年4月1日からとしております。

次に、委員会資料の16ページをごらんください。

議案第41号「公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、1の改正の理由でございますが、今回の条例改正は、予算説明で申し上げました地方公営企業会計基準の変更に伴いまして、地方公営企業法施行規則が改正され、引当金の名称等が見直されることから、所要の改正を行うものでございます。

参考として、今回の引当金に関する見直し概要を記載しておりますけれども、1点目は、修繕に係る引当金が「特別修繕引当金」と「修繕引当金」に区分されることでございます。

なお、このうち基金として積み立てを予定しておりますのは、数事業年度ごとに定期的に行われる大規模修繕に備え計上します特別修繕引当金でございます。

2点目は、退職手当に係る引当金の名称が「退職給与引当金」から「退職給付引当金」に変更されることでございます。

2の改正の内容でございますが、上記の引当金に関する見直しの内容を踏まえ、関連する条文につきまして、新旧対照表でお示ししておりますとおりの改正するものでございます。

3の施行期日は、平成26年4月1日からとなっております。

特別議案に関する説明は以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

お手元でございます別冊資料「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」の12ページをお開きいただきたいと思います。

さきの決算特別委員会におきまして、15番にありますとおり、「企業局においては、今後、必要となる建設改良費等に備え、計画的に積み立

てが行えるよう、引き続き健全な経営に努めるとともに、今後の電力情勢を見通した新たな事業展開の可能性についても検討すること」との指摘要望事項がありましたことから、平成26年度当初予算における対応状況を報告したいと思います。

その下の欄に書いておりますが、企業局におきましては、老朽化した発電所から順次、設備改良を行ってきており、今後も計画的に更新を行っていく必要がございます。

このため、平成26年度当初予算におきましても、既存の発電設備の更新に合わせた出力増に資する取り組みや、安全かつ効率的な資金運用、コスト削減の取り組み等、さらなる経営基盤の強化を念頭に置いた予算編成に努めたところでございます。

また、新たな事業展開につきましては、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの重要性が再認識されておりますことから、日南ダムにおきまして、県内の治水ダムでは初めてとなります水力発電所の建設に着手するなど、可能な新規事業には積極的に取り組むとともに、他の分野につきましては、諸情勢を踏まえながら、幅広く情報を収集しまして、可能性を今後とも検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○松村委員 それでは、何点か、ちょっとお聞きいたしますけれども。

まず初めに、説明資料の11ページ、12ページ、新たな水力発電のところですけれども、これは総事業費7億、日南ダムですよ。それと綾北のほ

うは8,851万、これはマイクロですけど。全て、これは売電になるんだと思いますけども、年間の売電収入と、いろいろ経費も要るでしょうけど、総事業費は何年で償却できるのかということと、両方、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○喜田開発企画監 まず、日南ダム発電所でございますが、こちらの年間の収入は、大体7,000万程度を想定しております。これは固定価格買取制度ですので、単価のほうは税抜きで29円というのが、もう確定しておりますので、それと発電量を掛けたものでございます。

採算性でございますが、この事業費を回収するのに約12年ほどかかります。11年と少々なんですけど、12年で解消できるということでございます。

続きまして、綾北ダムマイクロ水力発電設備のほうでございますが、こちらのほうは総括原価になっておりますので、計のほうで、既存のものと一緒に契約をしていただいております。したがって、料金のほうが約500万程度になるというふうに聞いております。

あと、採算性でございますが、こちらは先ほど申しましたとおり総括原価でございますので、減価償却が22年ということで、大体22年たてば、建設費は全て回収できるということでございます。

以上でございます。

○松村委員 ありがとうございます。

綾北ダムのほうは、年間500万ぐらいの売電収入はありますよというようなことですね。その他、全体的な経費も入っているんで、22年をめぐりましておりますということで。

でも、これは基本的には非常に回収率のいい事業だと思って、やっぱり一番得意とする水

力を使いながら、新たな事業展開っていうんですか。なかなかこういうとこって、民間の人が直接、ダムを使ってはできないでしょうから。ぜひこの辺は、ほかのネタがあれば、また探して取り組んでいただきたいと思います。

それと次が、予算書関係のことです。4ページからです。この中で、事業としては、皆さん、利益を出されていることでよろしいかと思うんですけども、この過年度分損益勘定留保資金っていうやつを、これ今、どれぐらいたまっているのかなと思って、それぞれ電気事業、工業用水、地域振興は微々たるものでしょうけど、それぞれお聞かせ願えればと思います。

○緒方総務課長 まず、電気事業につきましては、25年度末の予定でございますが約76億円、工業用水道事業は約9億6,000万円、地域振興事業会計は1億8,000万円程度の損益勘定留保資金を有しております。

○松村委員 これは、資本的支出というところの中の赤字分というか、単年度では赤字ですけど、実際にはお金がある、ちゃんと資本があるから、ちゃんとそれで投資しているわけですけども。これに充てるということの資金でしょうから、十分なものがあるなというふうには思っております。

ただ、もう一つは、企業局の指摘事項の中にもありましたように、これからまた、施設の老朽化等もあるんで、この辺がうまく使われていくのかなと思いますけど、十分な資金があるということで、さらにちょっと安心はしたところです。

もう一点、ちょっとお伺いしますが、地元なんですけども、一ツ瀬川のゴルフ場ですよ。これ、指定管理者の運営は、今は5年になっていましたよね。これ、県のほうの会計というの

は黒字決算でずっときていますけども、指定管理者のほうは、いわゆる利用人口が減ってきているんで、指定管理者の1年間の決算とかいうのは、これは黒字でできているんですかね。

○新穂経営企画監 指定管理者につきましても、昨年度も、若干ですが黒字でできております。今年度も黒字でいけるというふうに見込んでおります。

○松村委員 ありがとうございます。いわゆる一ツ瀬川も、ゴルフ場があることで河川全体が非常にきれいなんです。もちろん、ゴルフをしていただくことも大事ですけど、あそこで、あの大きなスペースを管理していただくとか、本当にありがたいですよ。景観とかいう面でも非常にありがたいなと思っています。しかも、指定管理者が地元の方たちなんで、地域をよく知っていらっしゃるんで、そのことも含めて、今後、これがずっと継続していただきたいなと思うのが一つ。

もう一つは、平成2年の開業ですから、これは、もう25年近くたっていますよね。当初の目的からすると、いわゆるゴルフは高いもんであって、市民のスポーツとして定着するためには、お安いお値段で使っていただくというやつでしたけど、今は、もう料金の価格差がほとんど少なくなっているんで、一方から見ると、この河川敷ゴルフ場の役割、もう終わったのかなという思いも、片方ではあったんですけども、でも片方から見ると、これがあるおかげで、一ツ瀬川とか、あの辺の景観も含めて。それと、高齢者の方に非常に安くお使いいただいているというんで、できるだけ、これを長く続けていただきたいな。

現状を見せていただいたら、決算をいろいろ見ても、これは、まだ十分続くなという思いが

しましたんで、今度の入場者100万人達成事業を盛大にPRをして、皆さんに利用していただくように、もう少し、さらにさらに周知をよろしくお願いします。

以上でございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 ちょっとお尋ねしますが、2ページの電気事業で、目標を下回る雨量だったということで説明があったんですが、我々、いつも流れている水を見よって、ダムに行くとなればだけの水が動いているんだから、雨量でそれだけ差が出てくるのかなと思うけど、この雨量の差とは、どのぐらいの雨量の差をおっしゃっているんですかね。

○田村総合制御課長 30年の平均雨量は約3,000ミリですが、2月末での雨量は2,400ミリで、2月までの累計雨量としましては81.6%となっております。

○中村委員 100%ないといかんわけだろうけども、その20%近い分で、そんだけ雨量の差があつて発電量が少なくなるというわけですね。

○田村総合制御課長 2月末までの累計目標に対しましては、発電量が84.7%となっております。

○濱砂企業局長 例えば、去年は非常に雨が多かったですけど、これが、雨量が30年平均比で133.5%、33%増しですね。これに対して発電の電力量が22%増しということです。ことしは、さっき言いましたように、雨が例年の8割ぐらいで、発電量が85%ぐらいということでございます。

雨が降るのはいいんですけども、ぱつと降って、大体、一どきにぱつと流れますから、一番いいのは、たらたらと長い期間にわたって降ってくれるのが一番いいんですけども。大雨がば

んばん降るのは、年平均をトータルしますと、余り発電には貢献しないと、極端に言えばそういう状況でございます。

○中村委員 わかりました。

工業用水のほうは14社という話でしたが、後でまたちょっと出たんですけど、私は、その中国木材が、どの程度の工業用水の金額を払うのか、おっしゃった金額は幾らでしたかね。

○新穂経営企画監 中国木材のほうで、日量3,000トンの契約をされておりまして、料金収入に換算しますと、税抜きで1,000万ちょっとです。これに8%の税を乗せると1,080万ぐらいということなんです。

○中村委員 工業用水の料金が1,080万ぐらいということですね。

○新穂経営企画監 工業用水道の給水料金が、それだけかかるということなんです。

○中村委員 はい、わかりました。

それと、先ほど松村委員からもありましたが、日南ダムと、また綾北のマイクロ水力発電所がつくられるわけですが、さっき、もっとその場所を見つけてやるべきだみたいな話もあったわけですけども、この日南ダムというのは坂元のあそこのことですか。そうですね。

本来、その水力の圧力というのか落差というのか、どの程度あったら、その小さい発電所をつくれるわけですか。どの程度の落差で、あるいはまた水力があったら、いわゆるこういう小さいダムをつくれるのか。それがわからないと、見つけるにも見つけられんのかなと思ってるんですけど、どの程度の落差をいつているわけですかね。

○相葉技監(電気・機械担当) なかなか難しい質問でございますが、大体、ここの日南ダムでいいますと500キロワットでございますんで、

数百キロワットクラスの発電所をつくるということになりますと、通常、出力と申しますのは、落差と流量に比例いたします。

落差と流量ですね、水の量でございます。ですから、例えば100キロワットを例にとりますと、大体落差が1メートルあれば、1秒間に10トンの利用水量があれば100キロワットの出力が得られます。

逆に言いますと、10メートルの落差があれば、1トンの水の量がなければ100キロワットの最大出力が得られますので、落差がいっぱいとれるところは水量が少なくてもいいと。水量が多いところは落差が少なくても、同じように100キロワットの出力が出るということで、少なくとも1トンから数トン程度の水の量はないと、なかなか100キロワット単位の出力にはなりませんので、採算性というのは難しいのかなというふうに考えております。

○中村委員 そしたら、その水の量と落差ということになると、なかなか条件にかなうというのは、そんなに多くはないということですね。

○相葉技監(電気・機械担当) はい。やはり委員おっしゃいますとおりで、水の量にいたしましても、夏場だけあってもだめでございます。結局は、年間を通しまして安定した水の量が必要だということがございます。

今回、この日南ダムにつきましても、一つは、ここは集水面積が広いと。いわゆる、このダムに集まってくる山の面積が広いというのがございまして。そうしますと、安定した水が1年間を通じて、ここで最大3.5トンでございますけれども、得られるというのがございます。ですから、そういった、やはり年間の安定した水が必要だということもございます。

○中村委員 よくわかりました。

○徳重委員 同じ質問をするようですが、この日南ダムの水量が、今、これを目いっぱい使っているという理解でいいんですか。非常に収入も多くなるし、約12年でペイになるぐらいの、年間7,000万という収入になるわけですから。これを、このダムから今まで放水しとったやつを全部とめて発電だけに流水する水を使うということで、一方側に、もう一つ発電所をつくったらどうかと思うんですが、不可能ですか。

○相葉技監(電気・機械担当) 確かに、委員おっしゃいますとおりであれば、当然、水が多いときは、1秒間に10トン、20トンと、そういう大きい水が流れてくるときもありますんで、確かにそのためだけに発電は使いますけども、そういう今度は大きな例えば1,000キロワット、2,000キロワットの発電所をつくりますと、大きな事業費がかかってまいります。

そういたしますと、今度は水の少ない時期に、1,000キロワット、2,000キロワットをつくりましても、水の少ない時期は非常に効率が悪くなって、発生電力量もこの小さい520キロワットとほとんど変わらない状態になっていますので、結局、大きい発電所をつくりましても、年間を通した発電量を計算しまして、確かにふえるんですけれども、投資がそれ以上にふえてまいります。発電所の機器関係が、非常に土木施設を含めて高くなってまいりますので、そういったことを勘案しまして、投資額をそれぞれ水量ごとに計算しまして、一番経済性がある地点が、この3.5トンで経済性があるということで、この日南ダムの規模を決めたという経緯がございます。

○濱砂企業局長 ちょっと補足を、PRをさせていただきますけども。ここの意義が、これは治水専用のダムでありますので、水をためて下

流の洪水を防ぐという、ただ、そのためだけのダムなんですね。いわば、水は、もう垂れ流し、そういう状態だったわけでありましてけれども、そこに発電が乗ることによって、その垂れ流しの水を、今度はうまく使って金にするというところに一番大きな意義があります。

ただ、当初は、これは、余り採算ベースに乗らんかったんですが、今、たまたまこの固定価格買取制度で、キロワット当たり29円という高い価格で買ってもらえるということで、十分採算が合うということで、今回、乗り出すことにしたわけでございます。

○徳重委員 もう一つお聞きしますが、大淀川の上流、轟ダムを廃止したとこですよ。これの流域では、かなりの水量があると思っておりますが、可能性のあるところはないものでしょうか。

○相葉技監(電気・機械担当) 轟ダムについて、私も詳細に承知しておりませんが、水量と、先ほど言いました落差があるというのと、あと水利権等の問題がございますけども、ちょっと後で、私どものほうで勉強させていただければというふうに考えております。

○徳重委員 ぜひひとつ検討してほしいなと思うんです。観音瀬のあたり、かなり落差のあるところがあるようですから、ぜひ町を通してほしいなと思っています。

結構です。

○重松委員 14ページの工業用水道事業開始50周年記念事業と一ツ瀬川県民ゴルフ場利用者100万人達成記念事業で式典の開催と書いとるんですけど、これは、何月ぐらいに考えられていらっしゃるのかをちょっとお尋ねします。

○新穂経営企画監 まず、工業用水道のほうですけれども、こちらのほうにつきましては給水

開始が10月だったということとか、あるいは台風時期には、なかなかできないということもあ
りまして、やはり10月か11月ぐらいにというふう
に考えております。

それから、一ツ瀬川の100万人達成記念コンペ
のほうにつきましては、なるだけ早い初夏ぐら
い、連休前後、そこら辺にできたらというふう
には考えております。

○重松委員 わかりました。

工業用水の、このパネル展示とかは、どこの
場所でされるか。

○新穂経営企画監 場所につきましては、浄水
場があります、もとの東郷町の中ノ原、こちら
のほうで工業用水道の敷地を使ってやれたらと
いうことです。

○重松委員 はい、わかりました。

もう一つ、今度は県民ゴルフ場なんですけど
も。ここは今、施設としてはシャワールームと
かはありましたかね。

○新穂経営企画監 シャワーが3階のほうに設
置はされてあります。

○重松委員 ありましたね。はい、わかりまし
た。ありがとうございます。

○二見副委員長 今の一ツ瀬川県民ゴルフ場利
用者100万人達成記念事業なんですけれど、非常
にいいことだと思うんですが、ゴルフ場のPR
とかも兼ねるというようにおっしゃってしまし
たけど、今までの既存のリピーターの方たちは
もちろん、やっぱり新規のお客をどうやって誘
客していくのかっていうところが、1つのポイ
ントにもなるかなと思うんですけれど、そのと
ころはどういうふうに考えていらっしゃるんで
しょうか。

○新穂経営企画監 今おっしゃられたように、
新しい利用者をどう開拓していくかというとこ

ろが課題だというふうに認識しております。

まだ、詰めないといけないという部分はある
んですけども、できれば、新富、あるいは宮崎
市の北側の利用者の方が多いので、そこらとい
うよりも、外をもうちょっとドーナツ的に、そ
の周辺の方々が来てくれるような方策はないか
ということ、今、検討しているところです。

○二見副委員長 その前の12ページの小水力発
電導入可能性調査についてなんですけど、4,500
万、この26年度に予定されていらっしゃるみた
いなんですけど。どこか、その検討を、可能性があ
るところが何カ所か、今の段階であるんでしょ
うか。そのところを、もうちょっと詳しくお
聞かせいただきたいんですが。

○喜田開発企画監 この可能性調査でございま
すが、こちらのほうは、他の広渡ダムを初め治
水ダムとか、あとは市町村からの要望があった
地点とかを調査してまいりたいと考えておりま
す。

○二見副委員長 現段階で何地点ぐらい、そう
いうのがあるんですか。

○喜田開発企画監 市町村からの要望につつま
しては、現時点では、まだ確定しておりません。
ちなみに、24年度が39カ所、25年度は7カ所の
要望があって調査をいたしました。来年度につ
きましては、まだちょっとわかりませんが。

以上でございます。

○二見副委員長 おおよそでいいんですけど、
その1カ所を調査するのに、大体どれぐらいか
かるものなんですかね。この4,500万というのは、
何カ所ぐらいを想定しての、この積み上げになっ
ているんでしょうか。

○喜田開発企画監 1カ所を調査するのは、そ
のレベルによりいろいろございまして、ただ現
地を職員が見るだけであれば、ほとんど金額は

かかりませんが、流量をはかったりすると、年間ですと、1カ所で200～300万かかったりもします。

大きなものは、治水ダムにおける発電所の建設の可能性とか道路とかを調査する予定にしております。

○本田工務課長 ちょっと補足して説明いたしますけども、この4,500万の中の大きくは、日南ダムに引き続きまして流量が多い治水ダムというのが、日南ダムの近くにありますが広渡ダムというところがあるんですけども、そこを重点的に、来年やろうと思っております。そこが、例えば地質の調査とか地形の調査、そこ辺で2,000万程度ぐらいかかるんですね。それとか、ちょっと深いところに発電所をつくらないといけないものですから、道路とかそういう可能性を調査するために、また1,500万ぐらいかかるというふうには考えております。

そのほかのところ、市町村とか、自分たちで、またほかの地点とかを調査をするのを、800万ぐらいでやろうと思っております。来年は、この中の大まかのところは、その広渡に重点的に調査をしたいと考えておるところです。

○二見副委員長 今のもう一点、最後にですけど。10ページの(8)に出てる緑のダム造成事業ですよね。これは内容を見れば、発電所事業の関係する上流の森林の水源涵養にということでの取り組みらしいんですけども、非常に大事なことだと思うんですね。

というのも、先日、都城の関之尾のほうに行ったら、これまでの歴史に詳しい方にお話を伺ったら、やっぱり関之尾のあそこの水の水量自体も大分減っていると。やっぱ、それだけ山の保水力が、もう衰えているんだというようなことをおっしゃってたんですね。実際、その上流のほ

うがどういうふうに変化してきたのかとかまでは、まだ詳しく調べてないんですけども。

でも、この(8)のダム造成事業で、26年度も1億ぐらいかけてやるということなんですけども、これまでの積み重ねによって、そういう山に本当に保水力というか、どれぐらいできたものかなというふうには、ちょっと疑問にも思うんですけども。企業局としては、どういうふうに見ていらっしゃるのか、ちょっとお考えを伺いたいんですけども。

○緒方総務課長 緑のダム造成事業は18年度から始めまして、現在、大体360ヘクタールぐらいの山林を所有しております。そこで植林等をやっているわけなんですけども、まだ幼木なものですから、保水力が格段に高まっているとか、そこまでの評価は、今の時点ではまだできてないとは思いますが、その植林をしているのが針葉樹と広葉樹の混交林という形でやっています。また、実のなる木という形でドングリとか、そういうようなこともやっておりますので、今後、大きくなれば、その保水力が高まってくると思っておりますが、数字的なものは、まだできてないということでございます。

○二見副委員長 はい、わかりました。

○中村委員 宮崎県は、こういうふうには雨量もそこそこあって水力発電が多いわけでありまして、全国47都道府県で、どこの県が一番、水力発電が多いのか、我が県は何番目ぐらいに位置づくことになっているのか、その辺がわかっておれば教えていただきたいと。

○喜田開発企画監 それは、国のほうで包蔵水力という調査をやっております。都道府県ごとにどのぐらいの水力発電の可能性があるかというのを、明治以降、調査した結果がございまして、それでいきますと、宮崎県は全国第10位

でございます。

全国で多いのは、山が高い岐阜県とか、あちらのほうが大変多くございまして、ただ、西日本では宮崎は突出している。全国では10番目なんですけど、西日本では、もう突出して大きな地域でございます。

○相葉技監（電気・機械担当） 今、包蔵水力という、水の資源という形でちょっと申し上げましたけども、あと県の発電ということでは、*第1位が群馬県でございます。ここが三十数万キロワット持っております。それとあと、続いて2番目が神奈川県でございます、ここが25万キロワットでございましたが、揚水発電所も持っておりますので、結構、2番目の規模になっております。その次が宮崎県ということで、今15万8,000キロワット程度でございますけども。ですから、開発できるところでやっているということでは、3番目だということになっております。

○中村委員 それは、かなり全国でも優秀な場所におけるわけですね。

○相葉技監（電気・機械担当） 済みません。先ほどの訂正で、1位は神奈川でございます。申しわけございません。規模でいいますと、1位が神奈川で、2位が群馬、3位が宮崎ということでございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 九電さんも、かなり持っていますしやいますが、九電と県との割合はどういう状況なんですか。

○濱砂企業局長 これは、24年の7月時点の資料でございますけれども、県内で水力発電所が53カ所ございまして、そのうちの九電が28、企業局が13でございますけれども、あとは旭化成とか、いろいろ小さいのがありまして、トータル53

カ所というふうになっておるようでございます。

○徳重委員 数はわかりましたが、発電量の割合は。

○濱砂企業局長 水力発電所全体の出力合計が、これは発電量じゃなくて出力でございますけれども、大体220万キロワットですね。そのうちの九電が28カ所で195万キロワットですから、もうほとんど9割ぐらいになりますかね。企業局は15万8,000ですので、率からすれば1割にも満たないということでございます。

○徳重委員 これは自然水ですから、何とも言えないかもしれないけど。九電が195万という、これだけの発電量を持っているわけですね。そうすると、県内に降った水を利用しているわけだから、九電から何かもらえるものはないものですか。

○濱砂企業局長 九電は水力を初め火力とか、今、原発はとまっていますが、トータルの出力の源を持ってまして、それで九州全体に電力を供給して、その中で宮崎県ももちろん買っているという、一般家庭を含めてということですが。

あと、直接の収入としては河川法に基づく水利使用許可が要りますから、この流水占用料、これは、県土整備部の所管ですが、ちょっと額がわかりませんが、それが直接の収入として入ってくるというのはあります。

○徳重委員 いいです。

○田口委員長 ちょっと、僕が質問していいですか。

済みません、先ほどの工業用水で、ちょっとお聞きしたいんですが、前に視察に東郷町に行ったときですか、中国木材が来たら水の供給はありますかと言ったら、余り期待できませんとそ

※このページ左段に発言訂正あり

ういうふうに話を聞いたんですけども。先ほど聞いたら、来年度1日3,000トンという話が出ましたが。前に、私も伊万里の工場に行ったときに、余り水を使っているようには見えなかったんですけど、この水は何に使うんですか、バイオマスですかね。

○新穂経営企画監 木材工場ということで、ほとんど水は使わないというふうに認識していたんですけども、バイオマス発電をされるということで、ほとんどの水がバイオマス発電用に使われるということです。

○田口委員長 じゃあ、もう一回聞きます。

1日3,000トン、1年間に1,000万トンとありますが、これは初年度だからこれぐらいなんですか。それとも、もう何年も契約したのが、この金額なのか、そこをちょっと教えてください。

○新穂経営企画監 契約水量が日量3,000トンと申しましたけども、そのうち、実際に使われる常時使用水量が2,500トンで、500トンは未達水量として、予備的に確保されている水量ということで、初年度から2,500トンでずっと使われて、いくと思います。将来的にも、何か設備が変わらない限りは、その状況なのかなというふうに想像しております。

○田口委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、この部分の質疑は終了いたします。

では、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○田村総合制御課長 それでは、平成25年度の供給電力量の状況について、御報告いたします。

委員会資料の17ページをごらんください。

上の表は、2月末までの数字であります、

今年度における供給電力量とダム地点での雨量を月ごとに示したものです。

右側の雨量の欄では、30年平均の雨量と今年度の実績、そして、30年平均と実績との比較を掲載しておりますが、6月、10月、12月、2月の雨量は、30年平均を上回ったものの、それ以外の月は雨が少なく、特に7月、8月が大変少なくなっております。

累計の実績は2,415ミリメートルで、30年平均比では81.6%となっております。

左側の供給電力量の欄では、今年度の目標と実績、そして達成率を掲載しておりますが、6月、10月、11月、2月は目標を上回ったものの、それ以外の月は目標を達成できない状況でありまして、累計の実績は3億8,689万5,000キロワットアワーであり、目標に対しまして84.7%、年度計に対しましては78%の達成率となっております。

また、下の表は、発電所ごとの供給電力量を示したものであります。

以上です。

○本田工務課長 18ページをごらんください。

下小原発電所の運転開始についてであります。

1の概要にありますように、市町村と共同で農業用水路等を利用したマイクロ水力発電設備をモデル的に整備・運営する「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」の発電所となる日之影町の下小原発電所が運転を開始いたしました。

2の設備概要であります、運転を開始したのは、ことしの2月4日、設置場所ではありますが、日之影町の役場から車で約25分程度の分城というところの下小原地区に設置いたしました。最大出力は5キロワット、最大使用水量は毎秒40リットル、最大有効落差は30メートル

となっております。建設費は1,850万円となり、企業局は発電機器の購入や設置を行い、日之影町は建屋や配管等の附属設備の整備を行っております。

3の管理運営体制であります。今後の管理運営は日之影町が行うこととなっておりますが、町は、ごみ除去や施設の巡視などの維持管理の一部を地元の下小原地域に委託することとしております。

なお、実証試験が終了しました3年後には、施設を地元へ譲渡することとしております。

写真をごらんください。左側が発電所建屋と下小原地区の皆さんでございます。地元の皆さんも大変喜んでいただいております。維持管理にも積極的に取り組もうとしておられます。

右側の写真は発電所の内部であります。中央の四角い箱が水車発電機になります。

なお、この事業では、日之影町のほかに西米良村で約1キロワットの設備を整備中がございます。

お手元に、下小原発電所のパンフレットを配付しておりますので、後でごらんいただけたらと思っております。

次に、19ページをごらんください。

企業局施設見学ツアー（工業用水道施設）についてであります。

1の目的であります。細島工業団地の企業へ給水を行っております工業用水道事業の役割についての理解を深めることを目的といたしまして、地元小学生を対象に工業用水道施設の見学会を実施いたしました。

2の実施概要であります。社会科授業の一環として、ことしの1月17日に、日向市立塩見小学校4年生の皆さん21名の参加で開催いたしました。

見学していただいたのは、工業用水道施設の沈砂池、ポンプ室、沈殿池等と、工業用水を使う工場といたしまして、ひゅうがりサイクルセンターであります。

掲載しております写真は、当時の状況を撮影したものであります。

説明は以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。

その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○二見副委員長 1つだけお聞きします。

この下小原発電所の写真で皆さんが写っているとおっしゃいましたが、皆さんなんですか。

○本田工務課長 ここに11人写っていると思いますが、ここは11世帯でありまして、各軒1人ずつぐらい出ていただいたと。ここで水利組合をつくって、皆さんで運営をしていくということになるかと思えます。ちょうど、これが説明会を催したところの写真でございます。

○徳重委員 見学ツアー、ここでは小学校4年生21名ということですが、年間、どれぐらいの見学ツアーがあるものなんですか。

○本田工務課長 企業局で定例的に小学生を集めて見学ツアーを行っていますのは、年間、発電所を2カ所、工業用水道を1カ所やっております。それ以外に、企業局では、随時、申し込みがあれば受け付けるというふうにやっております。

今まで、平成11年度からやっております、約1,300人程度の参加がっております。

○徳重委員 毎年、何人か。

○本田工務課長 これは、年間が大体3カ所で100人程度です。

○徳重委員 100人おいでになる、また、一般の

午後 1 時58分散会

方もおいでになるんじゃないかなと思うんですが、ただで済むことではないと思うんですね。何か資料を渡したり、いろいろされると思いますが、この経費は年間どれぐらいかかるものですか。

○本田工務課長 年間予算としては、全体で160万ぐらい、予算化しております。

○徳重委員 いいです。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○濱砂企業局長 済みません、先ほどの徳重委員の御質問で、九電からお金をもらえるんじゃないかという話があったんですが。流水占用料は申し上げましたが、そのほかに、固定資産税、それから発電関係施設がある市町村に交付金を出す電源立地交付金、そこ辺が今、考えられるのはあります。

○田口委員長 徳重委員、それでよろしいですか。

○徳重委員 はい。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、その他で何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時56分休憩

午後 1 時58分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開します。

あすの委員会は午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

平成26年 3 月 12 日 (水曜日)

議 事 課 主 幹 鬼 川 真 治
 政 策 調 査 課 主 幹 牧 浩 一

午前 9 時 58 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	高 原 みゆき
教 育 次 長 (教育政策担当)	西立野 康 弘
教 育 次 長 (教育振興担当)	中 野 通 彦
総 務 課 長	梅 原 裕 二
財 務 福 利 課 長	入 倉 俊 一
学 校 政 策 課 長	谷 口 英 彦
学 校 支 援 監	今 村 卓 也
特 別 支 援 教 育 室 長	坂 元 巖
教 職 員 課 長	早 日 渡 志 郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長	花 岡 道 義

事務局職員出席者

○田口委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成26年度当初予算案などにつきまして御説明させていただきます。

お手元の薄い冊子、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただきまして、左側のページにあります目次をごらんください。

今回御審議をお願いする議案は、議案第 1 号「平成26年度宮崎県一般会計予算」など10件でございます。また、一番下のほうになりますが、「その他報告事項」といたしまして、宮崎県いじめ防止基本方針の策定について説明させていただきます。

それでは、右の 1 ページをごらんください。

教育委員会に係る「平成26年度宮崎県一般会計予算」、「平成26年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」並びに「平成26年度宮崎県育英資金特別会計予算」について、各課・室別に一覧にいたしております。

平成26年度の当初予算額についてでございますが、表の下から 5 段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。一般会計の合計は1,079億6,644万円でございます。また、下から 2 段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。特別会計の合計は16億4,367万6,000円であり、よって、総計は、一番下の欄に記載しておりますが、1,096億1,011万6,000円でございます。2つ右の欄になりますが、これは平成25

年度当初予算額に対しまして、17億7,543万1,000円の増、率にいたしまして対前年度比101.6%となっております。

次に、2ページ、3ページをお開きくださいませ。

見開きで縦にごらんいただけませんか。一番上に示しておりますが、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の施策の体系に沿いまして、平成26年度の県教育委員会の主な事業をお示したものであります。

資料の上のほうをごらんください。第二次宮崎県教育振興基本計画は、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の分野別施策「人づくり」の部門別計画として策定いたしました。この計画は5つの施策の目標で構成いたしておりますので、施策の目標ごとに主な事業を御説明させていただきます。

資料の上のほう、第二次宮崎県教育振興基本計画と書いてあります四角枠の下をごらんください。

まず、施策の目標1「県民総ぐるみによる教育の推進」であります。ここでは、本県を支える人づくりのために社会全体の教育力の向上を図るための事業で構成いたしております。この中で、右側の事業名の一番上の事業、新規事業「子ども読書活動推進事業」では、読書にかかわる関係者の専門性の向上を図り、青少年の読書の重要性について啓発することにより、子供の読書活動をこれまで以上に推進いたしていくこととしております。

次に、施策の目標2「生きる基盤を育む教育の推進」は、学校教育において知・徳・体の調和を図りながら子供たちに生きる力を身につけさせるための事業などで構成いたしております。右側の事業名の上から4番目の事業、改善事業

「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」では、これまで小中学校や高等学校を対象としてそれぞれ取り組んでおりました学力向上対策に関する事業を1つに再構築し、系統的、総合的に推進することにより児童生徒の学力向上を図るものであります。

次に、施策の目標3「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」は、自立した一人の人間として力強くたくましく生き抜く力を育むとともに、郷土を愛し、郷土を支え、地域や社会をよりよくしていく活動に積極的に取り組む意識や態度などを育成する事業等で構成いたしております。右側の事業名の上から3番目の事業、改善事業「地域産業を支える元気な担い手育成事業」では、地域産業界との連携を強化し、市場や現場で通用する商品開発や技術の習得を目指した取り組みを推進することにより、即戦力となるプロ意識を備えた人材の育成を目指してまいります。

次に、施策の目標4「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」は、教育環境の整備・充実を一層推進する事業で構成しております。右側の事業名の一番上の事業、新規事業「自ら学ぶ教職員」総合支援事業」ですが、子供たちにとって学校における最大の教育環境は教職員であると考えております。さまざまな教育課題の解決に向けて、教職員が学び続けることを支援する新たな研修プログラムの構築や研修環境の整備を行い、教職員の資質向上や学校の組織としての力の向上に取り組んでまいります。

次に、施策の目標5「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」は、県民皆さん一人一人が生涯にわたる学びやスポーツや文化活動に取り組んでいただく中で、自己実現を図られることを目指した事業などで構成いたしてお

ります。右側の事業名の一番上の事業、新規事業「教育研修センター施設改修事業」では、老朽化が著しい施設の改修等を行い、これまでの機能の充実を図るとともに、地域社会を支える人材の育成を支援する施設としての整備を図ってまいります。

私からの説明は以上であります。平成26年度当初予算における新規重点事業の詳細及び提出議案等につきましては、担当課長、室長から説明させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口委員長 ありがとうございます。教育長の概要説明が終了いたしました。引き続き説明をお願いいたしますが、3班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、総務課、財務福利課、学校政策課の審査を行います。

議案等に関する説明を求めます。

○梅原総務課長 総務課関係の当初予算につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料、総務課のインデックスのところ、429ページをお願いいたします。総務課の当初予算額は、一般会計33億4,865万9,000円を計上しております。以下、主なものにつきまして御説明をいたします。

431ページをお願いいたします。

上から5段目、(事項) 委員報酬の1,078万8,000円であります。これは、教育委員の報酬に要する経費であります。

次に、下から4段目、(事項) 職員費の15億4,465万7,000円であります。これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、下から2段目、(事項) 一般運営費の7,401万8,000円であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次に、432ページをお願いいたします。

下から4段目、(事項) 教育広報費の2,621万2,000円であります。これは、テレビ教育広報などに要する経費であります。

次に、433ページをお願いいたします。

上から2段目、(事項) 教育研修センター費の3億6,701万4,000円であります。このうち説明欄の4、新規事業「教育研修センター施設改修事業」の2億7,458万8,000円ですが、後ほど委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、説明欄の5、新規事業「自ら学ぶ教職員」総合支援事業」の223万5,000円ですが、これは多様化、複雑化する教育課題等の解決に向けて教職員が学び続けることを支援するために、新たな研修プログラムの構築や研修環境の基盤整備を行い、教職員の専門性・社会性の向上及び学校の組織力の向上を図るものであります。

次に、真ん中あたり、社会教育費の(事項) 職員費10億7,389万7,000円あります。これは、生涯学習課等の社会教育関係職員の人件費であります。

次に、下から4段目保健体育費の(事項) 職員費2億4,443万8,000円あります。これは、スポーツ振興課等の保健体育関係職員の人件費であります。

歳出予算説明資料につきましては以上であります。

次に、委員会資料により新規事業の御説明を

いたします。委員会資料の4ページをお願いいたします。

新規事業「教育センター施設改修事業」についてであります。

1の事業の目的・背景であります。教育研修センターは、教職員の指導力を高める研修等の実施や教育相談など、教職員の資質向上と教育の振興のために設置されておりますが、老朽化が著しいことから、建てかえ等の改修を行うものであります。改修に当たりましては、これまでの教職員の研修機能等のさらなる充実を図るとともに、社会教育関係団体の指導者に対する研修を行うなど、社会教育支援機能を付加することにより、地域社会を支える人材の育成を支援する施設として整備を図ることとしております。

2の事業の内容であります。平成26年度は実施設計委託、仮設建設工事及び一部解体工事を行います。平成27年度及び28年度は、研修ホールの耐震化を含めた改修工事、新規の建物工事、解体工事等を行います。

3の事業費であります。2億7,458万8,000円を計上しております。内訳につきましては、みやざき人財づくり基金で2億7,098万8,000円、一般財源で360万円となっております。

4の事業期間であります。平成26年度から平成28年度までの3年間です。

5の事業効果であります。①にありますように、耐震化、老朽化対策が図られ、職員や研修受講者、来訪者等の災害に対する安全が確保されるなどの効果があると考えております。

次に、委員会資料の15ページをお願いいたします。

議案第32号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明を

いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。

(1)は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により、市町村民税所得割額が30万4,200円以上、年収にしますと約910万円以上の世帯から授業料を徴収することとなるなどに伴う改正、(2)は、消費税法等の一部改正により4月1日から税率が8%に引き上げられることなどに伴う改正であります。

次に、2の改正の概要についてです。(1)は、授業料の不徴収に係る規定を削るとともに、在学者についての経過措置を設けるものでございます。(2)は、別表の体育館使用料などの額の改定を行うとともに、現存しない設備に係る規定を削るものであります。

3の条例の施行日でございますが、平成26年4月1日としております。

総務課関係は以上であります。

○入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。お手元の歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、435ページをお願いいたします。

財務福利課の当初予算は、1段目の左から2番目になります。総額で83億1,031万円でございます。その内訳につきましては、1段下にあります一般会計が66億6,663万4,000円、ページの中ほどにあります特別会計が16億4,367万6,000円です。

それでは、一般会計に係る主な事項について御説明いたします。437ページをお願いいたします。

ページの中ほど、(事項)維持管理費につきまして、20億3,833万5,000円を計上しております。これは、県立学校の営繕、環境整備、防災対策

等に要する経費であります。また、維持管理費のうち、説明欄の1の(3)のエにあります新規事業「県立学校省エネ対策推進事業」につきまして250万円を計上しております。これは、電気使用量の多い学校をモデル校として選定し、省エネ手法の一つである照明のLED化を行い、経費の節減を図るものであります。

次に、説明欄の2の(3)にあります新規事業「みんなのまなびや整備活動支援事業」につきまして、123万5,000円を計上しております。これは、校舎内の壁や駐輪場の塗装など生徒等がみずから積極的に行う環境整備等の活動に対し、材料代などを負担するものであります。

次に、438ページをお願いいたします。

一番上の段の7にあります、新規事業「県立学校老朽化対策事業」につきまして、13億404万6,000円を計上しております。その内訳としまして、施設の整備にかかるものが10億4,213万円、設備の整備にかかるものが2億6,191万6,000円です。施設の整備にかかるものにつきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明申し上げます。設備の整備につきましては、職業系高校の実習で使います設備のうち、整備後相当年数が経過し更新が必要なものを整備するものであります。

次に、2つ下の(事項)育英事業費につきまして、6,518万6,000円を計上しております。これは、育英資金特別会計の事業にかかる経費の繰出金等であります。

次に、同じページの下の方にあります(事項)教職員住宅費につきまして、1億7,618万円を計上しております。これは、教職員住宅の修繕等に要する経費及び建設費用の償還等に要する経費であります。

次に、(事項)高等学校等生徒修学支援基金事

業費につきまして、2億121万円を計上しております。これは、経済情勢の悪化を受けて国の交付金をもとに、平成21年度から設けられた高校生に対する奨学金等にかかる事業費の育英資金特別会計への繰出金などです。

次に、439ページをお願いいたします。

1つ下の(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、9億4,492万2,000円を計上しております。これは、公立高等学校授業料無償制度等の変更に伴う高校生の教育費負担軽減の経費でありまして、説明欄の1の就学支援金につきましては、保護者等の年収が910万円未満の生徒に対し授業料相当額を支給するものであります。3の奨学のための給付金につきましては、授業料以外の教育費負担を軽減するために非課税世帯の生徒に対し支給するものであります。4の学び直しへの支援につきましては、高等学校等を中途退学したものが再び学び直す場合に授業料相当額を支援するものであります。

次に、(事項)教職員福利厚生費につきまして、6,262万7,000円を計上しております。これは、教職員の健康診断や各種研修、相談事業などを実施するものであります。

説明欄の5にあります、改善事業「学校職員健康づくり推進事業」につきまして、515万5,000円を計上しております。これは、これまで取り組んでまいりました「学校職員健康づくり実践強化事業」の改善事業といたしまして、相談体制などの充実を図るものであります。

次に、(事項)学力向上推進費につきまして、2億6,081万5,000円を計上しております。これは、県立学校の生徒用コンピューター4,955台のリース費用等でありまして、平成26年度は863台の更新を予定しております。

次に、440ページをお願いいたします。

一番上の(事項) 恩給及び退職年金費につきまして、1億2,256万1,000円を計上しております。これは、現行の共済組合制度に移行する前に退職した教職員に対する恩給等の経費であります。

次に、(事項) 一般運営費(高等学校)につきまして、14億5,969万3,000円を計上しております。これは、高等学校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営等の経費であります。

次に、(事項) 海洋高校実習船費につきまして、2億2,489万6,000円を計上しております。これは、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の実習航海等に要する経費であります。

次に、ページをめくっていただきまして442ページをお願いいたします。

一番上の(事項) 一般運営費(特別支援学校)につきまして、3億2,899万2,000円を計上しております。これは、特別支援学校における光熱水費、各種業務委託及び教材教具の整備などの運営等の経費であります。

説明欄の1の(2)にあります新規事業「県立学校災害時非常用電源整備事業」につきまして、278万4,000円を計上しております。これは、特別支援学校におきまして、医療的ケアの必要な児童生徒が使用する機器の災害時の非常用電源として発電機を整備するものであります。

次に、(事項) 就学奨励費(特別支援学校)につきまして、1億6,469万4,000円を計上しております。これは、特別支援学校に在学する児童生徒の学用品や給食費などの経費を支給するものであります。

次に、ページの下のほうにあります(事項) 学校給食運営管理費につきまして、1億5,114万5,000円を計上しております。これは、特別支

援学校等14校分の給食調理業務委託に要する経費や、給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、ページの一番下の(事項) 県立学校運動場整備費につきまして、1億283万5,000円を計上しております。これは、錦本町にあります宮崎工業高校第2グラウンドの400メートルトラックと老朽化している附帯施設を整備する経費であります。

次に、443ページをお願いいたします。

下のほうにあります(事項) 文教施設災害復旧費につきまして、9,270万円を計上しております。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

一般会計の主な事項につきましては以上であります。

続きまして、特別会計についてであります。444ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。(事項) 高等学校実習費につきまして、2億213万7,000円を計上しております。これは、農業系の学科を有する高校7校における農業実習に要する経費でありまして、生徒実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

次に445ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項) 育英事業費につきまして、14億4,153万9,000円を計上しております。これは、高校生及び大学生等への奨学金の貸し付けや返還金の収納等の業務を行うものであります。

特別会計予算につきましては以上でございます。

続きまして、新規事業の事業内容等につきまして、お手元の常任委員会資料にて御説明いたします。常任委員会資料の5ページをお願いい

たします。

新規事業「県立学校老朽化対策事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。県立学校施設の多くは生徒急増期の昭和30年代から50年代に建てられておまして、外壁や屋根防水などの劣化が進んでおりますことから、平成26年度から計画的に老朽化対策事業を実施し、児童生徒が安全に安心して教育を受けられる施設の整備を図っていくものであります。

2の事業の内容であります。下の①から④にありますとおり、外壁や屋根防水、設備機器などについて予防保全的な改修を行い、老朽化した施設の長寿命化を図りながら整備を行うものであります。26年度は、22校41棟の整備を行いたいと考えております。

3の事業費であります。10億4,213万円を計上いたしております。

4の事業期間であります。平成26年度から特に緊急性の高い外壁の剥落防止や屋根防水を重点的に行いたいと考えております。

5の事業効果であります。③にありますように、今後集中すると考えられます改修等を計画的に進めることにより、予算の平準化が図られるものと考えております。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。

議案第42号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。同基金に東日本大震災後の経済情勢の悪化に伴い、平成23年度に復興関連予算で追加造成しました奨学金等に係る交付金につきましては、政府が復興関連予算は被災地に限定して執行すべ

きとしたことから、国から速やかな返還を要請されているところであります。しかしながら、現行条例の規定では返還に係る処分が認められていないため、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正するものであります。

2の改正の概要についてであります。国からの求めに応じて平成26年度に交付金の残額を返還するため、基金の一部を処分することができる旨の規定を附則に設けるものであります。

3の施行期日についてであります。平成26年4月1日から施行することとしております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明申し上げます。資料が変わりまして、「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」、12ページをお願いいたします。

下のほうの四角囲み、⑩「育英資金貸付金について、貸し付け申請時に制度の趣旨等を十分説明し、償還の徹底を促すとともに口座振替制度の利用促進を初め償還方法の工夫など他県の徴収方法等も参考にしながら収入未済額縮減を図ること」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

育英資金貸与事業につきましては、日本学生支援機構が実施していた高等学校等奨学金事業が平成17年度入学者分から県に移管され、その返還が始まった平成20年度以降、返還者が毎年増加しており、それに伴って滞納者も増加している状況にあります。滞納者等に対しては、文書や訪問等による催告を行うとともに、滞納を未然に防止するために貸与申請の段階から貸与者本人や保護者等への返還に対する意識の徹底にも取り組んでいるところであります。

なお、平成25年4月から実施しております返還金の口座振替制度につきましては、今後も納

付書送付などのあらゆる機会を捉えて、さらなる利用促進を呼びかけてまいりたいと考えております。さらに、今年度からは新規返還者に対する架電業務の強化や長期滞納者に対して法的措置を行っているところであります。引き続き、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

財務福利課関係については以上であります。

○谷口学校政策課長 歳出予算説明資料にお戻りください。学校政策課のインデックスのところ、447ページをお願いいたします。

一番上の欄、学校政策課の当初予算額は、7億3,407万9,000円を計上しております。それでは、主な内容について御説明いたしますので、449ページをお願いいたします。

中ほど下、(事項) 学力向上推進費の2億7,555万3,000円であります。説明欄の2と3、改善事業「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」と新規事業「連携型中高一貫教育推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明を申し上げます。

5の(3) 新規事業「県立学校「教育の情報化」推進事業」の370万6,000円であります。これは、今年度と昨年度、普通科高校を中心にタブレットと無線LANを整備いたしました。これを今度は専門高校と定時制・通信制高校に広げるものでございます。また、特別支援学校におきましても無線LANを整備しまして、全県的に教育の情報化を推進してまいります。

次に、6の改善事業「みやぎの科学教育推進事業」の1,033万2,000円あります。これは、小学校の理科の授業を支援しますサイエンスアドバイザーを配置したり、児童生徒を対象にサイエンスコンクールとかサイエンスキャンプを行いまして理科教育を推進しますとともに、科

学の分野で活躍する人材を育成するものでございます。

8の新規事業「高校生グローバル・リーダー育成支援事業」の3,200万円あります。これは、「スーパーグローバルハイスクール」という学校を指定いたしまして、海外の高校や大学と連携しまして研究とか交流を行うことで、コミュニケーション能力とか問題解決力を培いまして、将来、国際社会で活躍できるグローバル・リーダーを育成するというものでございます。

次に、450ページをお開きください。

一番下の(事項) 生徒健全育成費の7,619万1,000円あります。

次の451ページをごらんください。

上から3行目、5番ですが、新規事業「いじめ問題の解決に向けた外部専門家活用事業」につきましては、これも後ほど委員会資料で説明させていただきます。

中ほどの(事項) 就職支援活動促進費の1,852万円あります。これは、1番、改善事業「高校生の夢実現！就職サポート事業」におきまして、高卒就職専門員というのを配置しまして、進路相談とか求人開拓、就職後の定着指導等を行いまして、就職支援体制の充実を図るものでございます。

次に、452ページをお開きください。

上から2つ目の(事項) 産業教育振興費の857万6,000円あります。このうち説明欄の1、改善事業「地域産業を支える元気な担い手育成事業」につきましても、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、453ページをごらんください。

下のほうの(事項) 学校安全推進費の632万5,000円あります。このうち説明欄の5、改善事業「「未来の防災へつなぐ」安全教育推進事

業」の165万8,000円であります。これは、防災教育推進校を指定しまして防災教育を実践しますとともに、高校生に対して防災教育基礎講座を開催いたしまして、災害時に適切な行動ができる生徒の育成を図るものでございます。

歳出予算説明資料につきましては以上でございますが、次に、委員会資料で説明させていただきますので、委員会資料の6ページをお願いいたします。

改善事業「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」についてであります。この事業は、これまで学力向上につきまして、小中学校と高校と別々に取り組んでおりましたものを一つに再構築いたしまして、系統的に取り組もうというものでございます。

1の事業の目的・背景につきましては、教科指導力の向上や基礎学力及び学習習慣の定着、授業改善等を推進することによりまして、系統的・総合的に児童生徒の学力向上を図るものでございます。

2の事業の内容としましては、(1)から(4)まで4つの柱で構成しておりますが、今回新たに取り組めます(1)と(2)について御説明をいたします。

(1)の教科指導力の向上の①児童生徒一人一人の学力を伸ばしますために、授業モデルと申しまして、授業の流れですとか指導のあり方についてのモデルを作成いたしまして、これを活用いたします。②ですが、教科指導研究推進校を指定したり、教科指導力向上支援教員を任命いたしまして、研究公開や授業公開によりまして全県下への成果の普及を図りたいと考えております。

(2)の基礎的・基本的な内容及び学習習慣の定着を図る指導の充実につきましては、①基

礎学力の定着指導を図ります実践推進地域——これは小・中学校ですが——や、実践推進校——これは高校ですけれども——を指定いたしまして、これも研究公開等によりまして全県下へ成果の普及を図ります。また、②では、その研究の成果につきまして実践の共有を図りますために研修会を小・中・高、合同で開催いたします。

3の事業費であります。2,026万8,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年です。

5の事業効果につきましては、小・中・高の全体を見通しながら系統的な取り組みを進めていくことによりまして、教師の授業力を高め、また児童生徒の学力向上を図ることができるものと考えております。

次に、7ページをごらんください。

新規事業「連携型中高一貫教育推進事業」についてであります。

1の事業の目的・背景につきましては、生徒数の減少が著しい地域におきまして、本県ではまだ設置していない連携型中高一貫教育校について、「モデル地区」を公募いたしまして、設置のあり方等の調査研究を実施するものでございます。

2の事業の内容といたしましては、(1)ですが、他県の連携型中高一貫教育校について視察調査を行い、(2)ですが、中高相互の乗り入れ授業を行いまして学力向上のあり方を研究したり、(3)ですが、中高合同による行事や部活動、発表会等、合同で実施いたしまして、活力ある環境についての研究などを行います。また、(4)では中高一貫教育校の全国の研究大会へも参加して研究を進めたいと考えております。

3の事業費は、52万7,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成26年度から27年度までの2カ年であります。

5の事業効果につきましては、本県における連携型中高一貫教育校設置の可能性を検討できると考えております。

次に、8ページをお願いいたします。

新規事業「いじめ問題の解決に向けた外部専門家活用事業」についてであります。

1の事業の目的・背景につきましては、後ほど説明をいたします宮崎県いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめを防止するために組織を設置するものでございます。

2の事業の内容としましては、(1)いじめ問題対策連絡協議会の開催としまして、これは、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、警察、その他の関係機関等で協議を行いまして、いじめ防止対策の検証と成果の普及を図るものでございます。(2)いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置いたしまして、臨床心理士ですとか、元警察官とか元教員などで専門的知見から調査・審議を行うというものでございます。(3)緊急支援チームの設置・派遣といたしまして、学校だけでは解決困難ないじめ問題等の発生時に、これも臨床心理士などの外部専門家からなる緊急支援チームを派遣しまして、支援を行うものでございます。

3の事業費は、309万5,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年であります。

5の事業効果につきましては、いじめの未然防止、早期対応、早期解決に向けた支援体制の充実を図ることができると考えております。

次に、9ページをお願いいたします。

改善事業「地域産業を支える元気な担い手育成事業」であります。これは、専門高校における事業でございますが、1の事業の目的・背景としましては、地域産業界との連携を強化しまして、市場や現場で通用する商品開発や技術の習得を目指した取り組みを推進することによりまして、即戦力として必要とされるプロ意識を備えました人材の育成を目指すものでございます。

2の事業の内容」につきましては、(1)プロ意識を育む取り組みとしまして、例えば地域関連企業と連携した新商品開発を行い、地元食材を活用した新メニューの開発などを行います。

(2)専門知識・技術を高める取り組みとしましては、①で、生徒の専門力を高めるための専門家による講義や技術指導、②で、今度は職員を対象としました指導力向上を図るための研修会などを行います。(3)地域産業界との交流を深める取り組みとしましては、②ですけれど、地元企業の方々をお招きしまして、生徒の取り組みへの理解を得るための生徒研究発表会等を開催いたします。

3の事業費は、659万5,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年であります。

5の事業効果につきましては、生徒のプロ意識を備えようとする意欲を高めますとともに、地域発展に寄与しようという志が生まれ、また高い専門性を身につけた人材を育成することができると考えております。

次に、19ページをお願いいたします。

これも後ほど説明いたします、いじめ防止基本方針に基づきまして、2つの組織を設置する

ための条例を上程させていただくものでございます。

まず、議案第52号「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について」であります。

1の制定の理由の目的につきましては、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、宮崎県いじめ問題対策連絡協議会を設置するものでございます。

2の条例の概要といたしまして、県に「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、構成等に関する事項を定めとなっております。

3の施行期日は、平成26年4月1日からです。

次に、20ページをお願いいたします。

議案第53号「宮崎県いじめ問題対策委員会条例の制定について」であります。

1の制定の理由の目的につきましては、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として「宮崎県いじめ問題対策委員会」を設置するものでございます。

2の条例の概要としましては、教育委員会に宮崎県いじめ問題対策委員会を設置し、委員会の委員の定数、選任方法及び任期等に関する事項を定めとなっております。

3の施行期日は、平成26年4月1日です。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

その他の報告事項といたしまして、「宮崎県いじめ防止基本方針の策定について」の御説明をいたします。

2の策定までの流れをごらんいただきますと、12月4日にこの文教警察企業常任委員会におきまして、「宮崎県いじめ防止基本方針」の素案を説明させていただきまして、御意見をいただいたところでございます。それをもとに、その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコ

メントの結果もあわせまして、2月10日の定例教育委員会で「宮崎県いじめ防止基本方針」を決定したところでございます。

そのパブリックコメントの結果につきまして、3番をごらんいただきますと、(1)ですが、全部で13名の方から17件の御意見をいただきました。主な意見といたしましては、①ですが、いじめは深刻な人権侵害であり人権教育の視点も必要である。②いじめ防止には福祉に携わる者の経験が活用できるのではないか。③いじめ問題の解決のためには、学校と家庭、地域社会の連携が大切である。といったような御意見を多数いただきまして、これらの御意見を参考に今後取り組んでまいりたいと考えておりますが、その中でも、特に、この「いじめ防止基本方針」の記述に関して御意見をいただきましたので、修正を3点ほどしたいと思っております。右側の23ページをごらんください。

まず、1でございますが、「新」というところを見ていただきますと、「いじめは深刻な人権侵害であることを明記してほしい」という御意見がございましたので、下線部、「深刻な人権侵害であり」という部分を挿入いたしました。

2でございますが、人権教育をしっかりと行うべきだという御意見がございましたので、「(ア)いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図る」という項目を新たに追記いたしました。

3でございますが、クローズドコミュニケーションという言葉が出てまいります。それがわかりにくいという御意見がございましたので、下線部ですが、「特定の間人関係の中で行われる外部から見えにくい情報通信」という説明文を挿入いたしました。

以上3点の修正を行いまして、別冊でお配り

をいたしております「いじめ防止基本方針」を決定したところでございます。

なお、これに関しまして各市町村、各学校ともそれぞれ「いじめ防止基本方針」の策定に着手しております、新年度の4月1日から運用ということで今動いてるところでございます。

学校政策課の説明は以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。議案等に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○松村委員 説明資料の6ページのところで、子どもの学力を伸ばす総合推進事業、今までもこの事業はあったということですが、改善事業ということでございます。今までと特にここが違うんだってところをちょっと御説明願いたいと思います。

○谷口学校政策課長 この事業は、これまで小中学校と高校は別々の事業で学力向上に取り組んでおりましたが、それを一緒にいたしました最大の目的は、連携と申しますか系統性を高めるということで、例えば具体的に申しますと、このページの2番の(1)の③小・中・高、合同で研修会を開催いたしまして、指導方法のあり方等について協議をいたします。もう一つ、一番問題な、基礎学力がなかなかつかない子供がいるということに関しまして、(2)の②でございますが、基礎学力定着指導に係る実践の共有を図る研修会、これをまた小・中・高、合同で開催いたしまして、小・中・高の連携を深めながらしっかり指導をしていきたいというところが大きな変更点でございます。

○松村委員 大学進学を目指す生徒への支援の充実っていうのは、これも今までと同じでしょうか。

それと、例えば医学部、難関大学を目指す生

徒への支援ということは、これは何か補習とか課外授業とか特段にそこに予算をかけてやられるのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○谷口学校政策課長 (4)をごらんいただきますと、まず、①で大学進学を目指す生徒への支援ということで、これは、高校3年生を対象にサマースクールと申しまして、700名ぐらいの県内の高校生を集めまして大学進学に向けての講義を、教科指導力向上支援教員という指導力の高い教員が、その700名の子供たちに授業を夏休み3日間ですけどいたしました、お互い刺激を持たせるという意味もございしますが、取り組んでおまして、それを事業化しております。

②のほうは、今度は高校2年生につきまして、特に本県の課題であります医師の確保という観点もございしますので、医学部の進学あるいは難関大学を目指します高校2年生、これを約200名ぐらいですけど、これもまた一カ所に集めまして、スーパーティーチャーですとか、教科指導力向上支援教員が講義をいたしまして、これもお互いの刺激を持って今後に取り組みせるというような事業を展開してるところでございます。

○松村委員 この大学生の、今の両方の合宿系の補習でしょうけど、これはもう今まで取り組んでたことですね。今年度新しく、パワーアップしたというわけではないですね。

では、続けて、その次のページの7ページですけども、連携型中高一貫教育。これは、同じ地域内で中学校とか高校っていうのが連携するんだらうなとは思んですけども、この形というんですか、例えば中学校、高校を相互乗り入れしてそれぞれで先生が授業をちょっと教えたりとかいろんな形にやられるんじゃないかと思うんですけども。これは、中学校が次の高校の

ことまで視野に入れて多分やられると思うんですけども、これは中学校で卒業したらその高校にすんなりで行けるのか。中高連携といいますけども、そこには入試は発生するのかということと、それから、せっかく一緒にやって、その後、全く縁のないよその高校に行くことになる。次の高校に進学して、中学校でやったことと、高校でやること、また次の高校へ行ったら連携しない高校に行ってしまうということとかも考えられるんじゃないかと思うんですけども、この全体のスキームをちょっと教えてほしい。

○谷口学校政策課長 まず、入試につきましては、連携型中高一貫教育校になりますと、普通の高校入試を受けなくてもいいと、簡便な入試でいいということになっておりまして、それは中高が一緒に考えまして、例えば面接と小論文とか、そういう形ができるという特例がございます。

委員がおっしゃいましたように、問題点といたしましては、本県はございませんが他県でいっばいつくってる中で、成功例と不成功例とございます。成功例といたしますのは、今おっしゃいましたように、例えばある地区で中学校が1つか2つあって、それが全部同じ高校に行くとその子供たちが全部上がってきますので、中高の連携がより深まりまして、授業にしましても、単に乗り入れ授業をするだけではなくて、教科内容を高校でやるべき内容について中学校でちょっと深めたいと、深めた子供たちが全員高校に入ってくると非常に効果的ということで、中高の子供たちがほとんど同じような子供たちですと効果がより高いということでございます。逆に、おっしゃいましたように、例えばある高校に入る、半分の子供だけが連携型の子供たち

であと半分は違うところから来るということになりますと、非常に教科書の内容面でもアンバランスが出てきますので、そこがなかなか他県を見ますとうまくいかなかったりもします。

ですから、そういう一長一短がございますので、初めてことし本県でこの事業を立ち上げて、どういうメリットがあるかデメリットがあるか、研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○松村委員 まだ、これは研究っていう事業でございますからどんなケースがあるのかわからないでしょうけども、余りにも囲い過ぎますと、もうそこに行かざるを得ないみたいなところとか出てきますので、本来の中高一貫っていう、同じ学びやで学んでいくっていうやつとまた違う形でしょうけども、余り意味のないことをやってもしょうがないなっていうことがあるんで、柔らか過ぎても意味がないし、強過ぎてもあれなんで、ちょっとこのあり方については今後また見ていきたいと思っておりますけど、十分子供たちが選択ができるような形でやっていただきたいと思っております。

9ページの地域産業を支える元気な担い手育成事業、これをぱっと見てみますと、職業系といたしますけども、実質的にはこれは農林水産業者と連携みたいなことが例として書いてますけども、メニューとか、これは水産農業系っていうんですか、そういう子供たちを捉えた事業と考えてよろしいんですか。

○谷口学校政策課長 これは、工業、商業等も考えておりまして、例えば工業ですと、この事業の中の2の(1)プロ意識を育む取り組みで、例には入っておりませんが、例えばことし延岡工業が避難誘導灯というのを作りまして、これが単に高校生が試作をしてこういうのをつく

りましたというだけではなくて、これを企業等が商品として実際に商品化してくれないかというような思いもございまして、そういったプロ意識といいますのは単に専門力をつけるだけではなくて、それを実際に使ってもらえるようなものをつくっていきこうということで工業も入っております。商業も、電子取引がございまして、都城商業等で地域のいろんなホームページを作成して宣伝の手伝いをしたりとかいろんなことをやっておりますが、そういった実際に使えるようなものを、農・工・商、全ての専門高校で研究していきたいという事業でございます。

○松村委員 専門系の高校を出たり、あるいは大学を出ますでしょう。実際就職をしてみると、そこからまた専門性は一から出直しだっているのがほとんど現状ですよ。

高校と大学もそうだろうけども、今、資格を取るっていうのはもちろん大事なことです。もう一つは、より専門性に余り狭く入っていくよりも、やっぱり科学とか理科とか植物とかの基本的なところをしっかりとやっていただいて、応用性のある高校に持っていくっていうところのほうがいいのかっていう、18歳で余り職業を絞らせるところに持っていくっていうところが、果たしていいのかっていう思いでちょっと私もお伺いしたいんですけども。

果たして、その専門性のところにぐっと絞った授業を通じてそういう職業に行けるのかっていうことと、もう一つは地域産業のニーズっていうのがそれほどあるのか、それに応えてこの職業教育をやろうとしてるのか。果たして、地域のニーズがそういう地域食材を活用した専門性のあるところをできる能力のある子供を求めているかっていうところに、ちょっと私もいいのかっていう思いがあるんですけど、その辺

はどうなんですか。職業につける可能性が高いと思ってこれをやられてるんですか。

○谷口学校政策課長 来年度開設いたします高鍋農業高校のフードビジネス科、今回非常に倍率が高かったんですが、このフードビジネス科につきましても非常にニーズは高いということで開設いたしました。果たして卒業後にどれだけ就職のニーズがあるかというのは大きな課題でございまして、今委員がおっしゃっていただきましたように、ほかの工業あるいは商業につきましても、専門性を高めようということは一生懸命やっておりますが、片や進学先を見ますと、宮崎県の場合、普通科高校と専門高校は5対5という非常に特徴がある比率の中で、専門高校の子供たちでも進学をする子供たちは多うございまして、専門性を高めて特定の就職だけを狙うということではなくて、やはり基礎学力をしっかりとつけていかないと将来の進路に対応できないという状況もございまして、両方を見据えながら考えていきたいというふうに思っております。

○松村委員 そういうことでよろしくお願います。それと、やっぱり資格を取れるっていう、それは子供たちには、すごく、次のステップへ行くときに力になりますんで、できるだけ資格が取れるような形でよろしくお願したいなと思います。

○重松委員 ちょっと関連しますけど、今の地域産業を支える元気な担い手の取り組みはいいかなと思うんですが、商品開発またそういう新メニューの開発をした後の販路拡大のためのバックアップというか、その体制っていうのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○谷口学校政策課長 社会で通用する感覚を育てるということは非常に大事で、マーケットを

見ながら仕事をさせるのは大事だと思ってニーズを意識したいと考えておりますが、具体的に、今委員がおっしゃってございましたように、後どうなるかというところはまたこれから研究していかなければいけないというふうに思っております。

○重松委員 それから、15ページの教育関係使用料及び手数料徴収条例の件なんですけど、年収910万円以上の方は授業料を取るようになりましたということですね。年収910万円というのは、これは、家庭の、例えば両親、お父さんお母さん両方いらっしゃったらこの2人の合算になるのか、世帯主だけの年収になるのか、それをちょっと。

○入倉財務福利課長 授業料徴収に係る所得の限度ですが、これは御質問にありましたように世帯の父親母親の収入の合算ということで、市町村民税の所得割額が30万4,200円未満の方について就学支援金を支給するというような形になります。結果的には相殺になりますので、授業料は今までどおり無償という形になるかと思っております。

○重松委員 わかりました。

○中村委員 「平成26年度歳出予算説明資料」の442ページをあけていただくといいんですが、この中で県立学校要保護及び準要保護児童生徒の、その下で学校給食運営管理費っていうのがありまして、これでさっきの説明で、給食費を出してるということであったんですが、これは要保護とかあるいはそういった人たちに出してるという理解でよろしいんですか。

○入倉財務福利課長 442ページの保健管理費の県立学校要保護及び準要保護児童生徒医療費の欄でよろしいでしょうか。

○中村委員 学校給食費の管理費を見とったん

でしたけど。これは、だから要保護のところに給食費は出してるということなんですか。

○入倉財務福利課長 この要保護、準要保護家庭の部分ですけれども、委員がおっしゃったように、県立学校の生徒につきまして、要保護及び準要保護の生徒については、医療費と給食費が対象になりますが、このうち要保護については、給食費は生活保護で見ているということになりまして、準要保護だけが県で給食費、医療費を見ているという形になって、特別支援学校の要保護、準要保護の給食につきましては、別途就学奨励費というのが出ておりまして、そちらのほうで給食費については見てるということになります。

○中村委員 普通の高校生、一般の高校生等には給食費は出てませんよね。

○入倉財務福利課長 出ておりません。

○中村委員 出ていないですね。だから、私も障がい者の子供を抱えておりますが、今こういう予算の逼迫した折に、それはやっぱりどういう出し方してらっしゃるのか知りませんが、そういう要保護の人たちには全て出してるようなことであれば、予算はどんどん上がってくるわけで、普通、端的に考えて、一般的な問題として、要保護であろうがなかろうが3食を食べるわけです。以前、障がい者の人たちにもその給食費については自分たちで払いなさいというのがあったんですが、学校だけこれは別なんですか。

○入倉財務福利課長 ちょっと説明があれだったみたいですけども、この対象になりますのは、あくまで義務教育段階の生徒ということになりますので、県立でいきますと県立の五ヶ瀬中等教育学校、それから県立の中学校が西高の附属、それから泉ヶ丘の附属という形になって

おりますが、この中学生の子供たちが対象になるということでもあります。

それから、特別支援学校でございますけれども、特別支援学校につきましては、委員がおっしゃったように、その世帯の経済状況等においてそれぞれ能力に応じて段階的に支給するというような形になっております。

○中村委員 わかりました。僕は、全てに、中学生までじゃなくて高校生までにその給食費をただにしているのかということのを特に詳しくなかったんで、それはちょっとあんまりおかしいやないかって、自分でもおりますよ。けどそこまではする必要はないと私は前から思ってたし、厚生常任委員会でも言ったことあって、いわゆる給食については障がい者であろうが健常者であろうが食事は食べるんだと。当然、自分たちでもたないかんということで、障がい者の施設とかそういったところも食事費が今まで出てたんです。しかし、もう今は全部なくなりましたから、学校でこういうことをやってるんだろうかって非常に心配をして今質問したところでした。わかりました。

それから、さっき、いわゆる学校の施設とかそういったもの、例えば工業とか農業とかそういったものの施設に関するもので、大分古くなってるので、これを補修しないといけないという話があったんですが。

その中で、結局、あんまり遅過ぎるんじゃないかと思うんです。自分で測量関係の仕事もやるとと、学校に行っ、都城工業に行っ、測量のいろんなトランシットだのレベルだのを見てみると、私みたいな土地家屋調査士で使ってるレベルよりか下なんです。私のところはいい器械をそろえるために一生懸命頑張ってるもんで。

だから、前も言ったんですが、高校でそういっ

たレベルの器械を扱わないと、例えば測量会社へ入ったって、土地家屋調査士事務所に来たって、昔のトランシット使っていても使いものにならないんです。今はもうコンピューターが全部入って、私も長年この議会におつたらもう使えなくなりました。息子から使われてるようなもんで、ほんと、ついていけないんです。だから、高校生が来て即戦力として使えるというのは、やっぱり高校レベルでそういった器械を扱いなれてないとだめなんです。

だから、私がずっと以前に言ったときに、教育委員会で、新しい工業、農業の測量器械を全部変えていただきました。それ以来変えてないんです。そういったことは、やっぱり段階を追って、どの程度、今、測量業界だけじゃないんです、鉄関係、機械関係もそうなんです、どの程度進歩しているかというのを見ながら、学校にちゃんとそういう器械を備えてやらないと、せつかく高校を卒業してあれば機械科を出た、建築システム科を出た、電気科を出たと言っても、資格は取ってても、そういう実践として器械を使いこなせないというのは非常に困るんです。その辺はどうなんですか、5年に1回とか、あるいはそのぐらいのレベルで器械を再点検することをやっていらっしゃいますか。

○入倉財務福利課長 予算の歳出予算説明資料の438ページが一番上の欄、新規事業の県立学校老朽化対策事業、ここに13億404万6,000円というのを計上しておりますが、この中に施設関係の部分と設備関係の部分を入れておまして、職業系高校の設備の部分につきましては、職業系の高校の実習で使用する設備のうち、委員おっしゃったように相当年数がたっているようなものについて今回更新を考えているところであります。

社会に出たときに、最先端とは行かないまでも先端の技術に触れたときに戸惑わないようにするために、ある程度の器械への知識というのには必要でありますし、私どももそういうのが必要だということで整備には努めているところであります。

一方では、古くてもある程度基礎基本、基本的な体力をつけるというかそういった部分も大事だと考えておりますので、その辺のバランスを図りながら、厳しい予算の状況でありますので、整備に努めていきたいと考えております。

○中村委員 バランスを図りながらというのはわかるんですが、日進月歩で今進んでいるわけです。特に測量器械というのは私は専門だからそういうふうに言うんだけど、こういう中でおくれるというのは大変です。だから、そういったふうに努力していかないと。

何年前でしたか、都城工業が九州の代表として測定の全国大会へ行ったんです。全国で2位になりましたけど、野球じゃないから誰も評価しない、パレードもない、そういう状態で、非常にいいことなんだけどそういう扱いなんです。

だから、そのときお願いしたのは、全国大会に行くんだから全国大会で使ってるトランシットをせめて欲しいということだったです。全国大会へ行くんですからひとつ力貸してくれというお願いをしたら、何で県議会議員にそんなこと言われないうけないのかってやかましく教育委員会から怒られてるわけです。

甲子園に行くのと一緒じゃないですか。野球はいいけども、都城工業なんかバレーボールでも前に全国2位になってるんです。それも高くは評価されない。そういった野球以外のものについては非常に評価されないという部分がある。測量だって全国2位じゃったっていうのは準優

勝というということは、本当全国で評価されるわけだから、もっと評価されてもいいはず。その全国大会に行くことですらそういう反応をされる。だから、いかに器械というのは時代にのっついていかないといけないかということなんです。その辺をやっぱり考えて、5年に1回とかそのぐらひは点検をして、今の事業の中で一般の企業はどういうのを使ってるか、高校はどういうのを使ってるかって、やっぱり僕は見るべきだと思うんです。

○入倉財務福利課長 今回、当初予算でお願いしております県立学校老朽化対策事業の中の設備につきましては、この13億の中の2億6,000万ほどを設備に充てております。これは、宮崎県の地域経済活性化・雇用創出臨時基金を活用させていただいて整備することとしているものでありまして、委員おっしゃったような形での整備は必要だと私どもも考えておりますので、国の動向とかその辺もしっかり見きわめながら整備に努めてまいりたいと考えております。

○中村委員 よろしくお願いをいたします。

それから、新規事業で449ページの一番下で、高校生グローバル・リーダー育成支援事業というのがありますね。将来の国際リーダーを育てるというようなことをおっしゃったんですが、もう一回詳しくこれを説明していただけるとありがたい。

○谷口学校政策課長 これは国の事業でございます。高次をスーパーグローバルハイスクールに指定いたしますが、本県は、公立は大宮高校と五ヶ瀬中等教育学校が手を挙げて今計画書を出しているところでございます。

実際何をするかと申しますと、大宮高校ですと、台湾の高校と連携をいたしまして、食料問題についてお互い研究して、お互い持ち寄った

りあちらに行ったりしながら、やっぱり国際的、社会的な課題について高校生の段階から考えさせると。海外と交流もしますのでコミュニケーション能力もつきますし、そういうことを考えております。あるいは、五ヶ瀬中等教育学校ですと、今度はバングラデシュの高校と連携しまして、環境問題、ヒ素の問題についてあちらも研究をされてますので、そういうことを一緒に研究するというような、国際的な課題を研究しながらコミュニケーション能力と問題解決能力をつくって行って、将来グローバルに活躍できる人材を育成しようという事業でございます。

○中村委員 非常にいい事業だと思うんです。というのは、私はこの前一般質問で教育長に対して、五ヶ瀬中等教育学校が、松形知事がほんと苦労されて、文科省が反対してたんです。そのころ私は委員だったけど、苦労されました。一貫校になったら中学校の先生の給料さえ出せないわけだから。そして、あれだけの学校になった。この前教育長に申し上げたのは、あの学校を国際的な学校にしたらどうかという話をしたら、これは私が言ったせいではないんかかもしれませんが、今度は、五ヶ瀬の中等教育は、普通よりか受験率高かったらしいですね。「将来国際的な子供たちが来ますかね」と私に電話があったときに、「多分、教育長はそのように進めるとおっしゃったから来るんじゃないですか」という話をしたんですが。

やっぱり、松形知事がもう命をかけてつくられた中高一貫教育、教育長が今度は命をかけて、あそこの学校をグローバルな学校にしてほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○飛田教育長 今、学校政策課長が答えましたが、どういう研究をするかということのを学校とかなりやりとりしました。私も、文部科学省ま

で行っていい研究をするからぜひ採択してくれってというような話もしまして、やっぱり、その五ヶ瀬中等教育学校、宮崎大宮高校もそうですが、宮崎がどういう形で国際社会の中で貢献できるような人間をつくっていくか、それぞれの学校の活性化を図りながら、これは、全国で50校採択予定であります。実は、250校程度が応募して、今一次審査があったんですが、おかげで2校とも一次審査通りました。ただ、一次審査はクローズドですので何校が一次審査に通ったかわかりませんが、かなり力を入れてそういうことをやっていきたいと、学校を指導しながら、また学校もその気持ちになって、そしてそれをうまくいったら全県下に広められるようなことはできないかと、そんなことを志向しながらやっていきたいと思っております。

○中村委員 わかりました。

○徳重委員 まず、433ページの新規事業「自ら学ぶ教職員」総合支援事業ですが、これで、みずから学ぶということになりますとそういう先生方はたくさんいらっしゃるかなと思うんです。お金は大したお金じゃないんですが、どういう計画というか、何人ぐらいを目標にしてどういうものを目指そうとされてるのか、ちょっと教えてください。

○梅原総務課長 まず、この事業の目的とかそういうことについて申し上げたいと思っておりますけれども、現在、学校ではグローバル化だとか情報化とかいろいろな新たな課題、あるいはいじめ・不登校、多様化、複雑化した課題がございます。それらの解決を図るために、やはり、まずは教育環境の最大の資源であります教職員が常に学び続けるという存在であるということが求められていると。そういうことで、本事業は、教職員を支援する新たな研修プログラムの構築

あるいは研修環境を整備するというようなこと
でございまして、事業効果としては、教職員の
専門性だとか社会性の向上あるいは学校の組織
力の向上を図るということを考えております。

取り組みといたしましては、まず、「自ら学ぶ
教職員」を支援するという意味では学校支援と
いうことで取り組むと。学校における教職員研
修の活性化を図るプログラムだとか教職員の負
担軽減を図るということで、テレビ会議を活用
した研修システムそういうものをやっていき
たい。それから、もう一つ、「自ら学ぶ教職員」を
支援する新たな研修プログラムの開発という取
組みといたしましては、高度化、専門家する
プログラムの構築やあるいは研修履歴のデー
タベース化、そういう形で基盤の整備を行って、
先生の負担感の軽減だとかそういうものに努
めてまいりたいと思っております。

これの対象といたしましては、やはり県下全
域の先生たちが対象になってくるということ
でございまして。

○徳重委員 そうすると、全ての先生あたりに
そういった目的を持って研修してもらおうと、
勉強する材料を与えるというような考え方で
いいんですか。

○梅原総務課長 研修プログラムの構築と申し
ますと、やはりこういうものを学ばなきゃなら
ないというようなものを専門的な研修機関のほ
うで研究をして、皆さんに研修をしていただく
というような形になっていきます。

○徳重委員 それは、どこでそういうのを発信
されるっていうか、適用されることになるわけ
ですか。

○梅原総務課長 まず、研修の最も中核的な組
織といたしますのが教育研修センターでござい
ます。教育研修センターでは、学校から研修セン

ターに来てもらって、校外研修という形で行
うものです。それから、今度は、先ほど学び続
けるということが大変大事だということで、学
校において日々学び合う、同僚との学び合いだ
とか、そういうものをどのようにすればいいの
か、そういうもののプログラムというものも今
回こういう事業の中で構築して行って、それ
を実践していただく、そのような形になって
いくということでございます。

○徳重委員 わかりました。それじゃ、それ
も積極的に進めていただきたいと思います。

それから、今度は、これは438ページになり
ますか、教職員の住宅のことなんです、1億
4,200万等予算化されてるわけですが、こ
れは今何人ぐらいの方が教職員で教職員住
宅に入っているのか、利用率っていうか、そ
ういったものをちょっと教えてください。

○入倉財務福利課長 県立学校の教職員住宅
ですけれども、現在入居数が329棟、入居
可能戸数が461棟はございますので、入居
率は71.37%となっております。

○徳重委員 71%というのがいいのかどう
かわからないけど、県職員の住宅もあろう
かと思うんですが、教職員のほうのこの
71%っていうのは高いほうかあるいは低
いほうか、どういう状況なんですか、わ
かりませんか。

○入倉財務福利課長 他の部局の数字を
持ち合わせておりません、申しわけあり
ません。

○徳重委員 相当な金がかかるわけですから、
約30%はあいてるというような状況です
よね。これが、これからの生徒数も減っ
ていくであろうと想定するとき、それな
りの現状維持を続けられるのか、ある
いは旧住宅棟をちょっと減らしていく
のか、そういった考え方は基本にある
ものですか。

○入倉財務福利課長 教職員住宅につきましては、教職員の福利厚生の実充はもちろんですけれども、人事行政を円滑に行う上で大変重要な問題だと考えております。

しかしながら、近年は民間住宅の実充、それから道路網の整備等に伴う通勤圏の拡大等もございまして、委員が御心配いただいているような率になっているところであります。

その辺も見きわめながら新規の着工というかそういったものについては、現在は行ってないところであります。

○徳重委員 県民の税金から成り立っているわけですから、ぜひ有効に生かしていただきたい。教員は県内を転勤していかれるわけですから、絶対必要な施設だと思っておりますので、その充実については努力を、しっかりとした計画を立てていただきたいと思っております。

もう一つ、最後に、私は一般質問でもしたところでございますが、この奨学金の回収率が悪いということが、決算特別委員会でも指摘要望事項となっているところですが、これはかなり前向きな取り組みをされておるんですが、九州各県の状況の中で宮崎県の状況はどういう位置にあるのかちょっと教えてください。

○入倉財務福利課長 まず、九州各県の状況ということでございますけれども、体制的に申しますと、宮崎県のように県が直轄でやっている場合とそうでない財団等を利用してやっている場合とがございます。それから、滞納の状況についてでございますが、従前から宮崎県は他の府県に比べてやや回収が悪いというか、滞納が高い状況でございます。

○徳重委員 前は数字をいただいたと思うんですけど、現在何%ぐらいの滞納率になっているんでしょうか。

○入倉財務福利課長 滞納率についてでございますが、平成24年度末現在で、償還のほうで申し上げますと、償還率が現年度、過年度合わせまして64.7%となっております。

○徳重委員 64.7%というのは一般的に考えても非常に悪いんじゃないかなと思うんです。これが、次の子供たちの貸し付けの原資になるということを考えますときに、少なくとも80%台には乗していただきたいなところ思っております。やはり、いろいろ議会でも問題になっておることですから、ひとつ全力を挙げて回収に努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○入倉財務福利課長 済みません。説明が少し足りなかったかと思っております。全体で申し上げましたのは、先ほどの数字でございますが、現年度で申しますと、24年度末が80.3%、これは23年度末が79.7%でございますけれども、わずかではあります、改善していると考えております。

それから、過年度の元利収入につきましても、23年度が21.7%、24年度が30.0%と、こちらについても改善しているということで、先ほど24年度について、全体で64.7%と申し上げましたけれども、23年度が64.4%となっております、わずかではあります、改善しているということで、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○田口委員長 今回の数字、償還率と滞納率がごっちゃになってませんか。二十何%とか六十何%とか、違うんですかね。

○入倉財務福利課長 これは過年度の元利収入が21.7%が30.0%ということで、過年度分につきましては、既に滞納してる部分ですので、なかなかこれを上げるということができてない状

況にあります。

しかしながら、現年度につきましては79.7%が80.3%ということで、わずかでありますが、改善してるということでございます。

○徳重委員 最後にしたと思うんですけど、この口座振替制度というのは非常に歓迎すべきことだと思っておりますし、これを24年度貸付分からでも結構ですが、24年の貸付分でも口座振替にされたというのは何%ぐらいですか。

○入倉財務福利課長 口座振替につきましては、昨年4月から実施しておりますが、導入当初が21.66%、1月末の数字ですけれども、現在は29.32%の利用になっております。

○徳重委員 いずれこの奨学金を受ける人たちは働くわけですね。若い人ですから、必ずどこかに就職する。当然、給料をいただくわけですから、口座振替というのは、ぜひひとつ積極的に進めていただきますように強くお願いをしたいと思っております。

○松村委員 「宮崎県いじめ防止基本方針」というのは、また後で説明があるんですか、これ1回終わりましたよね。

○田口委員長 終わりました。

○松村委員 今回のいじめ問題対策連絡協議会とか設置があります。これは、4月1日から施行ということですよ。これ並行して市町村も同じようにやっていらっしゃると思うんですよ。

多分市町村も4月1日から施行ということで、議会の中でやってるんじゃないかと思うんですけども。実際いじめを防止するための今回の大きな話の中では、組織をいろいろつくっていきましても、地域と学校がうまく連携を密にしながら、目配りをして、学校単体でいじめということを抱え込むのは大変難しいということで、

地域で何かしていきましようというようなことが私の頭にあっただんですけども。県立高校では、今までいじめ不登校対策委員会というのがあって、これを今度活用していきましようという形になってるんですが、学校が中心なのか市町村が中心なのかわかんないんですけども。地域の方と連携したような組織というか、実際予防とかするための、日ごろからそれを見ていく連絡とか、情報を共有できるようなところというのは、よく見ると、余りないような気がしてですね。

それも4月ぐらいそれぞれの地域に設置されるのかなと思って、7ページ、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するところ、これが結構大きいのかなと思うんですけども。この体制もつくりましようというふうにはうたってあるんですけど、これも4月から、そういう体制というか、何か協議会とかいうものが、学校を中心にできるんですかね。

○今村学校支援監 お話のように、この基本方針は、今、県で策定が終わりまして、市町村でも同様のものを策定しております。それを受けまして、各学校でもいじめ防止の基本方針というのを策定しているところであります。

お話にありました地域のものにつきましては、各学校には、全ての学校にいじめ・不登校対策委員会のようなものが、今現在もございまして、そういったものを活用しながら、いじめ防止に取り組んでくださいということになっております。

学校、家庭、地域のことにつきましては、7ページにお示ししてあるところが中心であります。そういう学校の委員会はもとよりでございますが、学校の中には学校評議委員会といった、地域の方々を交えての学校に関してさまざま

まな議論を行う場面がございますので、そういったところでも議論をしていただくということになっているところでありまして、それは義務づけではございませんので、各学校で工夫をしていただくということになるというふうに思います。

○松村委員 いじめ・不登校対策委員会というのは、あくまでも学校側が主体となって、地域とは関係なく学校の中で解決するものはしましょと、子供やらを含めて、そういう組織であって、学校評議委員というもの、これも選ばれてる人がいまして、今度ちょっと評議委員制度も変わったんですよね。これも意外と社会と、ちょっと離れてるんですよね。

もう一つ、地域の民生委員と、お巡りさん、公民館長さん、あるいは校長先生とかも含めて、これ結構やってますよね。それぞれの学校で、中学校とか小学校も連携して、地域防犯協議会とか何かあって、私も夏休み前と冬休み前とか、よく集まるんですが、こういうところは非常に情報交換ができるんですけども、ただ、ある一定以上の情報は言わないんですよね。警察の方も来るけど、言わないし、学校サイドも、やっぱりプライバシーがあるので、言わないんですよね。

ところが、いじめとか、こういうところに関しては、やっぱり情報を共有してしっかり対策、対策というか、起こる前に予防として対策をとっていきましょうということが重要だと思うので、ぜひそういう学校とか学校区とか、小中高も連携してるけど、そういうのを今でも県内各学校やっていらっしゃると思うので、PTAも含めて何かありますよ。

そういうのをぜひ活用していただいて、いじめということに関しての何か話題も一緒に取り

組んでいただけたらいいかなと。今さら新たにづくなくても、そういうところが、何か立派な組織、結構あると思うんですよ。それだけでございます。

○今村学校支援監 お話のように、各地区には青少年の健全育成を図るためのさまざまな青少協の会議でありますとか、そのほかにもたくさんございます。お話しいただいたことを参考にしながら、私たちもぜひそういう取り組みを進めていきたいと思えます。

なお、今、家庭や地域に対する、このいじめ防止の基本方針ができましたよという案内のリーフレットを県でもつくってございまして、4月当初にも、学校ではPTA総会とかございまして、そういったさまざまな機会を使いながら啓発ができるように努める準備を今進めているところでございます。ありがとうございます。

○松村委員 よろしくお願ひします。

○二見副委員長 今のそのいじめに関してなんですけども、先ほど出てきた7ページの学校と地域と家庭が組織的に連携してというような表記があるじゃないですか。たしか教育基本法が改正されて、やっぱり子供の責任は親が一義的に担うという方針が出されたと思うんですよね。また、そうあるべきだと思うんですけども、言葉というのは、結構、丁寧に使わないと、誤解を招くようなところもあると思うんですよね。今回のこの基本方針というのは、学校サイドがつくってるから、手法としては学校のほうが、教育委員会のほうがという書き方になるんだと思うんですけども、そこ辺は、まずはっきりさせておかないといけないと思うんですよね。このいじめ問題に関してもですよ。

もちろん、いろんな問題が発生するのは学校の中なのかもしれないけれども、学校での話と

いうものは親子関係で聞いて、何があったのかとか、そこでわかったりもするわけですし、逆に先生が子供たちを見てるところの表面では見えない部分もあったりするわけですよ。

親から先生にこういう相談、いじめがあるかもしれないという相談が来て、先生のほうが調べてみたら、いや、そんな実態はないですよと、断定したりするんじゃないかと、何で子供がそういう話をするのかとか、やっぱりもっと表面だけで見えることが、全てが事実じゃないんだというような、慎重さが必要なのかなというものがあると思うんですけれども。

まず、そのいじめに対する、まず順序というか、そこ辺をまずはっきりさせておくほうがいいんじゃないかなというのがありまして、この表記の中には、そういうやり方というのはあるんじゃないでしょうか。

○今村学校支援監 教職員一人一人の問題であつたりとか学校の体制の問題であつたりとか、さまざまなことが出てくると、関係するということふうに思っておりますが、今、委員が言われたとおりでというふうに思います。私たちは、子供たちの声、それから保護者の声に真摯に耳を傾けながら取り組んでいくということが非常に重要だということふうに思っておりますので、文言上は出ていないかもしれませんが、そういう姿勢で今後とも取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○二見副委員長 あと、今度のパブリックコメントに基づく修正ということで、新しく「いじめは深刻な人権侵害であり」という書き出しになってますよね。別冊のほうの第2条のところ、「いじめ」とは」という説明があるんですけど、これ要約すれば、児童等が心身の苦痛を感じれば、これはいじめだというわけですよ。

じゃ、その苦痛の度合いはどうなっているのかとか。要するに、前のいじめの実態調査のときでも、数がふえたと言われましたよね、これは、調査する基準が変わったからですというような説明もあつたと思うんですけれども、そういったものをひっくるめた上で、これ深刻な人権侵害と言ってるのか、そのところはどのなんでしょう。

○今村学校支援監 やはり人が人と一緒にこう生きていくわけですから、お互いを尊重しながら生きていくということが非常に重要であつて、それが阻害されるというのは、やはり人権問題だというふうに、我々は捉えるべきだというふうに思っています。その度合いは違いますから、深刻であるか、どのようなものであるかというのは、少しずつレベルは違うというふうに思っています。

前回調査したときも、急激にふえて、千何百件というのが出ましたけれども、私たちは、まだまだ本当は少ないのではないかと。いじめられたとか、嫌な思いをしたと感じている子供は、子供たちが高校生までいると、12万人ぐらいいるわけでありまして、一度や二度は皆さんそういう思いをしたことがあるとすれば、もっと高い数字が出てしかるべきではないか。そういったことに学校や先生たちや保護者がしっかりと目を向けて、その芽を早いうちに気づいて、それを解消してやると。そして、新たな、そういう嫌な思いをするという状況を生まない未然防止、そういうことに全力を傾けていきたいというふうに思っているところでございます。

○二見副委員長 要するに、いじめの実態というものは、できる限り明らかにして、表に出して、それを一体となって解決していこうという方針ということですか。

○今村学校支援監 個人のプライバシーの問題もありますので、事例について、全てが、というわけではございませんが、そういう、いじめられたとか、嫌な思いをしたと感じている子供たちについては、数は毎年きちんと御報告を差し上げて、こういう状況であるというのを県民全体に知っていただきながら、地域を含めてみんなで考えていくという、そういうつもりであります。

○二見副委員長 これが児童生徒じゃなければ、社会において会社に勤めていたりとかすれば、例えばある部課長さんがいて、そこに部下がいますよね。いわゆる取りまとめをする責任者に対して、部下が思うように動いてくれないと、そういうことで、全然仕事がうまく回らなくなった。上からの評価が悪くて、自分としては相当な精神的な苦痛に陥ってしまった。それというのは、何とか自分で解決するような方策とか見つけ出さないといけないとか、自分で解決できるような知識とか、能力が必要なんじゃないかなと思うんですね。

また、これ立場が変わっても一緒だと思うんですね。部下のほうから上司に対していろんな嫌がらせとか、そういったものもあるかもしれないけれども、そういったものを、大人になったときに、いや、こういうことをされるのは人権侵害だから、何とかしてくださいよと、どこかに訴えることが、社会としての常識になるのか。どちらかというと、いろんな人間関係が複雑になっていけばいくほど難しくなっていくと思うんですね。

だけど、そのいろんな、いいこと、悪いこと、嫌なことを経験しながら、でも、そういったものを、どう自分の中で乗り越えていけるかという考え方を、しっかりふだんから教育していく

ことのほうが一番大事なんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○今村学校支援監 おっしゃるとおりだと思います。そのバランスが非常に難しいわけでありまして、子供たちにも耐えるところはしっかりと耐えるという気持ちを育てなければいけないし、我々も鍛えるところはしっかりと鍛えなければならぬというふうに思います。

人間関係でありますから、先ほどの例でいきますと、やはり部下としてはいろんな思いを持っています。それを乗り越えるすべを小さいうちから身につけさせるということは必要だし、上司にとってみれば、高圧的な言い方だけではなくて、包みながら一緒に議論をしながらということが必要であると思います。子供たちには小さいうちから、社会に出て、みずから社会を切り開いていける、自立していける、そんな力を総合的に身につけさせる必要があるというふうに思っています。

○二見副委員長 いじめという問題があって、こういう対策等を、今、非常にとらわれているわけなので、こういうことのほうが表面に出てくるんだと思うんですけども、大事なところは、今おっしゃられたように、ちゃんとした教育というものの本質的なところを、まずしっかりすることじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、もう一点、説明資料の4ページ、5ページの、教育研修センター施設改修事業と県立学校老朽化対策事業ということで、さきの勉強会のときにもお聞きしたんですけども、この研修センターの改修事業については、全体的に十数億かかるだろうというような見込みですね。

片や、こちらの県立学校の老朽化対策事業を

見れば10億ぐらいの予算ということで、どちらも建物に関する事業だと思うんですけど、この研修センターについての本元は、先生たちの、いわゆる実習・研修で、教師としてのスキルを上げてもらおうと、底上げをしていくという施設という認識でよろしいんでしょうか。前のこの説明資料を見れば、特別支援の強化とか生涯学習の機能を充実するとか、その教師だけのことに限らず、いろいろ出てたんですけども、このセンターの本来の目的というのは、そこにあるんでしょうか。

○梅原総務課長 教育研修センターの最も中心的な業務というのが、研修でございます。今も研修が、主でございます。それと、教育相談を行っている。また、その研修に付随しまして、カリキュラム支援センターとか、先生の課題のサポートをしていくもの、そういうものもございまして、ただ、一番中心的となるというのが研修業務ということになるということでございます。

○二見副委員長 これについていろいろとお話を伺ったりして思ったんですけども、これ先生たちが利用する場合を考えたとき、今あるところのほうでやりたいという思いがあるんだしたら、先生たちの都合というか、利便性というのを考えれば、あそこがいいのかなという気もしたんですよ。

だけど、一般の方が使うという、いろんなそういう相談に行ったりとか窓口があつたりとかというのは、やはりどう考えても不便じゃないのかなと。だから、事業目的が先生たちを対象としてるのか、一般の県民、いわゆる保護者の方々を対象にしてるのかというのは、一緒にし過ぎて、目的はもともと本来のものがあるんでしょうけれども、その効果のところちょっと、そ

ごが出てきてるんじゃないかなというふうに感じたんですよ。そこ辺のことがあるものだから、その機能をあそこ一括集中するだけじゃなくて、もっとそういった県民サービスというところを考えるんだしたら、もっとほかのところとか、いわゆるそういう検討の仕方とかなかったのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○梅原総務課長 この最も中心的な業務が研修である。それと、県民の学びということで、社会教育支援機能ということでございますが、1つには、社会教育支援というのが、今の、学ぶといたしますか、そういうものに対して非常に関連がありまして、それで先生の資質の向上にもぜひ必要だと、そういうものを今回取り入れたいというのがございます。そういう部分で、最も多い数としては先生たちが来るところですが、そういう社会教育関係の方がお見えになるというようなことでの県民利用というのもございます。

その中で、その利便性の話になりますけれども、1つは、例えば学校、中でも小中学校というのは、例えば僻地の学校だとか、必ずしも交通の利便性がいいわけではないというところがたくさんございまして、そういうところから来るということになりますと、やはり公共交通機関ではなかなか日帰りが難しいだとか、そういうこともございます。

それと、例えば管理職の校長とかでありますと、学校に緊急事態に備えて、すぐ帰れるようにしなくちゃいけない、あるいは管理職以外でも、担任を持っている先生であれば、研修受講後、帰って少しでも子供の顔を見てというようなことがある。部活の顧問の先生なんかは、また最後の整理運動のところまで事故が起きないだ

ろうかとか、そういう、一度でも顔を出すというのが非常に大事だというようなことがありまして、教員というのは、基本的には、研修受講後であっても、ぜひ学校に顔を出したいと。そういうことから、自家用車を使用して、すぐにも帰れるような形の出張といいますか、そういう研修を受けているというような状況でございます。

そういう中で、どうしても駐車場が確保できることと、しかも県下全域から集まってまいりますので、そういう意味では県央部が一番交通利便性はいいと。

しかし、そういう中であって広大な駐車場用地を持つということになりますと、なかなかそういう適地がございませんで、今の研修センターというのは、そういう意味では、もう既にそういう敷地がございまして、交通の利便性も悪くはないというようなところで、ここが今回いろいろ改修をする上での最適地だというふうに判断をした次第でございます。

○二見副委員長 私が申し上げたのは、こっこの「26年度の当初予算の概要について」という説明の中では、学校、教員等への支援機能とか、もう一つ、県民の学びの支援機能というところがあるわけですね。学校の教員等への支援機能は、なるほど、先生たちのお話を伺ってれば、先ほど申し上げたように、あそこがいいんだという判断はわかりましたと。

そうじゃなくて、県民の学びの支援機能の創設というものが、あそこが本当に適しているのかということですよ。生涯学習機能とか社会教育支援機能とかいうふうに上げていらっしゃいますけれども、だったら青少年育成事業ということで、青少年自然の家とか、委託されてやっていらっしゃいますよね。むかばき、青島、御

池、そういったところを拠点に、そういった社会教育支援とかは考えていったほうがいいんじゃないでしょうかということをお願いしたんですけれども。

○村上生涯学習課長 社会教育に関しましては生涯学習課が担当しておりますので、少しお話しさせていただきますと、委員おっしゃるように、生涯学習センター、社会教育センターというものは、これまで宮崎県にはございません。

これまで、総務課長も話をしていますように、改修工事を契機といたしまして、この研修センターの中に社会教育関係団体のリーダーとか、社会教育行政関係者の資質の向上を図る研修を行ったりできるような機能を入れ込みたいというのが主な趣旨でございます。教育委員会が進めております県民総ぐるみの教育の推進を図る上で、地域におきまして組織的に活動をしている公民館とか婦人会とか、それから社会教育関係団体が果たしている役割というのは非常に大きなものがございますので、そういったことを考えました上で、教職員と社会教育関係団体等が同じ場所で研修を受けるとか学ぶことができる状況を、この改修工事を行うという機会を捉えまして、そういった機能を入れたいと。

随分前から、学社融合というようなことで、学校と社会教育というのは、一体化しながら進めていくことが大事だということは言われてるわけございまして、私ども生涯学習課では「学校支援本部事業」でありますとか、そういったことに取り組みながら、地域が一体となった教育の推進ということを進めておりまして、学校の求めに応じて地域のボランティアの方がということが学校支援本部の事業です。

そういった中で、この社会教育団体、この人たちともう少し学校の先生たちが同じ土俵に立

つといますか、学校の先生も社会教育についてももう少し学ぶ必要があるだろうし、社会教育団体のほうも先生たちともう少し学校現場のことを知ったりというようなことが必要じゃないか。あくまでも、この改修工事を機にそういった機能を付加したいと、一体化させたいという思いが中心でございます。

以上でございます。

○二見副委員長 わかりました。

最後に、もう一点、県立学校の老朽化対策事業のほうとの比較なんですけれども、同じ建物が同じような時期に建てられてきてるわけですね。学校校舎等もですよ。先日、国の方針として、できるだけ長寿命化を図っていくように、改修をするようにというような方針が出たわけなんですけど、子供たちにとって安全・安心な建物でなければいけない学校が延命化、長寿命化、改修するという方針で10億を使うのに対して、このセンターに同じように10億ほど使うと、これをどのように受けとめればいいのかというのがあるんですけれども。

○入倉財務福利課長 県立学校の老朽化対策事業、平成26年度当初で10億幾らの予算をお願いしているわけなんですけれども、この予算のもとになりますのは、県立学校、私ども中長期の改修計画というのを立てて実行しております、今後10年間ぐらい同じような形をお願いしたいなと。

ただ、10年が終わったから終わりというわけじゃなくて、次々と、建築後かなりの年数をたつ建物が出てきますので、それに対応していかないといけないなということで、来年度やりますのは40棟ほどやるんですけれども、その一部ということで、引き続き予算の措置も私どもとしてはお願いしたいと考えているところであり

ます。

○梅原総務課長 県立学校の場合には耐震化の対策がもうできましたけれども、教育研修センターの場合は、まだ耐震化もできてきていないということで、老朽化もありますし、我々も非常に大きな懸案でございますので、ぜひこの機会に改修を認めていただければというふうな気持ちで、今回計上をさせていただいております。

○二見副委員長 中身を見れば、研修センターの場合は改修事業というふうに、今年度は改修事業の始まりだということなのかもしれないですけど、本体は改修じゃなくて、新規工事じゃないかなと思いますよね。

だから、やはり言葉というのは大事なのかなと。別に新築がいけないというわけでもないわけです。先ほど申し上げたように、先生たちがしっかり研修できるような場所が必要だったら、それはつくらないといけないので、だから逆に、「改修」とかいう言葉を使わないで、「建てかえ」なり、そういった言葉を使えば、まだずっと入ってくる説明資料だったのかなというのがあるわけです。

逆に、こういうふうにされてしまうと、何か意図があるのかなと、変に勘ぐったりもしてしまいますよね。そこ辺は言葉によって全然受け取り方が変わってくるので、いろいろと検討に検討を重ねられた資料だというふうにも思っていますので、そういうふういろいろなことを考えなくて済むような説明になっていけばなというふうに思いました。

あと、この事業も、できることならば、前々からわかっていたことでしょうかから、県内の視察なり、そういったときにも、また行く機会があったのかなと思います。こういう大きな事業とかは、できる限り早目に議会のほうに説明し

ておくほうが真摯な態度なのかなというふう
思うので、そういうふうに関後御対応いただけ
ればとお願い申し上げて、終わります。

○田口委員長 答弁はいいですか。

○二見副委員長 はい。

○田口委員長 では、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上で、総務課、財
務福利課、学校政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時59分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審
査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室で
ございます。よろしく願いいたします。本室の
当初予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育室、インデ
ックスのところ、455ページをお願いいたします。

平成26年度当初予算額は、一般会計1億9,729
万円でございます。

それでは、主なものを御説明いたします。

同じ資料の457ページをお願いいたします。

まず、左端の上から6段目の(事項)県立特
別支援学校整備費に6,349万9,000円を計上して
おりますが、これは、全額、説明欄1「特別支
援学校教育環境整備事業」の経費でございます。

特別支援学校では、毎年、児童生徒数の在籍
数が増加しており、これまで必要に応じて、
施設内に教室を整備して、対応しておりました
が、みなみのかぜ支援学校と日南くろしお支援

学校の2校につきましては、現施設での対応が
難しくなることから、敷地内にそれぞれ軽量鉄
骨づくりの建物を1棟・3教室ずつ設置するも
のでございます。

次に、その2段下にあります(事項)特別支
援教育振興費に1億3,379万1,000円を計上して
おります。

このうち、主なものだけを説明申し上げます
と、説明欄5の「特別支援学校医療的ケア実施
事業」に5,230万7,000円を計上しております。
これは、特別支援学校において、常時医療的ケ
アを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生
活を送るために、看護師を配置するものでござ
います。

次に、説明欄9の「県立高等学校生活支援推
進事業」に1,810万4,000円を計上しております。
これは、県立高等学校に在籍する身体に障がい
のある生徒が学習活動に円滑に取り組むことが
できるよう、生活支援員を配置するものでござ
います。

次に、説明欄13の「特別支援学校センター的
機能充実事業」に1,359万8,000円を計上して
おります。これは、国の委託を受けて、特別支
援学校が地域の特別支援教育の中核的な役割を担
い、地域の小中学校に対する支援の充実を図る
ために、特別支援学校に理学療法士等の外部人
材を派遣するなど、特別支援学校の専門性を高
める取り組みを行うものでございます。

次に、説明欄14の「特別支援教育エリアサポ
ート体制強化事業」に3,636万円を計上して
おります。これも国の委託を受けまして、地域の
実情に応じた特別支援教育を推進するために、
県内全域の各エリアの拠点となる学校に、特別
支援教育に関する知識を有する合理的配慮協力
員を配置するとともに、専門性の向上に関する研

修等を実施するものでございます。

特別支援教育室の説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**早日渡教職員課長** 教職員課関係について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、459ページをお開きください。

一般会計945億9,882万9,000円をお願いしております。このうち99.2%は、人件費でございます。

以下、主なものについて御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、461ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)教職員人事費であります。10億6,950万1,000円を計上しております。

説明欄をごらんください。

1の教職員人事管理に要する経費に2,353万3,000円を計上しております。これは、教職員の採用試験や職員表彰、資質向上等に必要な経費でございます。

この中で、(3)の「「学び続けよう!!」教職員資質向上推進事業」として676万円を計上しております。これは、「教職員の資質向上実行プラン」に基づき、校内研修等を通して若手教職員等の育成を図るとともに、教員養成段階や各ライフステージに応じた研修を通して、教職員等の資質・能力の向上を図るために必要な経費でございます。

また、2の学校非常勤職員、賃金職員、学校医等の配置に要する経費に10億4,596万8,000円を計上しております。これは、非常勤講師や賃金職員、県立学校医等の報酬や賃金等でございます。

次に、462ページをお願いいたします。

一番上の段の(事項)退職手当費であります。退職手当に要する経費といたしまして88億6,897万8,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の人件費及び旅費でございます。

まず、中ほどの小学校費であります。 (事項)職員費に346億4,889万2,000円を計上しております。これは、教職員の給料や職員手当等、共済費でございます。

また、その下の段の(事項)旅費に2億1,127万6,000円を計上しております。

同様に、次の463ページの一番上の段、中学校費であります。 (事項)職員費に233億1,353万9,000円を、(事項)旅費に1億7,947万1,000円を、中ほどの高等学校費であります。 (事項)職員費に181億2,041万8,000円を、(事項)旅費に2億506万4,000円を、次の464ページの一番上の段、特別支援学校費であります。 (事項)職員費に79億1,842万6,000円を、(事項)旅費に5,397万3,000円を計上しているところでございます。

続きまして、提出議案について御説明申し上げます。

お手元の常任委員会資料の16ページをお開きください。

議案第35号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由であります。 (1)は、学校給食法の改正により、条ずれが生じていることからの所要の改正を行うものであります。

(2)は、人事委員会勧告や地公労交渉の妥結内容を踏まえ、給料の切りかえに伴う経過措置について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要であります。 (1)は、

学校給食法の一部改正により、僻地手当の支給対象となる施設のうち、共同調理場の用語の定義として引用している条項が「第5条の2」から「第6条」に改正されたことに伴いまして、条ずれを改正するものであります。

(2)は、平成18年度の給与制度改正時に、経過措置として平成17年度当時の給料月額を下回らないよう、現在、「給料の保障額」が支給されておりますが、その「給料の保障額」を現業職員から任命がえになった職員を除いて、毎年2,000円ずつ段階的に引き下げ、平成33年3月31日をもって廃止するものであります。

次に、3の条例の施行日ではありますが、(1)の改正につきましては公布の日から、(2)の改正については平成26年4月1日からとしております。

教職員課は以上でございます。

○村上生涯学習課長 生涯学習課関係の予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところをお開きください。ページは、465ページでございます。

一般会計予算で、5億6,639万3,000円を計上しております。

主なものにつきまして御説明をいたします。

ページをおめくりください。467ページでございます。

まず、中ほどの(事項)成人青少年教育費に7,116万7,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明の欄にあります4の「県民総ぐるみ「学び」推進事業」であります。これは、市町村が取り組みます「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室推進事業」等に対しまして、国費と県費から補助金を交付するものであります。

次のページ、468ページでございます。

上から4段目の(事項)図書館費に7,389万9,000円を計上しております。

主なものは、説明の欄、1の管理運営費であります。これは、県立図書館の光熱水費や設備の保守管理委託など、維持管理に要する経費でございます。

次の(事項)奉仕活動推進費には8,476万2,000円を計上しております。

主なものは、説明の欄、2の奉仕活動費でございます。これは、主に図書の貸し出し、返却、整理など、館内サービス等に要するコンピューターのリース代や図書館スタッフの人件費などであります。

次に、その下の469ページでございます。

上から3段目、(事項)美術館費に2億4,332万7,000円を計上しております。

主なものは、説明の欄の2管理運営費であります。これは、県立美術館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

また、次の(事項)美術館普及活動事業費に6,833万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明の欄、3番日の特別展費であります。これは、県民の皆様へ、質の高い、多様な芸術作品に親しんでいただくことを目的として開催するものでありまして、平成26年度は3回の特別展を計画しております。

歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

次に、新規・改善事業につきまして説明いたします。

文教警察企業常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

新規事業「みやぎきの次代を担う「青年の人

材育成プロジェクト」事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。

県内の青年に対しまして、社会参画につながる学習機会と場を提供し、次代を担う実践的リーダーの養成やネットワークづくりなどを進めていくとともに、青年に必要な力の育成を図っていくことといたしております。

次に、2の事業の内容についてですが、(1)の宮崎の青年結集会議では、青年活動を行っている各団体の代表によります会議を設置いたしまして、この事業の推進、またこれからの青年活動のあり方などを協議するとともに、各団体の横のつながりをつくる情報交換を行うことといたしております。

(2)の人材発掘・人材育成・ネットワーク構築についてですが、①の青年の資質向上講座では、県内外で活躍する宮崎人や著名な地域活動家などの体験談を聞く講演会や企画力、マネジメント力などを学ぶ研修会を実施いたします。

②の出会い・発見研修会では、青年団体等の相互理解や交流の広域化を図るために、農林水産業体験や企業体験などの社会体験活動を実施いたします。

(3)の明日の宮崎を考えるフォーラムの開催では、青年団を中心とした実行委員会を編成いたしまして、県内の青年の力が結集した姿を県民にアピールするフォーラムを青年みずから企画・立案、運営して開催をいたします。

3の事業費であります、230万8,000円を計上しております。

事業期間については、平成26年度の事業としております。

5の事業効果につきましては、県内の青年が、本事業で得た手法や経験、人脈などを各団体の活動に生かすことによりまして、青年活動の活

性化や、さらには地域の活性化につなげていくことができるものと考えております。

次のページ、11ページをお願いいたします。

新規事業「子ども読書活動推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。

子供の読書活動を進める関係者が読書推進のための専門知識や技法等を学ぶとともに、子供時代の読書の重要性について広く県民に啓発することによりまして、さらなる子供の読書活動を推進していくことといたしております。

2の事業の内容であります。

(1)の子どもの読書活動の推進では、①にありますように、引き続き「子ども読書活動推進委員会」を設置しまして、子供の読書活動推進のための施策などについて検討してまいります。

②では、読書を通じた家族のきずなづくりを目的に進めております「うちどく」の取り組みをさらに広めていくために、啓発用のパネルや子供と一緒に読む本などをセットにいたしまして、県内公共図書館・学校図書館での巡回展示を行うことといたしております。

(2)の読書活動推進に関する研修の充実では、①にありますように、公共図書館職員等を対象に児童サービスの専門性を高めるための研修講座を実施いたします。

②では、県立図書館に児童サービスの専門職員を養成いたしまして、公立図書館におけます子供の読書活動のリーダー的役割を担ってもらうことといたしております。

(3)の障がいのある子どもの読書環境整備では、①にありますように県立図書館におきまして、大活字の児童図書の整備と貸し出し、②では、音声録音図書でありますデージー図書と

デジータ図書専用の再生機器を整備いたします。
また、その貸し出しも行うことといたしております。

③では、公立図書館等の職員を対象にしまして、大活字本、デジータ図書などの資料に関する知識や使用方法、また障がいのある方向けのサービスのあり方全般について学ぶ研修を実施いたします。

(4)の県民の読書活動啓発のための子ども読書フォーラムにつきましては、本年度名誉館長となつていただいた伊藤一彦氏と著名な方による子供の読書に関する対談を行ひまして、県民の方が読書の魅力に改めて触れ、子供のときからの読書の大切さを考える契機としたいと考えております。

3の事業費であります、527万円を計上しております。

4の事業期間は、平成26年度から平成28年度の3カ年といたしております。

5の事業効果であります、子供の読書活動を推進する関係者が必要な専門知識を身につけ、また子供と本をつなぐさまざまな技法を学ぶことによりまして、子供たちの読書の質を高め、読書の習慣を身につけさせていくことができるものと考えております。

次、12ページをお願いいたします。

新規事業「地域ぐるみの「子育て・親育ち」応援事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。

核家族化や都市化などによりまして、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少、地域とのつながりの変化など、家庭教育を支える環境は大きく変化してきております。

そこで、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図つ

てまいりたいと考えております。

2の事業の内容であります、(1)の親子のふれあい・絆づくりの推進では、①にありますように、地域の人たちとの交流を通じた触れ合い活動を実施いたします。

親子のきずなづくりを目的に、地域の特色を生かした史跡めぐりや物づくりなどの活動に、親子で取り組んでもらいます。

また、②のイクメン・イクジイ等の家庭教育への参加促進では、父親や祖父母等の家庭教育への参加を進めていくため、期待される役割やサポート等を学ぶ講座を実施いたします。

(2)の子どもの生活習慣づくり運動の推進では、子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、①にありますように、モデル地区で夏休みの全期間を通じた朝のラジオ体操を実施いたしまして、またその取り組みを広報することによりまして、早寝早起き朝御飯、挨拶などの普及を図つてまいりたいと考えております。

また、②にありますように、就寝や起床時間、朝食などをチェックする「生活カレンダー」を県内の全小学1年生に配付いたしまして、親子で一緒に生活リズムの向上を図つてまいります。

次に、(3)のみやざき「親学び」プログラムを活用した「親学び」講座の推進につきましては、今年度作成をいたしております、みやざき「親学び」プログラムを県下で実施してまいります。

そのため、①で、先導役となるチーフトレーナーを養成しまして、②では、実際にプログラムの進行役となりますトレーナーを県内各地で養成をいたします。

①②で推進体制を整えた上で、③にありますように、この講座につきまして県内各地で実施をしてまいりたいと考えております。

3の事業費であります、292万7,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成26年度から28年度の3カ年であります。

5の事業効果につきましては、地域ぐるみで家庭教育を応援する環境を拡充することで、家庭や地域の教育力の向上が一層図られると考えております。

次に、18ページをお開きください。

議案第44号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由についてです。これは、消費税法等の一部改正により、4月1日から税率が8%に引き上げられることに伴う改正でございます。

次に、2の改正の概要についてです。

宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家、宮崎県御池少年自然の家の3施設の利用料金につきまして、消費税法等の一部改正に伴い、額の改定を行うものでございます。

3の条例の施行期日は、平成26年4月1日でございます。

次に、資料、21ページをお願いいたします。

議案第54号「社会教育委員条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてです。

これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、これは、いわゆる地方分権の第3次一括法でございます。

「社会教育法」の一部改正が行われまして、社会教育委員の委嘱の基準は、「文部科学省令」で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴いまして、所要

の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要についてであります。

「文部科学省令」で定められました参酌すべき基準と同様の基準に係る規定を条例に設けるものでございます。

3の条例の施行期日は、平成26年4月1日としております。

生涯学習課の説明は以上でございます。

○**田口委員長** 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○**徳重委員** 学校非常勤職員賃金ということですが、これは、小、中、高を合わせての人員でしょうか、どういう割合になっているのか、ちょっと教えてください。

○**早日渡教職員課長** この非常勤職員は、非常勤講師及び職員含めて、小中高を合わせての数字でございます。

○**徳重委員** 小学校、中学校、高校。

○**早日渡教職員課長** 特別支援学校も含めてでございます。

○**徳重委員** ちょっとその割合、何人ずつか、ちょっと教えてみてください。

○**早日渡教職員課長** 学校種別はちょっと、今すぐ数字は出ませんけれども、非常勤講師が321名、そしてその他の非常勤職員が469名、計で小中高等学校、特別支援学校、全部含めまして790名でございます。

○**徳重委員** この790名の方々は、これは、ボーナス関係は一切ないんですかね。

○**早日渡教職員課長** はい。非常勤職員につきましては、ボーナス等はございません。

○**徳重委員** ほかのいろんな手当とございますか、通勤手当とか、そういったものも含まれてない

んですかね。別ですかね。

○**早日渡教職員課長** 通勤手当、費用弁償について、手当がございます。

○**徳重委員** はい、わかりました。いいです。

○**田口委員長** いいですか。

○**二見副委員長** 青年のひとりとして、この「説明資料」の10ページのみやぎきの次代を担う「青年の人材育成プロジェクト」事業ということなんですけれども、これというのは県内の青年活動を行っている団体の代表等を中心とした会議を開催したりとか、いろんな事業をされるようなんですけれども、この事業を行うことによって、参加される方々というのはどういったところを考えていらっしゃるんですか。

○**村上生涯学習課長** まず、結集会議というものをを行うことといたしておりますけれども、この結集会議に集まっていただくメンバーとしましては、青年団、若者連絡協議会、青年会議所、それから商工会議所の青年部とか、またSAPでありますとか、大学、それからアシスト企業等もありますから、企業等、またNPO、また地域で活躍されております地域づくり関係者の方々に声をかけたいというふうに考えております。

○**二見副委員長** そういった方々というのは、基本的に、もう、次代を担う実践的なリーダーになるために活動されていらっしゃる方たちだと思うんですけれども、このプロジェクトの意味としては、そういったのに参加されてない方々を巻き込んで、さらにその地域の人材を育成するというか、掘り起こしをしていくということが主眼なのかなと思ったんですけど、手法と、その目的と、やることがちょっと距離があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**村上生涯学習課長** もちろん、掘り起こしにつきましても、参加する方々が地域にまた帰られて、その次の段階としまして期待をしてるところでございますが、この事業の狙い目は、中心はリーダーを養成すると。地域でいろいろな活動をされてるいろんな団体の人たちを結びつけるような力を持つてる人、そのような人たちに来てもらいますし、またその人たちに、さらに力をつけていただくということを狙いとしております。

○**二見副委員長** 私もいろんな青年団の活動とか携わったり、お話聞いたりするんですけれども、基本的に皆さん結構それぞれで頑張ってるんですよね。メンバーの人たちも、それに、やることに対して一生懸命やって、仕事と家庭と地域活動というか、そういう社会活動、今やっただけでも、結構いっぱいいい感じがあるわけなんです。

だから、新しいことを始めるというふうになると、逆に若い人たちにプラスの負担になるというのも考えられるんですよね。これ以上、まだ何かせんといかんのかと。要するに、そういう組織のトップの人たちが集まっている、今度はこういうことをしましょうとかいう話になると、それを今度は各組織に戻っておろしていかないといけないわけですよ。

だから、そうなってくると、今度は各組織の中で、またごちゃごちゃする可能性も考えられるんですけど、これをしようというもともとの発端はそういう各青年団、いろんな団体からこういう要望があったからでき上がった事業なんでしょうか。

○**村上生涯学習課長** 私ども附属機関としまして、生涯学習審議会とか、県の社会教育委員会議というものを持っております。ここ最近の若

い人たちの活動状況ということが、かなりいろんなことで頑張っておることについては間違いないけども、非常に細分化されてきたとか、それぞれの組織ごとに見ますと、組織率が非常に下がってきている。それから何かをやるについても、お祭りとか、そういったイベントの企画というようなことで、かつての青年教育といえますか、そういったボランティアとか、社会性を持った取り組みの中でみずから成長しようというような、かつての青年団がそういったことを掲げてやっておりましたけども、いわゆる社会教育としてのそういった取り組みということにつきましてはかなり力が弱まってきてる部分もある。

そういった中で、この高速道路もつながりますし、こういう時期につきまして、県も人材育成に力を入れていくと、そういったところを考えましたときに、それぞれが取り組んでいる活動につきまして、それぞれ課題を持っておりません。そういったことを集まって話し合いをしたり、自分たちがやろうと思ってもなかなか単体ではできないというようなこととか、そういったようなことを、まず意見交換をしてもらったり、これから青年が活動に向かっていく道はどの方向なのかというようなことを、団体の枠を超えて意見交換等をしてもらおうと、そういったことの方が必要なんじゃないかというような御意見をいただいております。

また、いろんな社会教育団体のほうからも、今、活動費の補助だけやっておりますけども、かつては県と一緒に事業を展開していくというような中で社会教育団体を育ててきたというようなこともございまして、そのような事業がぜひ欲しいと、市町村からも、なかなか市町村単独ではそういったことが取り組めないの

で、県で取り組んでほしいというような要望がございます。

○二見副委員長 だから、実情としてはいろんな青年団の集まりがあって、商工会議所とか商工会とか、青年会議所、いろんなそういう法人会とか、いろんな集まりがあって、いろんな青年部もあります。昔からすると、そういう団体どんどんふえてきました。今、実際いろんな、入ってる人に話を聞くと、あれも入ってる、これも入ってる、それも入ってるで、1人で何役もやってるわけですよ。

つまり、昔からすると、まずその青年の絶対数が減ってるというこの現状、この数が減ってるわけだから、実働人数が基本的に減ったとしても、別に不思議じゃないわけですよ。昔は活気があったから、今はないという、その単純な昔と今を比較されても困るんです。

今の実態は何かといたら、やる気がある人がいろんなことを一生懸命やってる中で、これでもかこれでもかと一生懸命やってるわけです。それとは、また逆に、全く関心のない人たちがいるわけなんですよ。

まず、数が少なくなってきたら、全体として、そういうものに取り組んでいこうという情勢をつくるほうが、僕は大事なんじゃないかなと思うんですよ。それ、いかがでしょうか。

○村上生涯学習課長 そういったことに取り組んでいただくという、そういう雰囲気が県内にみなぎってくればということにつきましては、全く委員と同じ考えでございます。

まずは、私ども県の役割としては、リーダー、頑張っていращやるわけです。頑張っていращやる、そのリーダーであればこそ、こういった結集会議に私どもは集まっていたけると

思ってます、現実的には幾つか声もかけております。かつて平成16年から6年間ぐらい「若人ひむか活性化塾」という青年の人たちと県と事業を一緒にやったということがございまして、これは一つのまちの団体ということではなくて、ネットワークというか、2つ以上の団体が一緒にやる事業を支援するというようなことを中心としてやりましたけども、一生懸命やっておられるのは委員のおっしゃるとおり。ただ、どうしてもその活動自体が分散化してるとか、個別化しておりますので、この宮崎県におきまして全体的な数が減ってるということも含めまして、ある意味ネットワーク化するとか、一緒になって何か大きなことに取り組むとか、そういったことも必要であろうというふうに考えております。

○二見副委員長 わかりました。

○中村委員 今、二見副委員長が言った件ですが、このみやざきの次代を担う「青年の人材育成プロジェクト」というのは、長くおられた方は御存じかと思いますが、5年前だったと思う。同じこと出てるんですよ。

私は、ちょいちょいこの委員会に来るものだから、覚えとるんですけども、そのときもこういう似たようなものが出て、なぜそういうことをやらなくちゃいけないの、潰れますよと言うたら、案の定そのままになった。

だから、二見副委員長が言うように、これは定かじゃないけど、四、五、六年前です。各市町村につくろうということで、全く同じことをやったんですよ。それは頓挫してしまいましたね。課長、まだこっちにお見えになってないころですけど、そのころ福岡におられたかわからん。そういうのありましたよ。

○村上生涯学習課長 先ほど少し触れましたが、

そういう事業を6年間ぐらいやらせていただきました。その中で、広域化といいますか、ネットワークを結んでやろうということにつきまして、その事業を展開してるときには幾つもございました。

それから、何年かたってるわけでございますけども、そのときに新しくできたネットワークを結んだ活動が今も続いているところがございませぬ。例えば、日南の市長さんになってますけど、崎田市長さんなんか一生懸命やっておられました「どんげネット」とか、それから延岡市の何とかの会とか、いろいろそういったものがあるわけですけども、中村委員がおっしゃるように、そういったものがだんだん、また時間とともになくなってきたというのも事実でございます。

私どもとしては、通常、このような同じような事業を、こうやってまた出すのかというようなことかもしれませんが、こういうことにつきまして、我々は、今またこれをやらなきゃいけないという認識でやらせていただきたいと、こういう思いでございます。

○中村委員 じゃ、お伺いしますが、例えば都城市で、そういう青年活動が物すごい盛んな時代、私たちが十六、七、八ぐらい、絶頂期でしたよね。そのころ私も高校生であったんですが、青年団の駅伝で走ったことがあります。よく覚えてますが、そんな盛んな時代があったんですよ。

ところが、今、何で青年団活動がなくなったかということ、非常に多様ないろんな催しがあるんですよ。例えば、遊びについても、あのころゴルフなんてなかったんです。ソフトをするぐらいのことしかなかった。そこも非常に多様化してきたら、皆さん、いわゆるさっきお話があったように、あっちこっち行ってるわけですよ。

だから、野球だって、この前、うちの娘に聞

いたら、何十も入っていると。40か50ぐらい入っているといるんですね。そういう状況の中で、私、果たして今から昔みたいなことを考える人がおって、県に青年団活動をもう一遍普及させろという話があるかもしれない。私は、それ無理だと思っんです。あと何年かたったとき、またお話ししようと思っんですが、私は、なかなかこれはうまくいかんのかなと思っんですが、一生懸命頑張っていらっしやるから、予算に上げていらっしやるから、頑張ってみてください。

○村上生涯学習課長 頑張らせていただきたいと思っております。委員のおっしやるとおり、それぞれ1人何役もやっていらっしやるとか、それからいろんな取り組みで、それぞれグループが小さくなっ、でも、いろんなことに取り組んでると。今、同じ目的を持った方々がツイッターで集まっ、フェイスブックで集まっというようなことも含めますと、言い方が適当かどうか知りませんが、活動もかなり点在化してきている部分があるということをおどもは認識してあります。先ほど申し上げました社会教育委員会議なんかで出ますのは、かつてのようないつの組織の中で完結するのではなくて、いろんな方々が目的に応じて集まったり離れたりというような、専門的な言葉で、プラットフォームという言葉で最近表現されておるそうですが、そういったような考え方が必要じゃないかと。

要するに、誰かがそういう場を提供して、そこに集まっただくと。おどもこの事業につきましては、最後にフォーラムをやっ、その結集した力をアピールするということに言っておりますけども、これがこの事業の中心の出口のところだと思っております。これをひとつ皆さんがそれぞれの団体の壁を越えて協力をして、

この高速道路もつながっ、宮崎県が元気を出さなきゃいけないときに、我々はどこに向かっ、何に力を入れていくかということにせひ話し合っただいて、新しい形の青年の力のあり方というものをおアピールしてもらいたい。そううまくいくかどうかはわかりませんが、いくように頑張っていきたいというふうにおもっります。

○中村委員 前も言ったかもしれませんが、都城で、私たちの地域は壮青年団というものがあるんです。私の家族は、親子3人入っます。飲み会したり、一緒にソフトボールしたり、非常にうまくいってるんですが、さっき言っように、その若手も別なところに行くわけです。

だから、地域で集まったときにおじさんたちと、おどもはもう高齢者ですから、それと一番下の20代の人まで一緒に集まっ、やっする。そういう組織もあるんです。また新しい青年団つくられると、おまへたち青年団に入りなさいと言わざるを得ないから、おじさんたちと飲んだら楽しいからと来るわけです。そういう活動の仕方もあるということなんです。

だから、課長がそんだけ熱を入れて頑張っていらっしやるから、多分成功すると思っから、頑張ってください。

○二見副委員長 1点つけ加えたい。これは私の考えですけれども、ずっといろんな地域の中に行っ、思っんですけれども、いろんな団体は、いわゆる県内の県連合会みたいなものがあるわけなんです。各地域からのつながりはできてるんです。

だから、今から必要なのは、そういったいろんな団体が各地域において、ほかの団体とつながるということのほうが大事だと思っんです。やっぱり同じ地域に住んで、同じような

いろんな行事を自分の周りでやってるんですけど、グループが違うがゆえに、あんなことをやってたのとか、そういった話のほうが多いと思うんですよ。

だから、自分たちの基本的な生活範囲の中で、いろんな団体がいろんな取り組みをしてるから、そういったことを知るような方向に持って行って、じゃ、お互いに、自分たちがやるときには協力してよとか、そういうつながりを醸成していくことのほうが大事なんじゃないかなと。

県全体としての取り組みというのは、それは宮崎に1カ所になってしまうわけじゃないですか。北は、高千穂や五ヶ瀬からも来るし、南は串間から、都城、えびのからも来るわけですよ。そういった連携というよりか、各地域地域においての横のつながりというものをしっかりつくっていくほうが大事だというふうに感じてますので、これからの御検討といいますか、参考にさせていただければと思います。

○中村委員 先ほど徳重委員が言ったとき、私も入ってたものですから、ちょっと。461ページの非常勤講師に関する予算の件ですが、先ほど790名の臨時職員のことをおっしゃいましたが、この前新聞にも出てましたよね。臨時職員が多いんだと、そして長年やっていらっしゃる人が非常に多いという話がありました。私の近所からも、今、彼は50歳近くなっていると見えますが、ずっと臨時でいってるんですよ。見ると、この前話したんですが、それこそ壮青年活動のとき、隣に来て話しよったら、「おまえ、県の先生の試験を受けんのか」と言うたら、「いや、もうそろそろなくなりました」みたいなことなんですね。

だから、45歳か50歳ぐらいで教員試験が受けられない状況になったときに、そこで、臨時は

要らないよ、そんだけ出されたら、一家路頭に迷うと思うんですね。その辺は、何歳まで臨時職員を雇うのか、その辺のことは教育委員会として決めてあるんでしょうかね。

○早日渡教職員課長 採用試験におきましては、40歳までが受けられます。そして、非常勤、臨時講師につきましては、基本的に年齢の制限等は、特には、設けてはおりません。

○中村委員 そしたら、例えば普通の先生がおやめになる60歳、そこまできこうと思ったら頑張れるわけですね。

○早日渡教職員課長 はい。特に、問題がなければ大丈夫です。

○中村委員 私が一番心配するのは、60代に近づいてきたから、勝手にもうおやめくださいというのは非常に酷だと思うんですね。今までずっと自分の就職なげうって、臨時講師で頑張ってきた人間をですよ。私は、臨時講師を全部採れとは言っていない。試験に受からんことにはだめだろうから、それはいいんですけど、そういった人たちをうまくフォローをしたり、見詰めてやるような努力をしておかないと。

この前新聞に載ってましたが、見られましたか。その臨時職員が多過ぎるみたいなことで、高齢者の方が多いみたいなことが載ってましたね。そんなことをもつとはっきり何か、ちゃんとしたものをつくっておかないと、一家路頭に迷いますよ。ちょうどやめさせられたとき、高校、大学に子供たちが行くような状況になったら大変だと思いますから、大事にしてあげてほしいんですよ。一生懸命やってるんだからね。

正職員にならないかもしれんけども、その取り決めというか、申し合わせというか、申し合わせにいかない、もっと教育委員会内で考えて、こういった形で、こういうことにしますよ

ということを考えておかないといけないと思うんですね。どういうふうにするというのは、それは今からちゃんと決まってるのでしょうか。

○**早日渡教職員課長** 年齢の高い方たちに対する特段のルールというか、フォローとかいうものはありませんが、ベテランの味と経験を生かしていただいて、そしてまた管理職等もそのあたりを十分見切って、一緒に頑張っていていただくよう努力していきたいなと思っております。

○**中村委員** はい、じゃ、わかりました。本当ルール決めして、三十五、六歳まではあっても、就職見つけようと思ったら別にあるかもしれない。それ以上になったら、ないですよ。

だから、それ以上になって、教職員に臨時を求めるのであれば、それはちゃんと使ってあるような、よければですよ。そのためにちゃんとルール決めをしておかないといけないと思うんですよ。

○**早日渡教職員課長** はい、また検討はしてみたいと思います。

○**中村委員** はい。

○**二見副委員長** この人件費の非常勤と正職員ということで分かれてますけど、今からふえてくるであろうという再任用はどちらのほうに入るんですか。

○**早日渡教職員課長** 再任用職員は定数内で処理をしていきますので、国からの補助がありません。

○**二見副委員長** ということは、こっちの非常勤ではなくて、各小学校、中学校、高校のこの人員数に入ってるほうに含まれてるというわけですね。

○**早日渡教職員課長** はい。小学校費、中学校費のほうの給料や手当のほうに再任用職員も含まれております。

○**田口委員長** じゃ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、以上で、特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時49分再開

○**田口委員長** 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○**日高スポーツ振興課長** スポーツ振興課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、471ページをお開きください。

一般会計で、11億8,799万7,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説明いたします。

473ページをお開きください。

一番下の段の(事項名)スポーツ施設管理費に6億70万1,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

主なものといたしましては、説明の1、施設管理運営費であります。これは、県体育館やライフル射撃競技場、総合運動公園有料施設などのスポーツ施設を指定管理者へ管理運営委託する経費であります。4億591万2,000円を計上しております。

さらに、3、施設・整備費であります。これは、宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金を活用しまして、県総合運動公園内にあります陸上競技場の計測機器等の老朽化に伴う機器の

更新及び補助球技場の利便性向上を図るために人工芝の敷設を行うものであり、1億8,173万4,000円を計上しております。

次に、中ほどの(事項名)保健管理指導費に4,618万7,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明の2、県立学校児童生徒保健管理指導費であります。これは、県立学校に在籍する児童生徒の心臓検診など、各種健康診断に要する経費でございます。

次に、一番下、(事項名)学校安全推進費に1億4,539万3,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

説明の1、日本スポーツ振興センター共済事業であります。これは、学校管理下における児童生徒の負傷や疾病などに対する医療費等の給付などに要する経費でございます。

次に、(事項名)体育大会費であります。1億1,038万1,000円を計上しております。

主なものとしまして、説明の1、国民体育大会経費であります。これは、主に国民体育大会及び九州ブロック大会へ県選手団を派遣するために要する経費でございます。

次に、中ほどの(事項名)体育振興助成費であります。4,260万1,000円を計上しております。これは主に、公益財団法人宮崎県体育協会などの各種団体への補助や各種大会の開催及び選手派遣に対する助成に要する経費でございます。

次に、その下にあります(事項名)競技力向上推進事業であります。1億2,383万6,000円を計上しております。

主なものとしまして、説明の1、選手強化であります。これは、競技力の向上を図るため、強化合宿等に対する支援や指導者の養成、競技用備品の購入に要する経費でございます。

次のページをお開きください。

上段にあります(事項名)宮崎県スポーツ推進基金であります。3,792万円を計上しております。

主なものとしまして、基金を活用して行う事業として、説明の2、スポーツ推進事業の「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」から「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」に要する経費でございます。

続きまして、主な新規・改善事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料をお願いいたします。13ページをお開きください。

改善事業「元気いっぱい「子どもの体力向上」推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。体力は、体を動かす原動力であると同時に、これからの社会を生き抜くための大切な要素の一つでもありますことから、体育の授業や部活動等を通して、総合的に子供の体力向上を図るものであります。

2の事業の内容であります。①の体力アップ支援事業では、体力向上の具体的な取り組みとして、立腰指導・一校一運動の推進、体力向上研究推進モデル校による実践、体力向上対策会議の開催などを行うものであります。

②の体育授業充実支援事業ですが、体育授業の充実を図り、体力の向上を目指すために、小中高の体育担当責任者会、子供体力向上指導者養成研修の実施などを行うものであります。

③の運動部活動支援事業では、体力向上につながる運動部活動の支援のために、中学校競技力向上推進校の指定、運動部活動指導者研修会、外部指導者研修会を開催するものであります。

④のスポーツとの出会い支援事業では、

運動好きの子供を育成するために、幼児教育指導者研修会やキッズスポーツ教室などを開催するものであります。

3の事業費であります、2,210万1,000円を計上しております。

4の事業期間であります、平成26年度から平成28年度までの3カ年であります。

5の事業効果であります、児童・生徒の体力向上や全国規模の大会開催に向けた競技力向上などを期待するものであります。

以上でございます。

○田方文化財課長 文化財課の当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、477ページをお願いいたします。

平成26年度の当初予算額としまして、6億5,646万6,000円をお願いしております。

以下、その主なものにつきまして御説明いたします。

479ページをお願いいたします。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費8,600万8,000円を計上しております。

その主なものは、その下の(説明)欄の8「交差する歴史と神話 みやざき発掘100年」2,040万8,000円、10の改善事業「残そう地域の伝統文化、めざそう世界無形文化遺産」1,174万8,000円、11の改善事業「西都原古墳群調査整備活性化事業」2,549万円であります。

まず、8の「交差する歴史と神話 みやざき発掘100年」につきましては、昨年が大正元年の西都原古墳群の発掘調査から100年、本年が西都原考古博物館が開館10周年を迎えることから、県外の博物館等が所蔵する国宝や重要文化財などの出土品を展示する特別展を実施するものでございます。

10の改善事業、残そう地域の伝統文化、めざそう世界無形文化遺産につきましては、神楽を初めとする本県の民俗文化財の保存、継承支援を行うものでありまして、(1)の「めざそう世界無形文化遺産！みやざきの神楽魅力発信事業」は、昨年7月に県内外の専門家による神楽の調査及び情報発信を行う委員会を立ち上げ、現在取り組んでいるところであります、神楽の調査件数を拡大するなど一層の推進を図るものでございます。

(2)の文化財伝承活動支援事業は、民俗芸能保存団体への活動支援や子供たちの民俗芸能の体験活動などを行うものでございます。

11の改善事業、西都原古墳群調査整備活性化事業につきましては、西都原古墳群の整備は、これまで史跡の保存と活用という観点から取り組んできたところでございますが、この事業は、記紀編さん1300年記念事業のテーマの一つであります世界文化遺産登録を視野に入れた調査研究の一環といたしまして、新たな古墳の発掘調査や陵墓参考地周辺域の調査を行うなど、同古墳群のさらなる魅力アップにつなげていくものでございます。

次に、480ページをお願いいたします。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費に1億5,741万3,000円を計上いたしております。

主なものであります、(説明)欄の4埋蔵文化財発掘調査1億2,048万1,000円でございます。

この事業は、国土交通省及び西日本高速道路株式会社から委託を受けて発掘調査や報告書の作成を行うものでございまして、その財源につきましては、いずれも各事業者の全額負担となっております。

次に、481ページをお開きください。

上から2番目の(事項)博物館資料整備費

に4,733万6,000円を計上しております。

主な事業は、(説明)欄の4、新規事業「民家園文化財再生・伝世事業」でございますが、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次の(事項)考古博物館費の(説明)欄の新規事業2の「開館10周年考古博物館の魅力増進事業」に321万1,000円を計上しております。

この事業は、西都原考古博物館の映像機器の更新を行い、男狭穂塚・女狭穂塚の地中探査の成果など最新の調査結果を取り入れて公開をするものでございます。

一番下の(事項)考古博物館資料整備費であります。482ページをお開きください。

(説明)欄の4、改善事業「学術文化と相互理解 東アジアの連携推進事業」115万円を計上しております。これまでの韓国の博物館との交流継続に加え、新たに学術交流協定を締結しました台湾の博物館との共同研究を実施するとともに、東アジア地域との文化交流を推進するものでございます。

次に、債務負担行為についてであります。恐れ入りますが、ちょっと厚い冊子ですけれども、「平成26年2月定例県議会提出議案」の13ページをお願いいたします。

ページの一番上の文化財課のところをごらんください。

民家園文化財再生・伝世事業でございます。これは、県総合博物館民家園の民家の保存修理工事費用に係る債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の限度額は、一番右に書いてございますけれども、6,934万2,000円で、平成26年度から27年度までの2年間を債務期間とするものでございます。

大変申しわけありませんが、次に文教警察企

業常任委員会資料」の14ページをお願いいたします。

新規事業、民家園文化財再生・伝世事業についてでございます。

1の事業の目的でございますが、総合博物館の民家園には、日向山間地の伝統的な建築物の典型として国の重要文化財に指定されている2棟の民家と県指定有形文化財の2棟の民家が展示をされております。

これらの民家は、昭和47年から53年にかけて移築復元したものでありますが、経年劣化による損傷が認められることから、平成18、19年度に解体修理を行った1棟を除く3棟について保存修理工事を行うものでございます。

2の事業の内容であります。1の民家の保存修理等につきましては、カヤぶき屋根のふきかえ、部分解体修理、消火設備の更新などを行うこととしております。

(2)の保存修理技術等の伝世につきましては、保存修理工事等の記録映像の作成、屋根ふきかえ工事の見学会を実施することとしております。

3の事業費であります。国の重要文化財2棟の平成26年分の経費として4,224万8,000円を計上しております。経費のうち2,071万3,000円につきましては、国の補助金となっております。

4の事業期間は、国の重要文化財2棟につきまして、26、27年度の2年間、県指定有形文化財の1棟につきましては、28、29年度の2年間で実施することとしております。

5の事業効果につきましては、貴重な文化財を後世に伝えていくとともに、伝統行事を行う場として活用することにより、民家の文化的価値の普及啓発を図るものでございます。

大変恐れ入りますが、続きまして決算特別委

員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊資料の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の最後のページ、13ページをお願いいたします。

17番目の項目「西都原古墳群について、教育・文化はもとより観光においても、その活用は有効であることから、関係省庁への働きかけを積極的に行うとともに、世界遺産登録を視野に入れた年次的な取組を積極的に行うこと。」との指摘要望事項に係る対応状況でございます。

西都原古墳群につきましては、これまで発掘調査や古墳の復元整備、見学施設の整備等、保護と活用に向けて積極的に取り組んできたところでございます。

今年度から「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳文化」という視点のもと、文化庁を初め、関係機関を訪問し、基礎資料の整備、蓄積を鋭意進めているところでございます。

平成26年度当初予算案におきましては、男狭穂塚・女狭穂塚周辺域の調査など世界文化遺産登録を視野に入れた西都原古墳群調査整備活性化事業を実施することとしておりまして、文化庁と協議しながら、年次的に調査研究、整備を進め、同古墳群のさらなる魅力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、隣県や西都市を初め、県内市町と連携しながら、調査研究の成果を広く情報発信し、国内外での評価を高めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○花岡人権同和教育室長 恐れ入ります。歳出予算説明資料にお戻りいただけますでしょうか。人権同和教育室のインデックスのところ、483ページをお願いいたします。

一般会計で1,009万3,000円を計上しております。

以下、事項別に御説明いたします。

485ページをお願いいたします。

上から5段目、(事項)人権教育総合企画費に703万5,000円を計上しております。

主なものといたしましては、1の(1)人権啓発資料作成事業ですが、これは、児童生徒と保護者等が人権についてともに話し合うための資料「ファミリーふれあい」を作成するものでありまして、学校や家庭での活用を図っているところであります。

次の(2)支え合う仲間づくり「ピア・サポート活動」推進事業は、高校生が抱えるさまざまな問題を、生徒同士が支え合いながら解決できるよう、ピア・サポート活動に関する知識と技能を身につけさせることによりまして、思いやりにあふれた学校風土の醸成を図るとともに、高校生が将来、社会の中で助け合うことができるための基礎をつくる事業で、「ピア」とは「仲間」という意味でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費に305万8,000円を計上しております。これは、人権教育の円滑な推進を図るために、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、人権教育の状況等の調査指導に要する経費でございます。

以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○重松委員 それでは、2点お尋ねいたします。

13ページの「元気いっぱい「子どもの体力向上」推進事業ですが、2、事業の目的の(1)体力アップ支援事業です。この立腰指導は、これ全校でされるのでしょうか。

もう一つ、一校一運動の推進、この一校一運動の内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

○日高スポーツ振興課長 立腰指導についてはできるだけ多くの学校でやっていただくように、県としましても積極的にお願いをしてるところであります。

あと、一校一運動ですが、それぞれの学校で、子供たちの体力の状況は違っておりますので、そのよさ、あるいは欠点というか、劣っているところを分析していただいて、その学校独自の強化すべき部位を強化できるように、それぞれの学校で何か一つ特徴的な運動に取り組んでいただくということで、一般的に小学校で行われているのは、朝のストレッチとか、縄跳び運動が多いようです。あと持久走とか、そういったものを行ってる学校が多く見られます。

○重松委員 はい、わかりました。(3)の運動部活動支援事業の中学校競技力向上推進校の指定がありますが、例としてどんなのがございすでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 これは、中学校の新人大会、秋にあるんですが、この県大会において優勝した学校を指定して、この学校に支援をしてるところであります。1競技1校ということで、優勝したチーム、男女別で支援をしております。

○重松委員 はい、わかりました。

14ページの民家園文化財再生・伝世事業の事業効果の5番目なんですが、「四季折々の伝統的行事を行う場として活用する」、伝統行事の内容をちょっと教えていただきたいんですけども。

○田方文化財課長 民家園の行う伝統行事でございすけれども、26年度の予定といたしましても、民家園の中でやっておりますけれども、

宮崎の昔話の公演、それから民謡の公演とか、それから神楽をあそこで舞うと。今、文化財課では、「めざそう世界無形文化遺産！みやざきの神楽魅力発信事業」を行っておりますので、そういう成果をその民家園の中でも発表していただくというような機会で、県民の皆様にごらんいただけるような事業を取り組んでいきたいと考えております。

○重松委員 改修工事をされると、これは耐震化も超えられるということでしょうか。つまり、中に入れてでも、そういう行事ができるということでしたでしょうか。

○田方文化財課長 先ほど申し上げましたように、今、3棟につきましてはもう非常に危ない状況がございまして、民家の周りをロープで囲みまして、中に入れなくなっております。今使っておりますのは、椎葉の民家、これは18、19年度に改修をいたしておりますので、そこは使える状態になっておりますから、そちらを使っております。文化庁の指導で、そういう公開をするもの、人が中に入るものにつきましてはきちんと耐震診断を行いなさいということがございまして、その耐震診断を行った上で、もし危ない状況がございましたら、耐震補強を行うという形になっていこうと思っております。

○重松委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○田口委員長 ほかにございすか。

○中村委員 この大きい資料の479ページ、その中に「残そう地域の伝統文化、めざそう世界無形文化遺産」とありますが、さっき神楽について触れられましたが、調査研究をやっているんだという話をされましたが、宮崎に神楽はどのくらいありますか。

○田方文化財課長 昨年度文化財課で調査しま

したところ、宮崎の神楽は、今207保存団体がございまして、その207のうち、48が国の重要無形民俗文化財に指定をされているということでございまして、今、その48の重要無形民俗文化財のほうを神楽の調査として、最初に調査を行ってるところでございまして、今年度は2件の調査を行ったということになります。

○中村委員 神楽というのはおもしろいもので、高原付近にあっても、都城、それから鹿児島、あっちにないんですよ。何ででしょうかね。

○田方文化財課長 今、高原で祓川神楽と狭野神楽というのがございまして、これは旧薩摩藩では神舞という、神の舞ということで呼ばれているところでありまして、多分鹿児島のほうも神舞という言い方が通っているんじゃないかと思えます。

神楽と申しますのは、全国的には神楽というのがあるんですけども、旧薩摩系では神舞というのがございまして、そういう中では残っているのかもしれませんが、ちょっと他県のほうは把握してないものですから、こういう答えになって申しわけございません。

○中村委員 今おっしゃったことでちょっとわからなかったんですけど、旧薩摩藩に少ないということは、私は、前聞かれたことがあるんです。都城は何でないんでしょうかねと言われたので、都城の人間というのは飽きっぽいので、神楽というのは鎌倉時代ぐらいからずっとあるわけですよ。調べたところによると、その時代ぐらいからあるはずでした。

だから、その辺からずっと続くとなると、もうやめようやと、やめたんじゃないかろうかと思っただけですけど、今、何とおっしゃいましたか。ないのは何とかとおっしゃいましたね。

○田方文化財課長 高原のほうでは神楽という、

狭野神楽、祓川神楽という言い方はしますけれども、薩摩藩では神舞、「神」の「舞」と書きましても、こういう言い方がありまして、薩摩のほうでも神舞という形では残ってるんじゃないかと思えます。

○中村委員 ある人が言うと、宮崎市だけでも300近くあると言った人がおるんですよ。この207というのは、ちゃんと調べられた値ですか。

○田方文化財課長 実際には207というのは保存団体が残っているところということで、きちんと調査をして把握したところでありまして、宮崎市、昔調査したときには三百数十あったということにはなっております。

これは、なぜなくなったかということ、実際にはもう舞われなくなって、継承ができなくなって、なくなったものもございまして、あるいは1つの神楽が3つの神社で舞うとか、そういうことがありますので、1つの神楽として数えましますから、舞うところは300幾らあるかもしれませんが、実際の神楽は207ということで、今、把握をしてるところであります。

○中村委員 神楽は何番踊るか知ってますか、33番踊るんですよ。それで、ちょっと神楽を調べてみた。なぜ少なくなりつつあるかということ、そこに住む人がだんだん少なくなって、継承する人がなくなったんですよ。

だから、これは大事なことです。私はいつか言おうと思ったんですけど、宮崎県庁も神楽を大事にせないかんなものがあると。

今、地方から神楽を見に来る人がいるんですよ。その中で、例えば来られたときに焼酎やら振る舞いがある。そりゃ、もう当然のごとく焼酎を飲んで、私だったら1,000円でも出して帰る、そのぐらいするんですけど、都会から来る人はそういう感覚がない。ただで振る舞われるものと

思って、飲むんだと。なけりゃないで、何で出さないんだということを言う。なぜそば食わせないんだというようなことを言うらしい。

その辺の、現代に沿ったように、神楽を長く続けさせるためには、やっぱり県も関与して、例えば神楽を舞うときに、1回幾らかの予算でも上げて、遠来の客については1,000円ずつでもいただきますよみたいなことを言ってやらないと、長続きしませんよ。だんだん神楽は少なくなると思う。だから、神楽を大事にしようと思ったら、ちゃんとやらんといかんと思ういます。

○田方文化財課長 今、委員から御指摘がありましたように、各保存団体は高齢化が進んだり、後継者がいないということがございましたり、経済的にも非常に苦勞をされてるところであります。

委員のほうからありましたように、神楽をやらなくなる時は、焼酎を2本持っていか、あるいは心づけとして幾らかのお金を包んでいただくというのが普通礼儀としてあります。その辺に対して地域の方々からの振る舞いというものもございますので、それは各団体とか、いろんなところ、報道等にも書いてあるんですけども。この2,000円から、あるいは焼酎を2本ぐらい持っていくのが礼儀ですというのは、周知をしていかなければいけないところかなとは思っております。

そういうのを財源にされて、団体は運営をされてるところであります。

県の文化財課といたしましても、こういう保存団体が非常にお困りの部分もあるものですから、県としては、神楽を舞われるための道具とか、それから衣装、そういうところに補助金を、まあ多くはないですけども、各団体からの要望に応じて補助金等を交付をしてるということ

でございます。

○中村委員 この前、委員会のほうで、島根県の隠岐に行ったんですね。そしたらあそこで、ほかのことで行ったんだけど、神楽がありますかと聞いたら、4つの神楽があったんです。ところが、今2つしか舞ってません。あと2つは、もう潰れてしまいましたという話だった。

だから、日本にあった神楽というものが、だんだん廃れてきつつあるんじゃないかなと心配してるんですよ。だから、もっと、教育委員会あたりでも、所管してるんだったら、神楽をどうして保存していこうかというのを検討されて、それで神楽のために何かできることがあったらやろうということで、今のうちに話し合いなされないといけないと思うんですよ。

○田方文化財課長 この神楽の事業におきまして、委員会を立ち上げております。その委員会には、県外県内の研究者の方々入っていただきますし、ことしは西都市の米良神楽、銀鏡神楽ですけれども、それと高千穂の夜神楽のうちの上野神楽、この2つの調査をさせていただきました。

この調査の中で、銀鏡神楽を舞われる方の代表者の方を1人、地域員として入っていただきました。それと、高千穂のほうも地域員に1人入っていただいています。その委員会の中では、やはりそういう地域の委員が入られることによりまして、非常にその実態がわかるわけですね。例えば、後継者の問題、それから経済的な問題、そういうことが委員会の中でも話題になっております。

それで、どうやって守っていくかということで、今のこの事業は、神楽を33番、あるいはもうちょっとあるんですけども、その映像記録を残そうということで、県のほうで、今申し

上げました2つの神楽は映像記録の作成をしてるところであります。これは2時間の番組にした分を図書館とか総合博物館とか、そういうところに置きまして、貸し出しというか、見れるようにしていきます。

それと、もう一つは、「みやざき文化財情報」というホームページを文化財課のほうで運営してるわけですが、そこに文化財情報というのがございますが、その中から約10分間の動画が見られるようなシステムを今考えているところでございます、これが今月の末にはもう、2つの神楽は公開ができるのではないかと考えてます。

先ほど申し上げました、207の神楽につきましては、今からそういう取り組みをして、全ての神楽について映像記録を残したり、あるいは概要書をつくったり、そういうことをしていくことにしております。

○中村委員 もう御存じでしょうけど、宮崎公立大学に教授がおられて、一生懸命この神楽の研究をされてますね。その人からいろいろ聞いたんだけど、もう廃れてきますねという話でした。

だから、守るのは宮崎県しかないのかなと思っておりますから、委員会があると聞きましたので、どうかひとつ一生懸命頑張ってください。

○田方文化財課長 ありがとうございます。この神楽の事業を通して、そういうふうに神楽が守られていくように、文化財が守られていくように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松村委員 今、せっかく神楽でしたけど、古墳についてちょっとお聞きしたいんですけど、西都原古墳群の構造解明、地中探査事業ということでしたけど、これは1回、レーダー調査と

いうのは男狭穂塚とか女狭穂塚やりましたですよ。何というか、周辺部の支群域というのはどういうものなのかということと、その地中探査を行うことで何かあるのかというようなことですね。

もう一つ、西都原古墳群調査整備活性化事業というのがありましたね。これも西都原古墳群の調査ということですね。これも発掘とかもあるんですかね。

それと、古墳の中で発掘されていないところとか、まだあるんですかね。

以上、3点よろしく。

○田方文化財課長 まず、支群の調査ですけども、西都原古墳群といいますのは、台地上だけではなくて、寺原とか鳥子とか、あと支群が西都原古墳群を取り巻くように、西都市内とちょうど段丘を挟んだところに、まだ支群が残ってるわけです。そういう支群は、今まで調査が行われておりませんので、その支群についても、西都原古墳群の特別史跡の一部だということでございますので、そういうところも地中探査レーダーをかけて、古墳が残ってるかどうかとか、どのような構造なのかというのを突きとめるのが事業でございます。

それから、先ほどありました西都原古墳群調査整備活性化事業というのをお願いしております。これは特別史跡であります西都原古墳群というのが県内有数の観光地でもあるわけでございます、この西都原古墳群自体をきちんと整備していかないと、観光地としての魅力もうせていこうということがありまして、記紀編さん1300年記念事業の中で、こういう古墳群とか、文化財を磨き上げていこうということがうたわれておりますので、それに沿いまして、西都原古墳群の調査研究をやっていくということ

になります。

それで、この大きな事業としましては、男狭穂塚・女狭穂塚の周辺部の環境整備、例えば今、男狭穂塚・女狭穂塚のちょうど接する部分にクリ林とかあるんですけれども、そこがもしかすると、西都原古墳群の男狭穂塚・女狭穂塚の關係の施設が出てくるのではないかとということがあります。そこをレーダー調査した上で、もしそこに遺跡等が確認されました場合には、国の指定を目指して、国の特別史跡の拡大ということを目指します。そこをやりながら、議会でもたびたび男狭穂塚・女狭穂塚の木々の伐採ということを御要望いただいているんですが、宮内庁がここは静安と尊嚴の保持を基本とした管理をするということになっておりますから、なかなか木々の伐採できないんですけれども。その周辺環境を、ちょうど宮内庁の敷地と接する部分ですので、その部分を県が調査をしたり、公有化したりする中で、もうちょっと古墳、男狭穂塚・女狭穂塚が見通しがきくような整備をしていただけないかというのを相談しながら、要望をしていこうということで、この調査を一つ実施するものであります。

それから、最後の質問で、古墳は全部調査がされてるのかということなんですけれども、男狭穂塚・女狭穂塚を除いて309基の古墳が西都原古墳群にあるんですけれども、約10%の30基ほどしか、まだ古墳の発掘調査は行われておりません。

これはなぜかと申しますと、大正年間に、最初100年前に発掘が始まったんですけれども、その発掘が始まったときに掘られた古墳をもう一回再整備で掘っているところが今の現状であります。新たな古墳を、例えばあそこにある前方後円墳とかを掘るとするのは、文化庁との協

議が必要ですし、古墳を壊すということになりますから、掘ることが余り許可が出ないというようなことがございまして、今のところ30基ほどしか発掘調査はしてないということでありませう。

○松村委員 これは、盗掘に遭っているという記録があるんですかないんですか。

○田方文化財課長 中が掘られてないのもありますし、掘ったものにしましても、余り遺物が出てないということもありますから、盗掘もあったのかなと思います。実は今年度、西都原古墳群に谷を挟んで百塚原古墳群というのがあるんですけれども、金銅馬具類という国宝が出たと言われてる古墳なんですけど、そこを一応発掘調査をしたりしてみましたけど、今、東京の五島美術館が所蔵してます金銅馬具類については、盗掘で流れていったのではないかとということもありますので、そういう盗掘はされてる古墳があるのかなとは思っております。

○松村委員 30基しかまだ調査されてないということで、残り300基ぐらいあれば、かなりの歴史的な財産があればいいんですけどね。盗掘されてなければですね。盗掘されてたら、どこそこの大学とか、いろんなところで出てるのかもしれないけど、余り出てないとすれば、まだ宝が眠ってるかもしれないですね。ぜひ期待したいと思います。

それと、もう一点は、陵墓参考地周辺の調査というのは、ぜひ積極的にやっていただいて、できるだけ男狭穂塚・女狭穂塚の山がいつの間にかきれいになってるといいですね。何らかの自然的な現象で、わかりませんが。引き続き、また教育委員会のほうも宮内庁のほうに向かって、男狭穂塚・女狭穂塚の件に関しては御尽力をお願いしたいと思います。いいです。

それと、ちょっと確認なんですけど、スポーツ、元気いっぱい「子どもの体力向上」推進事業の中、体力アップ支援事業とあって立腰指導とあるのはどういう運動ですかね。

○日高スポーツ振興課長 これは、森信三さんという方が最初に提唱されたんですが、それ以来、日本ではもともと姿勢を正すというのは定着しておりますので、これ明治以降、ずっとこういった形でやってこられたんじゃないかなと思います。本県がこれに取り組んだのが10年ほど前に、この体力向上の事業を始めたときに、細野小中と小林高校で体力向上推進モデル校を受けていただきました。そのときに立腰をすることで、内臓諸器官が活性化するとか、姿勢を正すことで精神が集中するとか、あるいは体幹という部分に、その当時非常に注目されていて、そういったところの強化にもつながるということで、体力を腰、かなめと言うように、つかさどる大もとになるのが、やっぱり腰だろうということで、立腰に取り組んだらどうかということで始めました。その結果、細野小学校、中学校ともに、五、六年続けて、県でトップの成績をおさめておりましたので、これは非常に効果があるんじゃないかということで、今、全県下に広まりつつある状況です。

○松村委員 済みません。よく知らなくて。ありがとうございました。心身ともに体幹を強くするためのということですね。

○日高スポーツ振興課長 はい、そうです。

○松村委員 大体わかりました。ありがとうございました。

もう一つなんですけど、民家園文化財再生・伝世事業、これ4,200万というこの予算ですけども、先ほど債務負担行為の話もありましたけど、これ3棟を29年度までかけてやるんでしょ

うけど、総事業費というのはどれぐらい。

○田方文化財課長 4年間の総額で、一応試算になりますけれども、約1億8,400万円ほどと試算をしております。そのうち国庫補助金が約5,600万円ぐらいということになります。

○松村委員 わかりました。

これは、いつから使えないんですか。去年は入って民話の話とかしてまして、いろり端で火たいて、たいてなかったのかな。何かそんな感じで、お茶したりしてましたよね。

○田方文化財課長 委員が行っていただいたのは、多分、椎葉の民家は、18、19年度に改修して……。

○松村委員 何軒か行ったですよ。

○田方文化財課長 ああ、そうですか。

○松村委員 ええ。

○田方文化財課長 実は、今年の強風等の被害とか、今、屋根をビニールシートで覆ったり、トタンで覆ったりして、仮の補修がしてあるわけですけども、一応屋根が壊れて落ちてきたり、あるいは組み合わせてある木材が外れたりするような状況がありますので、中に入れないようにして、昨年からロープを張りまして、中に入れないようにしております。

○松村委員 はい、わかりました。その体験というのに行ったのは、じゃ一昨年ですか。去年は、何かブルーシートかかってましたものね。最近はね。はい、わかりました。結構でございます。

○徳重委員 スポーツ振興課にお尋ねしたいと思うんですけど、この475ページになるんですが、スポーツ体育大会等の経費というようなことで、各種大会の運営・派遣に関する経費が今年度1億1,038万1,000円ということと、昨年が1億5,000万ということで、4,200万程度少ないわ

けですね。

さらに、下のほうの競技力向上推進費もことは1億2,383万6,000円、去年が1億5,000万、ここも2,700万減になってるんですが、国体ももう少し伸びてほしいと期待してるところでありますし、大会でも頑張ってもらいたいという県民の期待も大きいわけですが、今後競技力の向上ということで、こんなに減額された理由は何かあるんですか。

○日高スポーツ振興課長 派遣費であります、派遣費は国体を開催される場所によって変わりますので、昨年度は東京で行われまして、来年度は長崎県ですので、そういった関係で、派遣費は減額ということで、派遣については従来どおり満額認めていただいております。

あと、競技力向上の強化費ですが、事業の見直しを行いまして、中学校部分を今までは強化費として競技力向上費に計上してたんですが、実際、中学校の部分は競技力向上というよりも選手を育成する部分だということで、中学校を主に担当しております学校体育費のほうに組み替えをしております関係で、額としてはそんなに大きく変わった状況ではありません。

○徳重委員 ほとんど変わってないということでございますので、それでよししたいと思います。

それでは、もう一つ、人権同和教育室でございますが、啓発事業という形の中で予算が組んであるわけですが、この同和事業というのはずっと続いているわけですね。啓発、この事業の内容というのは、大体同じようなもの、流れとしては一緒じゃないかなという思いがするわけで、これ印刷費という考え方でいいのか、あるいは新しい何か資料作成等があったものか、いかがでしょうか。

○花岡人権同和教育室長 委員おっしゃったとおり、印刷費が主であります。「ファミリーふれあい」という人権啓発資料を小学校、中学校、高等学校の1年生、県全体の全員に配付して、そして学校で使用したり、家庭に持ち帰らせて、家族と一緒に人権について考える、そういう機会を与える一つの資料として、ここずっと作成して配付しているところであります。

中身は、いろんな人権課題がありまして、友達のこととか、高齢者に関することとか、あるいはいじめに関することとか、そういう内容が多方面に含まれております。毎年少しずつ数字ですとか、中の資料を、中学生、高校生の作文を入れかえたりとかいうことで配付しているものであります。

○徳重委員 これ小学校1年生とおっしゃいましたかね。それはわかります。新しく学校に入っただけの子供たちに教えていくのは大事なことだと思いますが、今までは中学校、場合によったら高校まで、この同和教育というか、人権教育というようなことが盛んに行われたような気がしております。今は、中学生に対して、あるいは高校生に対してのそういう人権教育というか、こういった同和教育みたいなのは指導されてないわけですかね。

○花岡人権同和教育室長 今の啓発資料について申し上げますと、小学校1年生、中学校1年生、高等学校1年生、全員に配付しておる資料です。あわせて、中学校、高校、小学校も含めてですが、人権同和教育については指導がなされていないのかということですが、これは継続して指導をしております。まだまだ差別があるというような状況も見聞きますので、そういったことを人権教育という大きな視点もかぶせながら、同和教育についても実践をして

いるところであります。

以上です。

○徳重委員 はい、結構です。

○二見副委員長 スポーツ振興課長にお伺いします。

ちょっと飛び飛びですけれども、重松委員の質問で、立腰指導についての取り組み状況、御答弁では大体取り組んでる学校がふえつつありますということですし、先ほど松村委員への御答弁でも、そういう取り組むところがふえてるようなところだというふうにおっしゃいました。これは、たしか平成23年の第二次教育基本計画の中にしっかりと、この体力向上というところで立腰指導に取り組むと書いてあったはずですが、勝手に進めてるといようなふう聞こえたんですけれども。これは、スポーツ振興課としてしっかり取り組んでいきますというような御答弁をいただきましたかと思うんですが、いかがでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 ありがとうございます。スポーツ振興課としては、計画的にそういったモデル校の実績等を踏まえて、各学校に計画的に今推進してるところであります。ただ、この立腰指導もいろんな取り組み方法がありまして、ただ腰骨を立てて座ってるというだけでは、なかなか定着しない状況があります。いろんな学校で取り組んでいる成功事例をもとに、黒板の上のほうに正しい座り方、立ち方、本の読み方とか、そういったところに要点を書いて掲示しておくとか、あるいは定期的にそういった集会等でいろんな立腰のあり方等を説明したりとか、そういった成功事例をもとに、今、どういった方法で立腰が徹底するののかという形で、スポーツ振興課でも積極的に県内の各学校に推進しているところであります。今後ともしっかりと頑

張っていきますので、ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○二見副委員長 よろしく願いします。

○田口委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上で、スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時50分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

各課室長の説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

教育委員会の当初予算関連議案等全般につきまして、質疑はありますか。

○早日渡教職員課長 失礼します。先ほどの非常勤職員に関する問い合わせに対しまして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校別の人数がわかりましたので、御報告を申し上げます。

おおよそ790名ということでお知らせいたしましたが、小学校が181名、中学校が64名、高等学校が360名、特別支援学校が162名となっております。

なお、ただいまの数字は時間や日で勤務される非常勤職員に対しての数字でございます。ですから、この方たちはボーナスとか、通勤手当以外の手当は支給されませんが、いわゆる常勤の臨時職員、臨時的任用講師の方たちは、一般教諭と同じような手当、それからボーナス、そして若干ではございますが、退職金も支給されるということですので、念のためお知らせしておきます。

以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。

○徳重委員 今、非常勤職員ということでしたが、パート職員みたいな形の時間給での時間帯というんですか、そういった職員はいらっしゃらないものでしょうか。

○早日渡教職員課長 非常勤職員といいますのは、いわゆる教科補充の職員は1週間に20時間であったりとか6時間であったりとかという限定された時間で勤務される、あるいはこの非常勤職員の中には学校医とか薬剤師も含まれておりますので、この方たちは月に1回とか、その他適宜ということで、いろんなパターンがございます。これに対しまして、教員の欠員補充とかという、いわゆる常勤の講師、臨時と呼んでおりますが、臨時職員の方たちは、また別であるということがございます。よろしかったでしょうか。

○徳重委員 はい。

○重松委員 ちょっとお尋ねします。部活動で、文科系、体育会系で指導される非常勤というか、パートの方とかもいらっしゃるんですかね。

○早日渡教職員課長 基本的に職務の中に部活動等の業務は入っておりませんが、自主的にされていらっしゃる方もいるとは聞いております。

○重松委員 つまり、無報酬でということですか、ボランティアでという意味でしょうかね。

○早日渡教職員課長 ボランティアでやられている方もいらっしゃるということです。

○重松委員 はい、ありがとうございます。

○徳重委員 けがとか、短期の1カ月とか2カ月とかいう形での勤務というのはあるのかどうか、学校全体でそういう方が年間どれぐらいいらっしゃるものか。

○早日渡教職員課長 昨年の11月1日現在の臨時的任用講師の方たちですが、病気休暇の補充

の方が*224名、それから休職補充の方が53名、それから研修等の補充が41名、そして産休補充が41名、育休補充が223名、その他14名と。それ以外に、いわゆる欠員補充という方が842名ということです。この資料しか今のところございませんが、よろしくお願ひします。

○徳重委員 はい。

○田口委員長 よろしいですか。

○中村委員 スポーツ振興課長にお伺いしたいんですが、強化支援校は今どういう状況になってますか。例えば都城工業のバレーボールとか、あるいは宮崎工業のバレーボールとか。

○日高スポーツ振興課長 競技力強化推進校の状況でしょうか。

○中村委員 はい。

○日高スポーツ振興課長 今現在、22校、21競技、46部ございます。

○中村委員 21競技。

○日高スポーツ振興課長 21競技、46部です。

○中村委員 最初つくるときに、例えばバレーボールならバレーボール、前に教育長に言ったことあるんだけど、各2チームずつにしましょうと。最初の決めるときですよ。例えば柔道なら柔道、2チーム、バレーならバレー、2チーム、野球は決まってないよな。

ところが、駅伝に至っては、小林高校1校だけじゃないですか。ずっと言い続けてきてるんだけど、2校ずつ決めるということは、それはうそだったんですか。

○日高スポーツ振興課長 理想としては1競技2校というのが理想だと思っておりますが、ただ、競技人口の少ない競技においては、2校つくったがために生徒の偏りによってバランスが崩れるということもあります。

※95ページに発言訂正あり

ただ、大きい競技種目というか、生徒数の多い競技種目においては2校あるほうが望ましい場合も考えられますが、基本的にこの推進校というのは条件があります。まず県内で安定的に決勝戦というか、優勝できるだけの実力を有しているということと、もう一つは、全国大会で上位入賞、ベスト8以上の入賞の可能性があるという、この2本の条件をクリアしないと、推進校に今の段階では、基準で指定しておりませんので、その当時からすると、多分倍近くの推進校にはふえてるんじゃないかと思います。最初つくったときからするとですね。

駅伝の場合は、今、男女、小林高校1校だけなんですけど、今それに拮抗するようなチームも、私学では宮崎日大とか、あるいは日章学園、そういうところも随分力をつけてきておりますので、小林高校とほぼ同等程度の実力を継続的に維持できるようになれば、今後そういったところも駅伝については考えられるのかなというふうに考えてるところであります。

○中村委員 優勝を目指せるようなチームにするためには、小林高校があつて、これに勝てるような高校に育てるのは、並大抵のことじゃないんですよ。そして、宮崎各地域から根こそぎ集めるんですよ。駅伝7人しか出れないじゃないですか、7名が出るだけで、あとの入った人は全部かわいそうじゃないですか。

だから、早く2校を決めなさいと、私はずっと言ってきた。そして、切磋琢磨して、勝ったら優勝圏内に入れるチーム、兵庫県にありましたがね。そういうチームにしたほうがいいですよと、ずっと言ってきたのに小林高校だけ。小林高校に行ってるのは、都城、北諸から行ってるんですよ。そういうことを考えながらやっついていかないと。

だから、さっき言われた私立高校は強くなってます、女子高は。女子は、今、小林に勝ったり負けたりするような状況になってる。もっと早くからやっていたら、切磋琢磨して強いチームができたんです。1回こういうことがありましたかね。小林高校が1区で転んで、田んぼかどこかに落ちて、それで2番手のチームが勝ったんですよ。ところが、小林高校、A、Bとやったら、Bのほうが、その高校より早かったんです。Bチームは、オープン参加ですから出ないで、その高校が出る。

だから、宮崎県内で競るようなチームをつくっておかないとだめだと、私、ずっと言ってきたんです。だから、これは皆さんで、きょうは総括でみんなおそろいですから、検討していただきたいと思います。宮崎日大と言うたね。女子高はね。

○日高スポーツ振興課長 はい。宮崎日大です。

○田口委員長 いいですか。

○中村委員 はい。

○田口委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、次に請願の審査に移ります。

まず、継続請願、請願第26号について、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 分休憩

午後 3 時10分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、14日金曜日に採決を行うこととし、再開時刻を1時半としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、何もありませんので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時10分散会

平成26年 3 月 14 日 (金曜日)

午後 1 時29分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸次郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 職 員 課 長	早 日 渡 志 郎
-----------	-----------

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 主 幹	牧 浩 一

○田口委員長 委員会を再開いたします。

先日の徳重委員の質問に対する答弁について、訂正及び説明がございますので、よろしくお願いいたします。

執行部の説明を求めます。

○早日渡教職員課長 失礼します。一昨日、3月12日の当常任委員会におきまして発言しましたことにつきまして、訂正をさせていただきたいと存じます。

徳重委員から御質問のありました臨時的任用講師の人数についてでございます。平成25年11月1日現在の臨時的任用講師数の内訳のうち、

病休補充に係る人数を誤って224人と発言をしておりましたが、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

正しくは、お手元の資料の上から3行目、病休補充の欄にありますとおり、24人でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田口委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中村委員 この前、これに絡んでちょっと言わしていただきましたけど、私のそばからも、この前申し上げましたように、44~45歳だと思うんですが、もう何十年来、勤めているんですね。そうなった場合に、この前言いましたように、いつでも切れる状況にあるわけでしょう、この人たちは。切られたら、それはもう家庭が成り立ちませんよね、高校、あるいは大学に行っているときですから。そういったことの取り決めをしてくださいという話をしましたね。

だから、こういう形で正教員でない人たちがいらっしゃるわけですから、大事にしてもらわないと、やめさせられることによって、一家が崩壊してしまうということがありますよね。

だから、その辺の規則がないということでしたから、その辺の何か規則というか、そういったものをつくっていただかないと、いつまで、私は来れるかというのがわからないでしょう。ならば、せめて40歳過ぎた人をやめさせるようなことはしないようにしないと、再就職なんてないですよ。その辺を、ひとつ頼んでおきます。

○早日渡教職員課長 先日もお答えしましたように、どういう形でそういうものができるかも含めて検討はしてみたいと思います。

○中村委員 ここで、委員会で言われたから、

何とかうまく答えときゃいいわじゃなくて、本当に真剣にやってくださいね。お願いします。

○松村委員 この方、1,238名ですけど、これはフルタイムとパートタイムの内訳はどのようになっておるか。

○早日渡教職員課長 基本的に、ここに載せてあります臨時的任用講師はフルタイムの方たちでございます。その他の、時間であったり非であったりという方たちは非常勤講師、非常勤職員というふうに分けております。

○松村委員 この方々はフルタイムということは、今わかりましたけど。フルタイムということは、基本的には1年間というやつで、そして、またそれを継続という形の採用ということによるんですかね。

○早日渡教職員課長 はい、1年間の契約でして、また、その次の年につきましては、新たな契約を結ぶという形になります。

○松村委員 欠員補充というのがありますね。もともと欠員というのは、例えば教職員の方が1万人ぐらいいらっしゃって、常に欠員というのは、この数というのを、もう予測というか、欠員を確保という言い方はちょっとあれでしょうけど、もう毎年、これは欠員という形でやられているんですかね。

○早日渡教職員課長 まず一つは、今後、少子化が進んでいきますので、教員数の絶対数が少なくなりますから、過員といたしまして定数以上に雇うわけにはいきませんので、そのために欠員を、基本的には毎年度計算をしながら確保している。

あと、例えば高校化学の定員の中で50名きっちりという形での動きはできませんので、そういう意味におきまして欠員というものを。具体的な計算式があるわけではございませんけれ

ども、少子化、あるいは今後の定数確保を見込んで、毎年度、欠員というものを確保しているというのが実態でございます。

○松村委員 わかりました。

最後に、決まった数字ということはないけれどもということでしたけども、基本的には定員というか、その何%をめどにというところはあるんでしょうか。

○早日渡教職員課長 特に具体的な数字はありませんが、長年の経験の中で各担当が、例えば、この教科であれば2人ぐらいだろうとか、そういう形のものであると考えております。

○松村委員 はい、わかりました。

○中村委員 こういう正規の先生でない人たちが、いろいろ部活なんかも、ちゃんと面倒を見ていますよね。

それは、こういうことがあったんです。近所における人が若いころに、「勉強せんか、あんた、ずっととおらんよ」という話をしよったら、「はい」と言っていましたけど。いつも遅く帰ってくるんですね。部活を見ているということだったんですね。だから、こういう人たちも、欠員補充の人たちを初め、部活を見なさいとおっしゃっているんでしょう。

○早日渡教職員課長 全員ではございませんけども、臨時的任用講師も部活の担当となっていられる方もたくさんおられます。

○中村委員 いや、それは、そういう人たちもじゃなくて、ほとんどが見ているわけですよ。だから、これは勉強できないですよ、その職員試験の勉強はなかなか。それは、都城から遠いところに勤務しとると、行って帰ってくるまで時間がかかりますから、部活を見てからですから、勉強する時間がないと思います。

こういった人たちに、この欠員補充みたいな

人たちで、もう長年おる人には、やっぱり試験を何か緩和する方法をしてやらないと、言い方は悪いけど飼いきれじゃないですか。100%のうち、こんだけもう常にとらないということになっておると、こんだけ臨時の学校の欠員補充で宛てがうんだということになると、通らな通らんでいいんだということであれば、これはかわいそうだと思いますね。

だから、そういった中において、部活なんかでも一生懸命やっているそういう人たちは、やっぱりそういう試験を緩和するような考慮をしないと、私はいかんと思います、いかがでしょうね。

○**早日渡教職員課長** 現状といたしましては、一定期間の臨時講師の経験がありましたら、採用試験の1次試験の教職教養について免除しているというような手だては、今のところはとってはおります。

○**中村委員** いや、とっておくことは、私も承知してるんですよ。だけど、もっと緩やかなものが必要じゃないのかなという気がしているんですよ。

それは、6時間授業なら6時間授業で、定時で帰るんなら、それは勉強もできるでしょう。しかし、部活を目いっぱい見て、はまり込んだら、それは7時、8時まで部活をやるでしょうから、それで帰ってきて9時、10時、11時だったら、勉強することはなかなか大変で。そして、土日が休めないわけですから。土日は土日で試合に行ったり、いろいろしているわけだから、かわいそうだなと思いますがね。

○**早日渡教職員課長** 頑張っていたきたいという思いもございますが、基本的に採用人数が少のうございますので、また採用枠を広げる努力も含めて、その方たちが勉強できる時間を確

保できるように、何とか工面といいますか指導といいますか、伝えていきたいなというふうには思っております。

○**中村委員** はい。

○**徳重委員** こういった臨時教員の方々の厚生福利というか、例えば社会保険、厚生年金、あるいは国民年金、こういったものは何か適用があるんですかね。厚生年金なのか、あるいは国民年金なのか、そういった健康保険、どういう形になっていきますかね。

○**早日渡教職員課長** 社会保険等で対応をしているということです。

○**徳重委員** 社会保険。年金のほうも国民年金ではないんですね。

○**早日渡教職員課長** 厚生年金と健康保険をトータルで、社会保険として対応しているということです。実際の負担は、県のほうからと本人が一部負担をしているという現状だということでした。

○**徳重委員** それはわかりました。

あと、業務上で本人がけが、あるいは事故等を起こした場合の補償は教職員並みなのか、あるいは臨時職員は、もう全く別な保険で云々というようなことになるのか、業務上の問題ですよ。

○**早日渡教職員課長** 一般教諭と同じように公務災害の対象として補償がなされることになっております。

○**徳重委員** そうですか。はい、いいです。

○**田口委員長** ほかにございませんか。

じゃあ、私、委員長の田口ですが、今、聞いてて、ちょっと疑問に思ったのが、給与は、これは年齢によって違うんですか。それとも、仮に男女は違うのか、そのあたりがちょっと。あるいは手当みたいなものはつくんですか。例え

ば子供がいるとか配偶者がいるとかによって、そのような付加されるものはあるのか。ちょっとその辺を教えてください。

○**早日渡教職員課長** 臨時講師の給与は一般初任給と大体同じような形で、当初、計算して支払われていきますが、一般の職員ほど昇給の率が高くはありませんので、ちょっと今、率の具体的な数字を持っておりませんが、それなりの給料が出ているということです。

そして、その他の手当等につきましては、先日もお答えしましたが、いろんな意味で一般教諭と同じような形で手当等が出ているということです。

補足ですけれども、経験年数に応じて高くはなっているということでした。

○**田口委員長** はい、わかりました。

○**二見副委員長** 経験年数は通算ですか、続けるの経験年数なのか、それとも飛び飛びだったら、それも全部計算されるんですか。

○**早日渡教職員課長** 通算といいますか、積み重ねの年数で経験年数を割り出しているということでした。

○**田口委員長** よろしいですか。

○**徳重委員** 今、通算とおっしゃいましたが、県内だけでなく、あるいは他県で経験がある、そういったものは一切関係ないんですか。

○**早日渡教職員課長** 他県等の経験も通算をしているということですので。

○**田口委員長** 済みません、最後です。委員長の田口ですが、退職金というのはあるんでしょうか。あるとすれば、どのような基準になるんでしょうか。

○**早日渡教職員課長** 1年限りの任用でございますので、1年ごとの退職金が出ております。それほど大きな額ではございませんが、平均し

て12万円程度だったというふうに確認しております。

○**田口委員長** はい、わかりました。

ほかにございませんか。

○**二見副委員長** さっきの県外での経験も入れるというけど、それは何か確認とかとられるんですか。それとも履歴書を見て、それで経験を計算されるんですか。例えば鹿児島に勤務していたというんだったら、その鹿児島に問い合わせ確認をとったりするのかどうか。

○**早日渡教職員課長** 他県に履歴を確認して計算をしているということです。

○**中村委員** 他県におった職員が宮崎県に帰りたいというときに、それは1対1の交換トレードだった場合には認めましょうみたいなことがありますませんでしたかね。例えば、東京で先生をやっておる。宮崎県に帰ってやりたいと。こっちからも、1人行く人がおった場合にはオーケーだよというような話を聞いたことがあるんだけど、それは制度がなかったですかね。

○**早日渡教職員課長** それは、教諭の場合ということでしょうか。

○**中村委員** そうです。

○**早日渡教職員課長** *そのような希望をとりまして、お互いの交流希望者があった場合に、考慮及び試験をしながら確認をしているということではございます。

先ほどの臨時講師の退職金の平均は、正確には11万3,000円でした。補足をしておきます。

○**重松委員** この臨時の方々というのは、副収入、例えば塾の講師を受けているとか、何かほかの役員の報酬をもらっているとか、そういうことは認められるんですかね。

○**早日渡教職員課長** 基本的には、専念してい

※99ページに発言訂正あり

ただきたいということで、認めてはおりません。

○重松委員 つまり、採用がないときの話なんですけども、ごめんなさい。そういうときは、例えばほかの生活の報酬は取るしかないですね、その意味なんですけど。採用中はないと。採用が外れたら、それは許されるわけですよ。

○早日渡教職員課長 そのとおりでございます。

○重松委員 大丈夫ですね。わかりました。立て分けないといけないですね。

○田口委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 なければ、以上で終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時50分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

○早日渡教職員課長 先ほどの質問の他県からの現職の採用ということですが、基本的には、こちらの採用試験を受けていただくということでの交流ということでした。申しわけございません。

○田口委員長 よろしいですか。

以上で終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第15号から第19号、第30号、第32号、第33号、第35号、第36号、第41号、第42号、第44号及び第52号から第55号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第15号から第19号、第30号、第32号、第33号、第35号、第36号、第41号、第42号、第44号及び第52号から第55号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時54分再開

○田口委員長 それでは、再開いたします。請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

請願第26号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、請願第26号の賛否をお諮りいたします。

請願第26号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手なし。よって、請願第26号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時56分休憩

午後 2 時 9 分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 よろしいですか。

それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 2 時10分閉会